

り傳へ、爾來累世明神に奉仕し來つたと記されて居り、原氏は實にその後裔であつて、祭神に隨伴して三宅島よりこの地に遷居したと傳へてゐる。蓋し壬生姓は古代皇族の御養育に奉仕した家柄で、その一族の分布も相當に廣く、近國では駿河・三河兩國にもその居住が知られるから、同家も亦中央より移住したものであらうかと推定せられる。

次に注意すべきことは、末社の條で述べた如く社家毎に一社を有して、これに奉仕してゐたことであつて、その一部は前記慶長の水帳に記されてゐる。それ等は恐らく各家に奉齋し來つた神々であつて、それが本社を中心に統一せられて、後には神主と社家、本社と末社との關係を有するに至つたものと推定される。現在の境内末社二十六社も、各々舊社家の奉齋社が合祀せられてゐる。

藤井伊豫の活動と社僧側との軋轢 さて本社祀職の中には、特に列擧すべき人物の存在一二に止まらぬであらうが、就中特筆しなければならぬのは、江戸時代の末葉衰頹に頻しつゝあつた本社の挽回を圖り、幾多の艱苦と闘ひ、四圍の壓迫を突破し

て、一身を犠牲に供した藤井伊豫の活動とその功績とであらう。以下傳記の概略を記し、併せて當時に於ける本社の側面觀を窺ふこと、しよう。

藤井伊豫名は昌幸、初名は常藏後陽藏と改め、伊豫と號した。白濱村長田の禰宜家藤井平兵衛昌繼の子で、その家名を大方とも呼んだので大方伊豫又は大方禰宜とも稱した。安永八年(又一説に安永五年)生を享け、天保七年五十八歳を以て逝去する迄、一生涯を通じて波瀾重疊を極め、且つその言動すべて本社に關せざるは無く、終生を本社の爲に捧げ盡したと言つてもよい程であつた。資性剛毅果敢、些か傲岸不遜の態度があつたとはいへ、敬神の念特に篤く、夙に本社の衰微せるを歎き、之が復興を企劃し、青年時代より銳意その實現に向つて邁進したのである。先づ享和元年の造營に際しては江戸に出で、募財に努力したが、幾もなく病を得て歸郷した。文化二年再び江戸に出で、傳手を求めて當時に於ける神祇界の權威であつた吉田家に御祭神の研究を願出した所、多額の費用を要すると知り、憤慨して中止した。以後江戸府内の國學者を訪ね、自ら本社の考證に没頭し、先づ祭神の真相を得んとしたのであつた。同五年神主



神祇伯資延王筆祭神記及包裂と外宮 圖八十第

原彌治右衛門卒去後嗣子を存しなかつたので、村吏は昌幸に後見を託し、又遺女と婚を結ばせたが故に、愈々祀職としての手腕を振ふべき機會が到来したのであつた。即ち翌六年上京して白川家に接近し、神祇伯資延王の門人となつて神道説を學び、且つ本社祭神に就き伯直筆の神號の下附を受け、多年念願の一端を果したのであつた(第十八圖)。然し引續き第二の希望とする眞の縁起作製に對して更に大活動を起し、文化七年重ねて江戸に出て、當時師事して

ゐた齋藤彦磨大人に依囑して縁起を作製した。即ち文化八年二月に成つた「伊古奈比賣命神社縁記」がそれである(第十九圖)。その所説は伊古奈比咩命を以て大山祇命の妃木花咲耶姫命の母とし、白濱・三嶋・富士を鼎足的に考察したもので、簡單ながら要を得たものであつた。然るになほこれを以て足れりとせず、更に同年八月誓詞を納れて平田篤胤大人の門に入り、その門人中第四十八位となつた。爾來一層眞摯な研究を續けたのであるが、遇々翌九年九月本殿裏山の老松下から神鏡五面が出土して神異の奇瑞を畏み奉つたが、同年豫て平田大人に依頼しておいた縁起が起草せられた。即ち「白濱神社略縁記」であつて(第十九圖)、内容は前記齋藤大人のものより考證的となり、且つ長文のものであるが、その説く所は同じく伊古奈比咩命を三嶋明神即ち大山祇命の妃とし、雲見神社の磐長姫命、富士淺間神社の木花咲耶姫命の御母として居り、又神徳の内容に就いては頗る多方面に互り、航海・漁獵・農作・温泉を主宰し給ふとし、近年享和三年八月牧童が社後の山中に於て祭神の御姿を拜し奉つた俚人談をも織り交ぜて頗る平易に説かれてゐる。後同十一年伊豫は若狭小濱の藩士伴信友大人を知り、三



第十圖 藤彦齋作「伊古奈比賣命神社縁記」

平田篤胤作「白濱神社略縁記」

宅記竝に北條氏白濱割付を提示してその鑑定を求めた結果、前述の如き考證を得たのである。翌十二年には一旦歸省したが、その際二院相對制を研究して再び出府した。この頃篤胤翁は伊豆三嶋神を事代主命と決定し、その旨を伴信友宛の書簡に記してある。それが二十二社本縁中の賀茂社の條に據つたことは、前項に於て述べた通りである。然し翁が同説を公表したのは、それよりも數年後であつた。次で文化十五年四月伴信友に誓詞を納れ師弟の契約を行ひ、本社に關する長文の質問書を認めて送つたが、文中本社の由緒に對する考證は大いに見るべきものがある。即ち本社殿が古く二院制であつたことを立證し、次に和名抄大社郷を

白濱の地であらうとし、現在の三嶋神社は舊社であるまいと疑ひ、源賴朝が勸請したものであらうと推定する等、相當苦心の跡が歴々として窺はれるのである。後に出來た本社縁起の内容は、當時に於て大體組織されてゐたらしく考へられる。翌文政二年昌榮と改名し、同三年本社神主原家の委囑により、歸國してその後見を爲すこととなつた。同年九月の例祭には長文の祝詞を作つて神徳を讃へ奉つたが、同文は實に多年に互る研究を集大成した傑作であり、更に文中に横溢するその熱と力とは實に社僧側に對して示した宣戰文とも見ることが出来るのである。なほこの頃本居太平大人の門に入つた。文政四年六月又江戸に出て淺草に住し、伊豆大社雲見神社兩宮略記を著し、且つ神幸増益講を設けて社殿再建の資を募り、神社の復興運動の歩を進むるに至つたが、翌五年の著横本兩宮略記に於て、本社祭神中の三嶋神を事代主命に、伊古奈比咩命を三嶋溝織姫命とした。即ちその師平田大人の說に據つたのは勿論であるが、茲に於て多年懸案としてゐた本社縁起が、愈々大成するに至つたのである。同年五月原氏を離籍し、自由の境地にあつて廣く本社の復古運動に従事することとなつた。

然るに故郷白濱に於ては、伊豫に對する形勢宜しからず、殊に社僧側の惡感を受けること甚大で、爲にその行動を以て神社の神聖を汚す大詐僞師なりとし、偶々村内の事情に暗い沼津藩は、却つて社僧側に一致する狀況となり、迫害の手が漸次に現はれるに至つたのであつた。その第一は文政九年六月本社本殿の覆屋修繕の儀が起つた際、舊例により社僧禪福・長田の二寺が、神體遷座の事に従はんとした所、殿内に異狀あり且つ神體（本地佛）が紛失してゐる旨を以て、遂に神主代及原田・長田の氏子を相手とし沼津藩へ訴訟するに至つたが、その眞意は實に伊豫に對する反抗に外ならないのであつた。伊豫之を聞き急遽沼津に赴き、原家の爲めに辯疏せんとしたが、藩吏はこれを顧慮せず、却つて内濟を勸告し、伊豫は沼津領を離籍してゐるからとてその召見を拒否し、遂に寺方へ有利な扱ひをなすに至り、寺方に本社 of 執事別當の稱を許し、遷宮・大般若經轉讀・祈雨の行事權を認め、白川家の棟札を撤して社鑰を封じ、神體（本地佛）の修復（實は再刻）を約せしめて一段落となつた。即ち明かに寺方の勝利に歸したので、江戸にあつた伊豫は切齒憤慨したのであつた。翌十年三月伊豫は江戸表

通町家を限り一日一錢づゝ八ヶ月間の勸化を請ひ、以て本社 of 再建費に充てんとしたが、希望通りに進行しないので、焦慮した結果大阪に赴いて募財せんとし、その方法として先づ沼津藩に復籍の必要あるが爲め、翌十一年正月親族四名を保證人として歸國の上、禰宜藤井勘解由の跡を相續せむことを禪福・長田兩寺を通じて依頼し、心なくも兩寺宛に保證書を提出し、辛うじてその目的を達したので、再び江戸に出て白川家用の名儀を以て出發し大阪に入つた。一方多年研鑽しつゝあつた神社誌の編纂に就いては、翌十二年「伊豆大社御神威略記」が成つた。本書は實に二十餘年間に及ぶ苦心の結晶であつて、確固たる信念の下に作製せられたものである。之によれば本社を伊豆國一宮とし、祭神は三嶋神社を事代主神、伊古奈比咩神を三嶋構織姫とし、延喜式に載せらるゝ伊豆三嶋神社と伊古奈比咩神二前の同所鎮座を不動のものとし、三島宿の三嶋神社は無視するが如き態度を採つてゐるのである。翌十三年その縁起書に家内船中壽命長久増益安全講の主旨を添へて募財に努力した。然し飽迄不幸なことには種々な妨害もあつたが思惑通りの募金が見られず、悶々の中に四年の滯阪が續いた。

その間の貧窮は極めて甚しく、或時は食ふに物無き有様であつた。

一七六

一方白濱に於ては、天保二年に前年係争の中心となつた本地佛の再刻が成つたので、これを本殿に納め、爾來社家をして殿内に入らせしめざるに至つた。偶々同五年沼津藩主水野忠成侯が歿して多年の重壓が除かれたのを機とし、伊豫は故郷に歸つて宿願を果さうとしたが、その大阪在住當時音信不通なるが故に、大平家から離籍されてゐたので、再び復籍を試みた所、長田寺及び板戸組の故障によつて意の如くならず、故に深く決意し復江戸に出て畫策する所があつた。「白濱大社御神異事御由緒事」と題する縁起書はこの時に成り、最も晩年に作られたものである。翌六年六月遂に宮例復古と自己復籍の件とに就き、禪福寺の玉舟及び長田寺の英岳と板戸組新舊兩名主とを相手に、幕府の寺社奉行に訴ふるに至つた。然るに間もなく玉舟は病死したので、幕府は英岳と兩名主とを召喚して、翌七年十一月四日より審問に入り、翌五日伊豫に吟味中揚屋入を命じた。而して愈々双方對決の上最後の判決を見ようとする間際に至り、不遇な伊豫は牢疫の爲めに宿預となり、二十六日遂に逝去したのである。行年五十

八歳（又六十一歳）、その一生を神社の爲めに犠牲としたにも係らず、何等報いらるゝことなく悲惨な最後を遂ぐるに至つたのは、何人と雖も一掬の涙を禁じ得ないところであらう。然しその赤誠は決して徒勞には終らなかつた。即ち生前から伊豫の孤忠を憫み、後援者となつてゐた神祇伯王家は、天保八年に「道守靈神」と謚し且つ神道の禮を以て之を葬らしめた。定めし地下の靈も満足したことであらう。同時に伯王は田部監物を白濱に遣はし、神主・社僧・村吏等を會して本社_の由緒神徳を説き、本地佛を撤去し、一致して敬神の誠を致すべく誓はしめたが、間もなく相手方英岳も牢死し、其他は赦免されて落着するに至つた。爾後も社寺の反目は引續き、殊に文久元年式年遷宮の件に關し、再び相争つて寺社奉行の裁決を受けるに至つたが、明治元年に至り時勢の變轉と共に全く終止するに至つた。伊豫の没後三十二年にしてその意圖は遂に達成せられたと言ふべきであらう。

以上の如く禰宜藤井昌幸は、不幸にも本社_の最も衰頹疲弊した時期に際回し、微力よく復興に努め、殊に縁起の考證に就いても貢獻する所尠く無く、本社_の爲め不朽の

功績を遺した一人であると言ふべきであらう。その名は本社のある限り永久に消ゆることなく、又その在天の靈は道守神として本社の發展を祈りつゞけてゐるのであらう。

一〇 結 語

神祇史上に於ける伊豆國諸神 願れば今から一千二百五十餘年前、白鳳年間に於ける伊豆國神の顯現は、恰も池中に生じた一波紋の如く、漸次にそれ自身を擴大し、その本態を鮮明ならしめ、後約百五十年を経た天長九年に至り、遂に三嶋神・伊古奈比咩神の出現となつた。爾後平安時代を通じ、同神竝に同國內諸神の顯現が相次いで起り、延喜の制に於ては、實にその數天下第一を誇る程となり、伊豆國の諸神はその量に於ても、又その質に於ても注目すべき有様を呈するに至つたのである。

我國古來の神祇は、八百萬神と概稱せらるゝ如く、その數極めて多く、又内容多岐

に互り、時間的にも空間的にも種々な現象を示現せられてゐるので、固より一様に律すべきではないが、大體に於て地方に顯現せられ又は發展せられた神々に就いて拜すると、多くは土地々々の靈神として、その開拓や鎮護に偉大な御稜威を輝かしめ給ふを常として居らるゝ。伊豆國內に在つて史乘に著れ給うた神々も、大體に於てその範疇に屬し給ふことは言ふ迄もないが、吾人は更に本國のみに於ける特殊性をその中から認めざるを得ないのである。即ちそれは本國中でも南豆及び海島に於て、著しい神の活動があり、それが夙く朝廷にも聞えたといふ事實である。言ふ迄もなく上代の伊豆諸島及び南豆は、地質學上から所謂富士火山帶の一部に屬し、爲に屢々噴火造島の現象を提起せしめたのに由るものである。かゝる特異な自然現象が、直ちに當時の住民に反映して、その素樸な神觀と結び付くに至つたことは、當然の歸結であるといへ、他に類の尠い一大神國を形成し、更に紀記その他の古典に見ることの出来ない多數の神々が顯現せらるゝに至つたことは、決して見落すことの出来ない神祇史上の一大異彩でなくてはならないであらう。國土の創造・國土の生産は神話として紀記に

傳承せられてはゐるけれども、それが事實として目の當りに示されたのは、實に南豆及び諸島に於ける噴火及び造島であつた。この驚異すべき事實の背後に、それを大人佩き給ふ神々の存在を認識するのは、宇内に生活する人々の誰しも痛感する觀念であつて、我國上代の神祇中でも重要な一部分を占むるものと言つてよいであらう。即ち如上の神觀中には、地震や噴火等天災地異に對して、畏怖の念から發する信仰と、その結果出現した造地造島に對する神祕觀とが織り交ぜられてゐるが、生活の根據を土地に置いて、自然の恩恵に倚賴した上代人にとつて、最も深刻な信仰觀念が此處から發生するのも亦怪しむに足りないであらう。故に我國に於ける原始神道の考察に際して、本國の諸神は頗る重要な位置を占めるものと言ふべきであらう。

文化の進展は一方に於て信仰觀念の進歩ともなり、神祇觀の内容に就いても漸々複雑さを加へ來ることは言ふ迄もない。伊豆國神が原始段階を脱して漸次に分化し發展せられて來ると共に、自然現象に對する素樸な觀念が薄らぎ（又同時に自然現象も少くなつたが）、文化の發達如何が著しく影響する所となつて來た。北豆に國衙が設けら

れ、東海道の發達といふ人文地理的な現象が、遂に南豆中心の神祇時代から、北豆中心時代に移行し、白濱に鎮りました國中第一の名神三嶋神が、北豆に勸請せられて一國の一宮となり、又惣社と仰がるゝに及び、一層その變化を促進せしむるに至つた。即ち原始神から文化神へと進み、神德の内容も著しく擴充せらるゝに至つたのであつた。例へば三嶋神と伊古奈比咩神が雨乞や日乞の神となり、或は武神となり航海安全の神・五穀豐饒の神等として信仰せらるゝに至つた如きがそれである。この現象は決して伊豆に於てのみ特有と言ふべきではなく、廣く一般神祇史上から當然に起る通有性とも言ふべきであらうが、その中であつて地方獨特の立場を認めなければならぬのは、平安時代國司の神祇制度上に於ける一手段として、他國に異つた新宮の勸請や惣社の發生が見られたこと、武門の棟梁たる源家の勃興に伴ふ崇敬内容の變化等であらう。

かくの如く國史に顯れた伊豆國諸神は、單なる一地方神としてのみに跼蹐せず、千古の古から神祇史上の舞臺に活躍せられ、朝廷或は武將と特殊な關係を保持しつゝ、

進展せられて来たことを知る事が出来ようと思ふ。

伊古奈比咩命の御稜威 謹みて案ずるに、伊古奈比咩命は、天長九年五月數々の御神威によつて、三嶋神と共に名神に預り給ひ、伊豆國神でも夙く朝廷より特別な御待遇を受けさせられた靈神にまします。かゝる遠隔な地方に於てかく破格の恩典に接したことは、神威の並々ならぬことを痛感せざるを得ないと共に、之が顯現はそれ以前から地方に於て著しかつたことをも推定することに難くない。即ち當時に於ける御稜威の内容が、造地造院を主とする自然現象にあつたとすれば、より古くから同様な異變が発生したこの地方としては、悠久な古へから本神が顯現せられたことは當然であらう。又同年の記事に亢旱を卜したとあるから、祈雨の神としても靈驗を示し給うたことが知り得られる。爾來平安時代を通じて數度の神階昇叙を見、又官社に列せらるる等、朝廷よりの御崇敬が相次いで拜せられることは、反面に引續き神威の昂揚幾度か示現せられたことを物語るものに外ならない。その内容に就いては神異之事不可勝計とある如く必ずしも一一に止まるべきではあるまいが、恐らく前記の噴火造島

なる地異と祈雨の如き天變とが、その主たる内容であつたかと推定せられる。即ち伊古奈比咩命は先づ同地方の自然神を代表して、上下の尊崇を受けられたと言ふべきであらう。

次に承和七年に於ける上津島の異變と、阿波神及物忌奈乃命の顯現の條によると、伊古奈比咩命が三嶋神の後後に擬せられ給うたのは、人事を以て神事を推した當時の神祇觀を示すものであるが、又本神が比咩神にまします點と、三嶋神と同所に鎮りましたといふ事實から、兩神を一對の伉配神とすることは當然な歸結とすべきで、更に造地・造島の事實を人事の生殖と同様に觀じた當時の神道觀からは、二神の配合を最も合理的な解釋と信じたであらうと思ふ。かゝる見地から見れば伊古奈比咩命は、一面に於て三嶋神と共に伊豆國土の一部を創造せられた開拓神としての御神格を有せらるることが窺はれるであらうと思ふ。

延喜の制伊豆國賀茂郡四十六座中、三嶋神は名神大・祈年・月次・新嘗の官幣に預り、本神も同じく名神大に列し、祈年の國幣に預つたことは、兩神の赫灼たる御神威

によることは言ふ迄もない。後三嶋神は、北豆國衙の地に勸請せられ、伊古奈比咩命も亦當后宮の御名の下に、共に同處に奉齋せられ給ふたが、これも古來伊豆一國の名神として、國司制度上忽諸に附し難い理由から發生した結果であつて、兩神の御稜威が然らしめたことを覺えるのである。但しこの結果三嶋神に對する崇敬が新宮に集中され、白濱に於ては伊古奈比咩命のみが鎮りますすが如き偏見を懐かしめるに至つた。

さて御神徳の内容も、文化の進展と共に變化消長があるべきは當然であるが、武家時代以後三嶋神は専ら新宮に於て繁榮せられ、武神大山祇神として崇敬せられ給ふに至つた。伊古奈比咩命は故地に於て、一部の武家と地方上下の尊崇を占め給ふ有様となり、その御神系も亦大山祇神の後神とせられ、海上安全・漁獵竝に五穀豊穰・諸病平癒等の御神徳を兼有し給ふと信ぜられた。然るに江戸時代の末三嶋神を以て事代主命に擬當し奉つたが爲に、本神も亦その妃三嶋溝織姫命と仰がれ給ふに至つた。もとより本來の御神威とせられる造地造島の奇瑞は、隨時にこれを示し給うたのであつて、三宅島に於ける御神火の噴出は、江戸時代に於ても數回を數へられ、更に最近に

は明治七年と昭和十五年の二回に同様の事實が起り、その都度神驗そのまゝの造地を示されたのは、今更ながら御稜威の畏さを痛感する次第である。

伊豆國に於ける本社地位 本社の創立はもとより詳細を知ることが出來ない。然しながら、現在の鎮座は文獻に記載する如く、天長年間神自らが造地造院せられたとあるから、その一事を以て見ても、本社が他に類例の尠い靈社として、特筆するに足るべき理由があらう。殊に注目しなければならぬことは、その當初から三嶋神と同一の地に鎮まりましたことであつて、やがてはその兩神が伉配陸しく戮力一致して神威の發顯に當られ、朝廷よりの御待遇も亦常に相竝んで享けさせられたのであつた。かくの如く當時の名神二前が同一鎮座地にましまして共に御稜威を發揮せられたので、社地を大社郷と稱せられたものであらう（和名抄所載）。故に本社は當時伊豆國に於ける神祇の淵叢として、その中心を成してゐたと考へられる。而して本社は實にその筆頭たる三嶋神と相竝び——稍降つては相次で——上下尊崇の標的とせられてゐたのであつた。

然るに王朝時代の一時期夫神たる三嶋神は、その分靈が政治上の中心地たる三島驛頭に奉齋せられ、次で一國の一宮となり又惣社と仰がれ、更に源頼朝公が深く崇敬せられた結果、武家時代を通じて同社の繁榮著しく、爲に恰も三嶋神社は北遷したるが如き有様を呈するに至つたのであつた。本社に於ては何等の動搖も見なかつたとは言へ、一沫の寂寥を感じざるを得ない次第である。しかし三嶋神社と本社とは天長年間以來毫も變ることなく、白濱の地に鎮りましたのであつて、その徴證は既述の如く歴史として數ふことが出来るのである。江戸時代の中期以後本社の衰微に伴ひ、二院の制も廢せられ、今では伊古奈比咩命神社のみが鎮ります如き觀を呈するに至つたのは、誠に遺憾に堪へない。然しながら如上の御由緒は兎もあれ、三嶋神は現に三島市にあつて官幣大社に列せられ、公私の待遇も渥く、昔日の繁榮を充分に偲ぶことが出来るから、今更兎角の問題を挿むべき必要を見ないであらう。之に反して本社はその御祭神御由緒、三嶋神社と共に東國一流の神社たること上述の如くであつて、その社地は天長以來動くことなく、祭儀信仰綿々として舊儀を存續しつゝあり、その物質

的施設亦缺くる所が無いのであるから、速に千古の古へに復して、三嶋神社と相並び、名實共に東國內の名社たる國家的待遇を享けさせられむことを切望して熄まない。更に伊豆國は南北に長く且つ中央に天城山脈の障屏が屹立して、自然地理的に南北の二區とせられるのである。故に三嶋神社を北豆の重鎮とすれば、本社は南豆の巨社として、共に比肩協力以て本國を不易の聖地とせらるべきであらう。加之に今や時局多端、太平洋上波濤荒く、我が帝國の洋上に對する注目は、殊にその重きを加へつつある。この間にあつて本社は御由緒に示す如く、洋上豆南諸島を大人佩き給ひ、常に洋上を守護せられつゝある。故に今こそ我が帝國國民が、伊古奈比咩命の御稜威を等しく仰ぎ奉るべき時であらうと信ずる次第である。

伊古奈比咩命神社資料篇

凡 例

- 一、本篇は伊古奈比咩命神社に關する各種の資料を編輯したもので、便宜上「由緒記」・「古文書・古記録」・「金石文」・「諸書拔萃」・「參考資料」の五部とする。
- 二、第一部由緒記は、本社古來の縁起類を一括したもので、更に大別して、1を各種縁起書とし、本社直接の縁起類を載せ、2を關係縁起書として白濱大明神縁起（一名三宅記）を掲載した。
- 三、第二部は古文書・古記録とし、本社並に舊社家に藏する古文書・古記録中、主として本文に關係を有するものを擧げた。その内容を分けて、1本社關係、2造營關係、3社人及末社關係の三類とする。
- 四、第三部金石文は同じく本社藏の金石銘を一括掲記した。
- 五、第四部は諸書拔萃とし、各種の書物から本社に關係ある記事を抜記した。更にその内容から、1神祇關係書、2地誌類、3雜とする。
- 六、第五部は參考資料として、本社に關する諸家の考證論文中、雜誌に掲載されたもの、中から、轉載させて頂いた。單行本として刊行せられてゐる類は一切省いた。

七、資料の内容や特質等に就いては、各々その條に簡単な解説を施して参考に供したが、その要を認めないものは省略した。

八、官幣大社三島神社の由緒資料は、本社と密接な関係を有し、往々重複する場合が多いが、それ等を列挙することは、傍系に走り過ぎ且つ煩に互るので大部分を省き、特に本社と密接な関係を有するもののみを掲げることとした。

九、本篇に掲載した以外に、資料として加ふべきものゝ遺漏が多いことと思ふ。殊に地誌紀行文中に搜索の足りないことを覚えてゐるが、本社の由緒上に甚しい影響を認めないと考へて、今後増補の際に譲ることとした。

一〇、最後に本篇に記載しなかつた本社關係の資料中、左の數書は特に一應参照せられむことを希望する。

足立鍬太郎氏著 「幸藻」 (大正五年刊)

同 氏著 「道守」 (大正七年刊)

同 氏著 「南豆神祇誌」 (昭和三年刊)

石井 廣夫氏著 「神祇古正傳」第一卷 (昭和八年刊)

萩原 正夫氏著 「事代主神事蹟考」 (明治四十五年刊)

目次

一、由緒記	一頁
1、各種緣起書	一
(イ) 伊古奈比賣命神社緣記 (文化八年・齋藤彦麿作)	
(ロ) 白濱神社略緣記 (文化九年・平田篤胤作)	
(ハ) 白川家染筆神系圖 (文化九年)	
(ニ) 白濱大社神系書 (藤井伊豫作)	
(ホ) <small>伊豆大宮 雲見神社</small> 兩宮略記 (文政五年・藤井伊豫作)	
(ヘ) 伊豆國式内一宮御神威略記 (文政十三年・藤井伊豫作)	
(ト) 當社御由緒事 (天保五年・藤井伊豫作)	
(チ) 白濱大明神舊記 (明治二年・原彌治右衛門書上)	
2 白濱大明神緣起	六
二、古文書・古記録	一

1 本社關係

(イ) 北條氏忠朱印狀 (附)伴信友考證・藤井伊豫裏書

(ロ) 洪鐘奉加帳序 (寶永二年)

(ハ) 御初尾米證書 (寛延二年)

(ニ) 取極書 (享和元年)

(ホ) 白濱神社祭禮祝詞 (文政三年)

(ヘ) 御宮附田畑名寄并御年貢米帳 (天保八年)

(ト) 往古仕來取極書 (天保八年)

2 造營關係

(イ) 古宮山四社大明神御造營勸化之帳 (元文五年)

(ロ) 白濱大明神御願之支 (寛保四年)

(ハ) 御鳥居造立諸色入用帳 (寶曆十三年)

(ニ) 白濱大社御造營奉寄帳 (安政七年)

3 社人及末社關係

(イ) 慶長年間御水帳寫拔萃 (天保八年)

(ロ) 白濱大社家朔日講圖帳 (明治三年)

(ハ) 白濱明神社家數書上帳 (明治三年)

(ニ) 攝社正遷宮控簿 (明治十五年)

三、金石文

1 嘉祿元年御正躰

2 慶長十二年大久保長安奉納鰐口

3 寛文二年棟札

4 延寶三年棟札 (三枚)

5 寛保元年棟札

6 寛政五年棟札

7 享和元年棟札

8 天保二年藥師如來造像銘

9 萬延元年神號額

10 明治四十二年神德頌碑

四、諸書拔萃

1 神祇關係書

- (イ) 神道集
- (ロ) 神道集略抄
- (ハ) 三嶋神社藏二十一社記
- (ニ) 諸神記
- (ホ) 諸社根元記
- (ヘ) 神名帳考證 (度會延經)
- (ト) 神名帳考證 (伴信友)
- (チ) 神社叢錄
- (リ) 神祇志料
- (ヌ) 大日本史神祇志
- (ル) 特選神名牒

2 地誌類

- (ヲ) 伊豆國式社考
- (ワ) 伊豆國式社攷略
- (カ) 明治神社誌料
- (ヨ) 南豆神祇誌
- (タ) 静岡縣神社志
- (イ) 增訂豆州志稿
- (ロ) 日本地理志料
- (ハ) 大日本地名辭書
- (ニ) 南豆風土誌
- (ホ) 静岡縣史

3 雜

- (イ) 古史傳
- (ロ) 中古雜唱集

(ハ) 宴曲三島詣

五、參考資料

- 1 伊豆國賀茂郡白濱神社祭神考 (三島通良氏)
- 2 白濱神社祭神論附來宮子神考 (足立鍬太郎氏)
- 3 修福寺藏 大治五年書寫大般若經考 (足立鍬太郎氏)
- 4 伊豆の白濱神社 (時野谷勝氏)
- 5 官幣大社伊豆三島神社鎮座考 (蘆田伊人氏)

一 由緒記

1 各種縁起書

(イ) 伊古奈比賣命神社縁記

一卷

(解説) 紙本墨書、美濃判表紙共七枚(本文墨付五枚)の小冊子、齋藤彦磨の自筆本で、奥書に見る通り、文化八年閏二月藤井伊豫の需に應じて作製されたもの、本社縁起中で纏まつたもの、最初の著作である。

伊古奈姫神社縁記

八重雲を伊豆國沖津鳥賀茂郡に鎮座、神風の伊古奈比賣命と申奉るは、かけまくもあやに畏くいはまくもあやに貴き天地と共に、樛木の彌繼々に、久堅の天つ日嗣しろしめす御代々々の 天皇の大御祖、天邇岐志國邇岐志天津日高日子穗之邇々岐命の大御后神吾田鹿葦津木花開耶姫命の御母にて、大山津見命の御妻神になむおはしける。この伊古奈姫命の御功勳は、靈妙なる御しわざましませすゆゑに、此處の底津石根に大宮柱太敷立、高天原に比岐高知て、天の御蔭日の御蔭と鎮まし〜

て、天皇が朝廷の大御世平安に天の下の大御百姓ゆたかに守護ましますによりて、大朝廷より嚴に祭祀せ給ひ、御位階をも重く贈らせ賜ひぬれば、大御百姓もより集ひて、種々の珍の御幣差上奉りて、年毎に怠る事なむなかりける。さてかの御夫神大山津見命をば、同じ郡の三島に鎮め祭給ひ、御女神木花開耶姫命をば、富士郡富士山の嶺に鎮め祭り賜へり。今は富士郡は駿河の國內なれど、往古は駿河・伊豆・相模かけて、一つまきに相模ノ一國にてありけるを、その後相模と駿河と二國に割られたるを、駿河國なる伊豆ノ崎は、海中にさし出たる岬なれば、別に分て一國となし、伊豆國とぞ號けられたりける。そはいづれの御代の事とも定かにはしれがたかれど、いと上つ代の事なるべし。難波朝の御代に、この國を又駿河の國の國內に屬られしを、往還の便あしく民のわづらひ多かりしにや、明日香朝の御代に、故の如く伊豆ノ一國と分られたり。さて伊古名姫と申し奉る御名の義は、この國の山川道路のけはしくわづらはしきによりて、大御百姓なりはひを失ひ、往古人苦みに堪ざるゆゑに、この姫神甚愷み給ひ、峻き山岳はふみさくみて平げくなし給ひ、荒き海川は水脈せきてゆるべ賜ひ、狭き田畠はふみならして廣くしたまひ、遠き村里は八十綱打かけて引寄給ひ、住人の煩ひなく、道行人の惱みなからしめ給ふ故に、天の下の大御百姓、この神の御恩頼を蒙らぬはあらざりき。貴さかも畏さかもよ。かく人の勞をあはれびたまひ、なやみくるしめるを慈し

めたまふゆゑに、伊古奈比賣命となむ稱へ負せ奉り賜ひしなり。かく尊く靈驗かりける御神にましませば、朝に夕に拜み奉り時の間も忘るべからず。近きわたりにすむ人はさらにもいはず、遠き堺の人といへども、風の音の遠音に聞て、爰に詣來り、大御廣前に頓首まつり、數年蒙り來し御恩頼の濱の眞砂の多かるをも、伊豆の温泉の一滴だに報ひ奉るべき事になむ。かしこみも記す。

文化八年閏二月

藤原彦麿

右一卷は、伊豆國人藤井氏の需によりて、かくは物せるになむ。

當社に藏たる舊記は、神祇に暗き僧徒等がしわざと見えて、或は古傳にあらぬ私をたて、或は神祇にあづかぬ佛理を説て、清穢混じたるを、藤井氏いたくうれたみて、我に物せよと乞はるゝに、辭みがたくていさゝか其由記せるになむ。

彦麿

(ロ) 白濱神社略縁記 一卷

(解説) 美濃判表紙共九枚(本文墨付七枚)、同じく藤井伊豫がその師平田篤胤に請うて作製せられたもの、文化九年の著述で、神社の藏本はその版下淨書である。

伊古奈比咩命神社略縁記

伊豆國式内大社

四

そも、伊豆國加茂郡に鎮坐まします、白濱神社と申し奉るは、畏くも延喜の聖代人皇六十代 醍醐天皇に、勅撰ありし神祇式に伊古奈比咩命ノ神社名神大と記させ給へる御社にして、この神は、伊邪那岐伊邪那美ノ命の御子火之迦具土ノ命この神は、火ノ神に坐して京の御子、大山祇命 此ノ神は、山の神に坐して諸の万民の家居を作るべき助と成したまひぬ、御本社は伊豫國三島に鎮坐なりの後神に坐して、雲見ノ神社磐長姫命此ノ神をよく信仰し奉る輩は壽命を守り幸ひたまふ御神に坐すなり、御縁記別にあ、並に、富士山に鎮坐す木花開耶姫ノ命此ノ神は禁裡の御大祖天照大御神の大御孫瓊杵尊の御后神に立たたまひて、世の女の安産を守らせ給ふ御神なりの御母神なり。この外に御子數多おはして、伊豆ノ國十島の神々、六所の王子、十八所の神等も、みなこの伊古奈比咩命の御子神等なり、白濱に鎮坐のことは、遠き神代に御本國日向國より、東國を開き賜はむ爲に、遷坐して住せたまひ、伊豆ノ國駿河ノ國を開かせ給ひ、御神徳を以て、雷神、火雷神をかたらはせ賜ひて、七日七夜が間に、伊豆國の十島を造り賜ひぬ。この事社傳の舊記に見えて今も島に御神火よりてなり、此ノ御神火の神異妙々なることは、と云ひて、絶ず火の燃ゆることは、此謂に普く世の人知る處なればくはしくは記さず。今の八丈島も、この十島の内にて此神沖ノ島と號けたまへるを後に八丈島と改られたり、是は今の八丈島を古長さを八丈に織て出したれば、その八丈胡の出る島ゆゑ八丈島と號けたるなり、然るを世の人八丈島と云ふを元よりの名と心得たるは元の謂れを知らざればなり

り、人代となりても、天武天皇四十代の御代白鳳十三年十月に、土佐ノ國の田苑五十餘萬頃を、一夜に没して海と成したまひ、其夕伊豆ノ國の西北に、三百餘丈の地を築出し賜ひぬ。この事朝廷の御國史日本紀に記させ給へり今の白濱神社の地これなり。斯の如く御神徳を以て土佐ノ國の田苑を推さ、海底より引たまひて、築出し給へる地なるにより、今も現にこの社地の巖石に、種々の貝殻など石と化りて交り有ること、人の普く見るところなり。さてこの御社の地は、一里ばかりの白砂濱の真中にありて、海へ築き出て浮島の如し、この御すなはち神釜と號し、汐干にはその社の下の神釜へ入ること一丁ばかり、その巖石のすさまじきこといふばかりなし、時によりこの神釜の鳴ること十里二十里も響くことあり、然れども白濱の地にては、さばかりの響とはおぼえず、またもし不淨のものにてもこの神釜へ流れ入る時は、其響のすさまじきこと雷のごとし、また古の御社は今の御社より七八丁西北にありたりと云ふ、木の楠木の森あり、始は此處に御鎮坐なりとまをし傳ふ、この所の名をすべて神明と云ふ、この處に御手洗また末社數多あり、こののち淳和天皇五十代の御代天長九年五月禁裡へ御託宣ありて、名神大社の列にあづからせ賜ひ、深谷を塞ぎ高巖を推さ、地を平にし給ふこと二十町ばかり、且御自神宮二院また御手洗の池を三處に造り給ひぬ。但しこの御自つくり給ひぬる宮は、天正の頃、兵火に燒失て、今の御社は、此の事も朝廷の御國史日本紀に記させ給へり、また、仁和三年十一月二日新に生ずる島あり、此神火を雲の氣ありと日本紀にあり、さて御神徳のことは、廣大にして書きつくし難き中に、別て海路の難を救はせ給ひ、常にこの神を信仰すれば、海上の横難うくること無し、又海中にて、俄に風雨吹起りし暗夜に方角を失ふ時なども、身を清め、この御神を拜し奉る時は、直に彼の神火を現し導き給ひて、無難に渡

五

海せしめ給ふこと、上下の船人どものよく知る所なり。それ故中國西國より東北の國々へ渡海の船人等、この神を尊信し奉らぬものなし。又漁獵の事を守りたまふが故に、數多の漁者も常にこの神を尊信し奉り、日本第一の漁獵ある國なることは、偏に此神の漁者を守り給ふによりてなり。故に伊豆國十島みな毎年に初漁を神前に獻ることなり。然るにその魚は神のきこしめすと見えて、夜の間は無くなること鳥々の人よく知る所なり。また五穀の豐饒を守り賜ふが故に、長旱に雨を祈り霖雨に晴を祈りて、速に驗を見せ給はずと云ふことなし。これまた伊豆一ヶ國は云ふに及ばず、近國にても普くその神異の灼然を知る處なり。また伊豆ノ國に温泉の多きこと他國に比類なく、諸病を癒して神驗あること、普く世人の知る處にして、これまた、白濱の御神の萬民の難病を救はせ給はむ爲に、神代より湧出させ給ふ處なり。また御社内にも温泉在し處、中昔の頃、浮屠氏の輩、この温泉に入湯いたし泉海中にある故、海中より今に湯煙り出るなり、恐るべしおそるに、此神御怒りあそばし、其ノ温泉を海中へ御踏出し遊ばされしとて此温べし又病氣平癒の後、願はるときには底の無き柄杓を奉るなり。斯在止事なき御神徳の神にましますが故に、朝廷にも厚く御崇敬遊し、文徳天皇五十の嘉祥三年十月に、從五位下の御位を授け給へるを始として、此ノ事文徳天皇の御實錄に記させたまへり、それより次々に重き位階を授け奉り給ひて、今の神社は上もなき一品の御位に坐すなり。此事、伊豆ノ國神明帳といふ古書に見えたり。さて又、此の御神は所謂生神に坐して、如此凡人の世となれるが故に、その御形を隠し坐すと雖ども、今もましますこと、前條に記し、如く淳和天皇の御代に御自身に神

宮と御手洗の池を造り給へること、また今も獻物を所知食すなどを以て知るべし。これにつけて、去る享和三年八月のことなりしに、白濱にて牛つかひの者、牛を放ち失ひけるに八歳九歳十一二歳許なる子供等、その牛を尋ねむとて、神社の御後の山林へ入りけるに、しばらくして、この子供等色を變じ大汗になりて駈來り御林に美しき錦の御衣を召したる、尊き御后様のましませるが牛はあそこに居ると御教へありしと、口を揃へていへることあり、是小兒はさしもひがみたる心無きものゆゑ、思ひかけず神容を拜し奉れりと見えたり、かゝることどもを考へて、生神にましく、かつ今もましますこと祭し奉るべし、かくの如く廣大なる御神徳の神にましますが上に、長壽を守らせ賜ふ雲見の御神、又安産を守らせ給ふ富士の御神の御母神に坐し、ことには鳥々の數多の王子神等を生給へる御神に坐せば、子孫繁榮、其身の運勢無難を願はむ人々には、朝夕にこの御神の御神徳を仰ぎ奉り尊信し奉るべきものなり。○又此神社に相殿の神四座坐す、其の神々は大山祇ノ命、見目神、劔宮、若宮是なり。其の中に大山祇ノ命は、前條に記せる如く、伊豫ノ國三島に鎮坐す神なるを、上古に白濱ノ社へ遷し奉り、此は伊古奈比咩命の御妹ノ神に坐す故なり、其後聖武天皇四十の御代天平年中伊豆ノ國田方郡に遷坐し奉り、今の三嶋の神社是なり。此謂に因て、この神田方郡に鎮坐し給へども、其地社領のみ加茂郡に屬することなり。かく遷し奉りつゝも尙今も白濱の社にも祭り奉るなり。次に見ノ目ノ神、此は女神に坐すなり、劔宮、若宮この三神は御兄弟に坐して、社傳の舊記に天兒屋根命の御子のよし見えたり。この三神も御神徳廣大にして、伊古奈比咩ノ神の國々鳥々造固め給ふを、相共に助成し給へる神々に坐すが故に、御相殿に祭り奉ることなり。その御功德の委しきことは本縁記に記せり。

毎年の御祭禮七十五度なり。

追記

上件の如く、當社は神威廣大の御神に座すを、中古より浮屠氏の徒混入して、社法もやゝ亂がはしくなれるを、今年文化九壬申年、神祇道長上伯職京都白川二位資延王様より、五社神號御棟札を御認めあそばし、江戸御執役所へ御下しなされしかば、即ち右御役所より、伊豆ノ國洲崎の八田屋といふ船主の船へ相頼み、右御棟札を積上せしに、右船人ども洲崎に着いたし、人傳にて白濱の社家へ相届け、其者どもは直に上方へ出帆いたし、伊勢ノ國の近邊まで行きけれども三度まで吹返されけるゆゑ、船頭水主ども大きに驚き、種々評議の上にて、是は白濱の御神札を積入れ來りながら、人傳にて送届け、參詣も致さざる故、神の御引戻遊ばされしこと心付き、それより船頭水主等一同に十月八日に參詣いたせし處、右御神號ノ札氏子中立會ひ、御内陣に納メ奉らむと御扉を開きし處へ、云ひ合せたる如く參り合せ感涙を流し有がたがり、神酒を須戴引禮を遂げ、夫より御祭りをいたし、その翌々日順風に相成り、聊も障なく伊勢ノ國へ着船いたしぬ。また同九月中に、五社の御正躰の御鏡、御社の奥山に是有るよし、神託によりて尋ね入りし處、果して老松の本に靈芝を生じて雨露を防ぎ、其の下より神鏡五面を掘出したり。是は昔年兵亂の節

亡失せむことを恐れて、社家の隠し埋置たると見えたり。その一面の銘に、若宮御正躰嘉祿元年十二月日とこれあり。餘の四面は文字消えて詳ならず。かやうの神異を現し給ふことしかしながら、浮屠氏の混入を拂ひ清め、往古の正しきに復さむと、神忠をおもふ寸志を神の御歡び有て斯の如く奇瑞を見せ給ふことと、誠に膽に銘じて有りがたき御事なり。是れに依て益々神忠を思ひ奉り、御社の破損修理、並に當社の御位は一品に坐す。その御額も往昔の兵火に焼失してより今に再興も無き故、今般神祇伯二位殿へ願ひ奉り、御染筆の御額奉納致したき心願につき、各方へも御寄進こひねがふ處に候なり。

蒙神祇伯白川二位資延王殿命

御門人	平	篤胤	謹記	焉
神主	原	土佐	壬生	實
副宜	四			人
社家	二	十	二	人
大平副宜	藤原伊豫	藤原昌幸		

(ハ) 白川家染筆神系圖 一卷

(解説) 絹本墨書、竪一尺三寸、横三尺一寸五分、赤地錦を以て裏み、更に板表紙を附してゐる。同じく藤井伊豫の

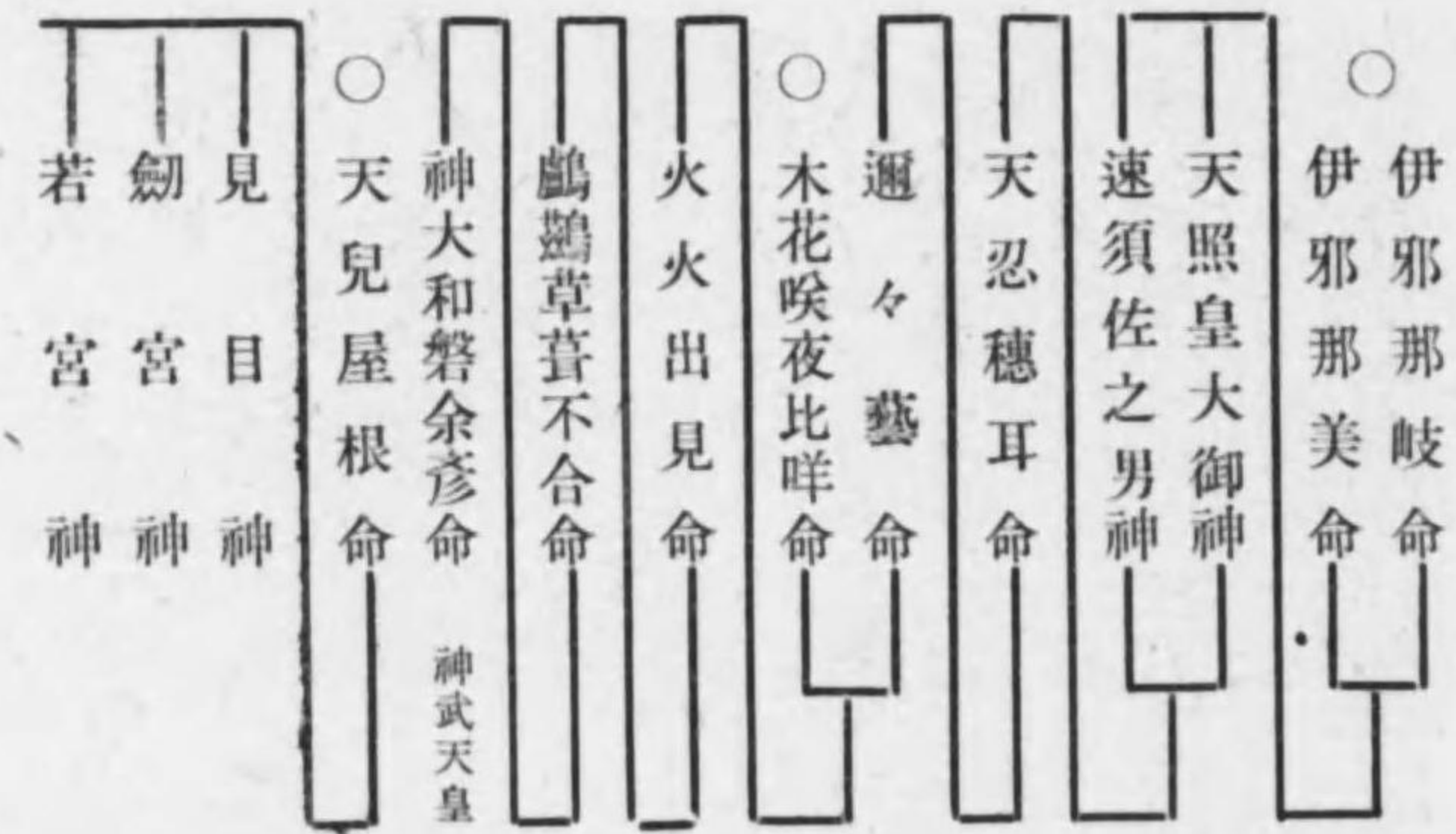
請により、時の神祇伯白川資延王が本社祭神の系圖を染筆奉納されたものである。

神祇伯白川二位資延王染筆額面



伊豆國加茂郡白濱之神社
同國加茂郡雲見村淺間之神社
駿河國富士郡淺間之神社

△木花咲夜比咩神言別之系



見 目 神

大山津見命

伊古奈比咩命

若 宮 神

劔 宮 神

天長九年

文德實錄二之卷

嘉祥三年十月壬子伊豆國伊古奈比咩命神授從五位上

同十一月詔列於官社

同四之卷

仁壽二年十二月丙子伊豆國加茂郡伊古奈比咩命正五位下

同六之卷

齋衡元年六月己卯伊豆國加茂郡伊古奈比咩神正五位上

(三) 白濱大社神系書 一卷

白濱神社

末社七十社

神祭年二十七十五度

(解説) 紙本墨書、製作年代不詳、本社寶物四一五號に登録せられてゐる。藤井伊豫の編纂直筆で、古典や社傳の記事そのまゝを忠實に抜書したもので、未だ伊豫の一家言を記してゐないから、神社誌編纂に於ける修業時代の作であらう。

勅願所 伊豆國式内一宮加茂郡三寫郷今稻生 澤郷

白濱ノ大社大宮ニ御鎮座ノ神

正一位伊豆三寫神社名神大月 次新嘗

一品當后宮伊古奈比咩命名神大

社傳舊記曰三寫大神人王六代

孝安天皇二十一年ニ伊豆國海中ニ十ノ島ヲ燒出シ築キ玉ヒシ嶋嶋ハ初嶋今ハシマ神集嶋大島新島三宅島

御藏島沖島今八丈 島是也小島青ケ島十島凡テ十島ヲ作ラセ給ヒシ事委シ其後大神曰ク餘リニ島狹ケレバ猶

燒出シ築キ度由仰セ有テ則燒出シ玉ヘバ元ノ島三タケバカリ廣ク成リニケルト有ニ付テ

朝廷第一御記日本書紀ニ

天武天皇白鳳十二年十月壬辰是夕鳴聲如鼓聞ニ干東方有レ人曰伊豆嶋西北二面自然增益三百餘丈更爲ニ嶋ニ則如鼓音者神造ニ是嶋ニ響也又

淳和天皇天長九年五月勅去年秋稼不稔諸國告飢今茲疫旱相仍人物夭折加以往々火災民成失所依之庚戌令卜筮八九畢於內裡伊豆國神爲祟奏伊豆國言上三寫神伊古奈比咩命二前預名神此神塞深谷摧高巖平造之地二十町許作神宮二院池三處神異事不可勝計

朝廷第四御記續日本後紀曰

仁明天皇承和七年九月乙未伊豆國言加茂郡有造作島本名名上津島此島坐阿波神三島大社白本后也。物忌奈乃命即前社御子神也新作神宮四院石室二間屋二間閘室十室十三臺上津島本體草木繁茂東南北方巖峻崢嶸人船不到纔西面有泊宿之濱今咸燒崩與海共成陸地并沙濱二千許町其島東北角有新造神院其中有壘高五百許丈其周八百許丈其狀如伏鉢東方片岸有陸四重青黃赤白色砂次第敷之其上一閣室高四許丈次南海邊有二石室各長十許丈廣四許丈高三許丈其裏五色稜不屏風立之岩伐波山川飛雲其形微妙難名其前縣夾纈軟障即有美麗濱以五色砂成修次南傍有二磯如立屏風其色三分之一悉金色矣曜眩之狀不可敢記亦東南角有新造院周垣二重以聖築固各高二許丈南面有二門其中央有一壘周六百許丈高五百許丈其左岸有十二閘室八臺南面四基西面四基周各二十許丈高十二許丈其上階東有一屋一基瓷瓦形葺造之長十許丈廣四許丈高六許丈其壁

以白石立周則南面有一戶其西面方有一屋以黑瓦葺作之其壁塗赤土東南有一戶院裏磔砂皆悉金色又西北角有新作院周垣未究其體其中有二壘其周八百許丈高六百許丈其體如伏鉢南片岸有階二重以白砂敷之其頂平麗也從北角至于未申角長十二許里廣五許里皆悉成砂濱從戌亥角至丑寅角長八許里廣五許里同成砂濱此二院元是大海又山岑有一院一門其頂有如人坐形石高十許丈右手把劍左手持鉢其後有侍者跪瞻貴主其邊嵯峨不可遍達自餘雜物燦燦未止不能具注去承和五年七月五日夜出火上津島左右海中燒炎如野火十二童子相接取炬下海附火諸童子履潮如地入地如水震上大石以火燒摧炎燭達天其狀朦朧所々欲飛其間經旬雨灰滿都仍召集諸祝禰宜等卜求其祟云阿波神者三島大社本后五子相生而後后授賜冠位我本后未預其色因茲我殊示怪異將預冠位若禰宜祝等不申此祟者出能火大將亡禰宜等國郡司不勞者將亡國郡司若成我所欲者天下國郡平安令產業豐榮今年七月十二日眇望彼雲島烟深四面都不見狀漸比辰近雲霧朗神造院岳等之類露見其貌斯乃神明之所感也云々

扶桑略記曰

光孝天皇仁和三年十一月二日伊豆國就新生島圖一張見其畫中神明放火以漸所燒別如銀岳其頂有綠雲之氣細事在圖中不更記之

延喜式神名帳曰

伊豆國加茂郡四十六座大四座、小四十二座

伊豆三島神社名神大月次新嘗 白濱大社御鎮座

伊古奈比咩命神社名神大 右同所御鎮座

三島神當后宮

阿波神社名神大

三島神本后宮

物忌奈命神社名神大

前社御子神

文德實錄曰

嘉祥三年十月授三島神從五位上同伊古奈比咩命神授從五位上十一月詔列於官社

仁壽二年十二月三島神加從四下伊古奈比咩命加正五位下

齋衡元年六月三島神加從四位上同加伊古奈比咩神正五位上

三代實錄曰

貞觀元年正月三島神奉授正四位下同六年二月授正四位上同十年七月授正三位

類聚國史菅原道實公曰

四年二月十五日伊豆國加茂郡三島神祠池水枯渴經數月至夏天下大旱以是入池霧祭至國別三島神官以二月十五日異訴朝家依之爲霧於三島神殿自六月十一日至十五日大雨滂沛焉故敍正一位并以三島一鄉今稻生澤鄉寄圭田神官賜祿金財帛

伊豆國神階帳

一品當后宮ハ伊古奈比咩命神也

右伊豆國大社ノ大宮御鎮座神々神威位記終

○大島鎮守

三島大明神

波布比賣命神社

○新島鎮守

三島大明神

第二王子

第三王子

御后大明神 新島内トマリ島鎮守

○上津島鎮守

阿波神社

三島大明神

○利島鎮守

伊豆佐和氣命神社

三島大明神

○三宅島鎮守

富賀大明神

三島大明神

當后大明神

伊古奈比咩命神ナルベシ

○三倉島鎮守

鎌取大明神

三島大明神

○八丈島鎮守

優婆夷神社

三島大明神 八丈島小島青島三島惣鎮守也

(ホ) 伊豆大宮 兩宮略記 一冊

(解説) 紙本墨書、大和綴、奉書半截を横綴とし、表紙に標記の題簽を添附してゐる。その内容は首端に附載せる足立
鐵太郎氏の序文によつて窺ひ知ることが出来る。なほ社藏本に伊豫の自筆本で雲見神社
と、伊豆大宮略記(文政七年筆)の二本が存する。内容は全く同一であるから採録を省いた。
雲見神社

本書は藤井伊豫昌幸自筆の白濱雲見兩社造營募財帳の一なり。初め三島神社は大山祇命、伊古奈
比咩命は其の妃にして、雲見神社なる磐長姫命淺間^富神社なる木花咲耶姫命は其の女なりとせし
を、文化十二年^{二四}_{七五}昌幸の師平田篤胤二十二社本縁に據りて三島明神を事代主命と考定せしを以
て、伊豆の神祇界に大動搖を生じたり。昌幸は夙に此説を歓迎せしかどかくては白濱雲見兩社の
因縁斷絶するを以て、文政四年^{二四}_{八二}六月江戸福井町にて起草せし募財帳の縁起には未だ之を暗示
するに止めしを、文政五年五月なる本書には公然明記するに至れり。是れ昌幸の事蹟を研究する

に於て、原大方藤井兩家の文書の缺を補ふべき貴重なる一資料にして、後の文政十三年の奥書ある伊豆國内式一宮御神威記の藍本なりとす

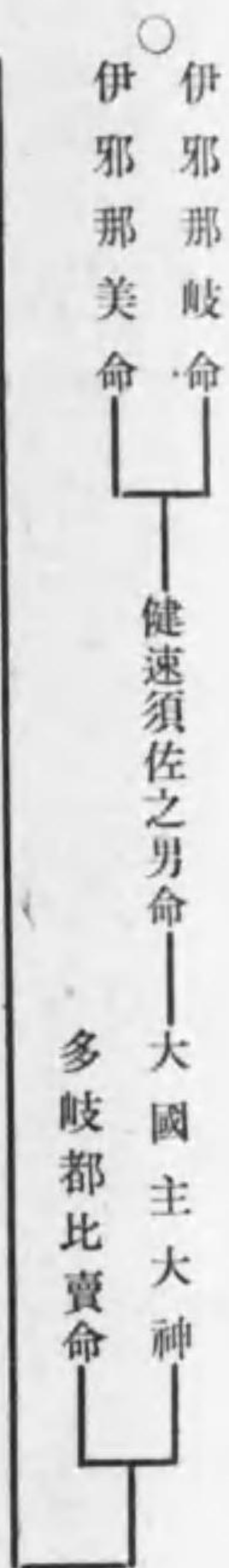
大正五年五月三十日

伊豫傳著者

出雲 足立 欽太郎 印

伊豆國加茂郡三嶋郷今稻生澤郷白濱の大宮に鎮り坐す、伊豆三島大神共御后 伊古奈比咩命相殿は、三坐朝廷第一の御記日本書紀に記させ給ふ如く、大國主神出雲國の神の御子言代主大神に坐まして、此神三島溝織姫神亦名玉櫛姫神又伊古奈姫命に通ひ玉ひて生ませる御子を姫踏躰五十鈴媛命と申す。此神を人王第一之 神武天皇の后神となし給ふ。神武天皇始て大和國橿原宮に帝位に即給ひて故后神にみあひ坐まして生みませる御子を 綏靖天皇と申奉りて、神武天皇第三の御子也。母は姫踏躰五十鈴姫命と申て言代主神の大女なり。

此二神の坐す地名を加茂郡三嶋郷と稱ふる故は、男神の御名を鴨言代主神とも姫神を三島溝織姫神とも申奉る故なり。



積羽八重言代主大神
 三島溝織姫大神
亦名伊古奈比咩命又名活玉依毘比賣命又玉櫛姫神
 媛踏躰五十鈴姫命
人王第一神武天后神也
 五十鈴依姫命
二代綏靖天后神也

上件の如く坐まして、その御神徳の廣大に坐す御事は申盡しかたかれど、先聊其宮に傳はる舊記の趣を申さば、此神々御船に乗らし給ひて始て伊豆國へ入らせ給ふ時、海中にて俄に荒風吹起りしかば、水主楫取御船を戻さんとしけれども、大神の曰まはく此船をば左右なく東の方へ向よと仰せ有けれども、船人ども仰に隨ひ奉らざる故に、大神立出させ給ひて扇にて打扇がせ玉ひしかば、忽に順風に成りて暫時が程に御船陸に着たりける。然れども船中に供御ものとはなかりし故に、天兒屋根命タミといふ木實を奉り玉ひければ、夫をきこしめして後に其種をわが住所に植むとて、持せ給ひて夫より伊豆國の白濱と云處へ至り玉ひて三嶋大神と祝はれ給ひぬ。白濱といふ地名の古く見えたるは萬葉集十一に、

たくひれの白濱波のよりもあへずあらぶる妹にこひつゝををる

かへらまに君こそわれにたくひれの白濱浪のよるときもなし

古へは如此其名高かりしを今はしる人もすくなし。伊豆國にて白濱程荒波の打ところはなし

扱大神等其沖に島を焼出し築き玉はむと思召て、人王六代孝安天皇の二十一年に嶋を焼出し築き始

め給ひて、七日七夜が間に十の嶋を造り給ひて扱其嶋々へ名を付玉ひき。今あたまの沖二里程にあり

と名付給ふ、第二は神々集り玉ひて嶋々を造り給ふ事を詮議ありし嶋なるが故に神集嶋今は神津嶋といふ

名く、第三は大嶋と名く、第四は鹽の泡を集めて築かせ給ひしかば嶋の色白き故に新嶋白濱の濱の砂と新島の濱の砂

砂は今も雪のごとしと名付、第五は三宅嶋と名付、第六は大神の御藏と有りて御藏嶋と名付、第七は遙の沖中

に有りとて沖嶋今の八丈嶋なりと名付、第八をば小嶋源為朝の社有と名付、第九をオフガ嶋今昔ケ嶋と名付、第十を十

嶋と名付給ふ扱彼タミの木みを嶋々へ植給ひき。今富村にては此實を蠟そくとす又大神の曰く餘りに嶋せ

まければ猶焼出し度よし仰せ有しかば、神々の曰たまはく其は甚も易き御事とて、嶋の上に大なる

穴を掘りて亦先のごとく海底より大成石を其穴へ持運び玉へば、水火の雷神是を焼給ふまにく石

も焼て湯に成り涌あがりぬる處へ、沖の浪打かけくぬれば即石とも岩とも成りて、元の嶋三たけ

斗りも廣く成にけるとあるにつけて、朝廷第一の御記日本書紀を考へ奉れば、人王四十代 天武天

皇白鳳十二年十月壬辰云々是夕有鳴聲如鼓聞于東方有入曰伊豆嶋西北二面自然增益三百餘

丈、更爲一嶋則如鼓音者神造是嶋響也と記させ給へりし也。是當宮に傳はる舊記の趣とあへ

りしを見て、此神々の御業の奇しく尊くましまして、其威徳の廣大に坐す御事を知るべし。其時

增益しめ給ふ處は大嶋の新島村の土地則是なりと語り。亦大神の曰く日外いづや是へ渡りし時數の魚を

とりしなり、亦とりて來らんとのり玉ひしかば、若宮申させ給ふやうは我くこそ神力にていと易

く取り得るといへども、末の世の者は遙に代をへぬれば此魚を取んことおぼつかなしとて、若宮

其前の岩に渡りて西の方を招かせ給へば、鯉むらがり來りしを、船人ども始て鹿の角に金を細く曲

入て麻の苧を竿により付て手ごとにて持て角を海へなげ入れは、忽に鯉喰付ぬるを船へ取り入く

賑々しかりけるを、扱一船取て來り嶋々の后々王子くへもまいらせ給ひけるとあり。魚亦鳥をとり給ふことの神

代紀に見へたるは此神を一の始とす又白濱にて一本あたりと伊豆國の濱邊の者の方言なり此は御子神餘り多くままた 朝廷

第三の御記日本後記に人王五十二代 淳和天皇の天長九年五月の詔に、去年秋稼不稔諸國告飢申す

のみならず、今茲疫旱相仍人物夭折加往大災民成失所、これによりて庚戌於内裏令ニト篋ニ八

九に及べり。然る處是は伊豆國の神の爲ニ祟ニたまふのよしを奏しあぐ、依レ之て伊豆國の三嶋神と伊

古奈比咩神二前を名神となし給ひしなり。扱其續の御文に此神深谷を塞ぎ高巖を摧き給ひて地を平

らかに成し給ふ事二十町許、此宮地は白濱の眞中に海へ築出したる地也今も靈妙不思議の事共有り住人も神の作り給ふ宮地なる事はいふなり其地へ神の御自ら神の宮二院寛保年中迄は古例に隨りて同土地に二宮ありしを同元年の造營の砌に二宮をすべて一宮に造りて拜殿とせ池三處今にありを作り給ひて、其外神異之事は計へあげがたし」と記させ給ひし也。此宮地の巖石に貝類亦海鼠などそのまゝ石となりてあり

按ふに其昔大く祟をなし給ひしは、上件のごとく嶋々を造り給ふ上に、その宮また土地池を造り給ふのみならず、其外にも 朝廷の御國史にもれけること共も種々功勳の坐ましけむを、朝廷にては如此功勳の坐ますをも捨置せ給ふか、又はしろしめさず坐ましけむ故に、上件のごとく大祟りをなし玉ひしと見ゆ。其は本文に神異之事不可勝計と記させ給ひしにて知るべし。

又朝廷第四の御記日本後紀に、人王五十三代 仁明天皇の承和七年九月乙未に、伊豆國言加茂郡に有造作嶋、本名名上津島、此島坐阿波神三島大社本后也云々、上津島今成燒崩與海共成陸地并沙濱二千許町、其島東北角有新造神院と_{しる}させ給ひ、又扶桑略記に人王五十五代 光孝天皇の仁和三年十一月二日、伊豆國に新生嶋圖を畫たることを見れば、神明_レ放火_レ以潮所_レ燒則銀峯のごとく其頂に縁いろの雲の氣たてり、其外の細なる事は圖中に有れば更にこれを記さずとあり。

如此神の御仕業は凡人ごころを以ては何にともはかり知り奉りがたく甚も奇しく妙なる事なり、猶此神の火後の世たえず嶋々かはるくもえいづ。其は應永二十八年四月四日大嶋燒始る、其響

如_レ雷海水は如_レ熱湯、又貞享元年三原山大嶋自然始り七年にして止る。安永六年三原山復燃て積_レ灰四五尺、寛政四年迄十六年にして止む。其やくる盛なる時は遠より望之ば、光焰照_レ天東都豆相伊紀駿遠房總の諸州時々震動白鳳十二年なるは都までして灰を飛して大嶋の地へ灰の積る事三四尺にして、五味澤赤澤中澤などいふ深谷は皆埋り夫のみならず海へもえ出して海濱埋りて陸地となる所多し。又燒石を飛して浮石のごとくなりて漂流蔽_レ海面て諸國の海濱へ流れ至れり。其吹出したる土石夥しき事にて大嶋を悉くやき崩しても不足_レべしと思はるゝ程なるに、其嶋巋然として却て其土壤のひろまる事夥し。永正年中八丈嶋の地忽燃出_レ成_レ山。今此山を八丈の富士といふ。其高二里周圍七里巔に燃ぬけし洞あり徑二十町許。

寛文十年青ヶ嶋の池大池周二十八丁小池周十二丁舊は水池なりしが近年熱湯多く湧出て此池へ流れ入りより細の砂しかば池水よき程の温泉となりて村民湯舟をつくりて疾あるものは浴之に多く痊とぞ湧流れ出る事凡十年にして止む。亦安永九年の秋大震して大池の回の岩崩壞て五十餘所の穴出来て、火氣立のぼり山燃と爲り、天明元丑の頃よりは其山燃大池の西の涯に聚り、夫聚り燃る處は五六歩の間なりしが、今は池も埋りて悉く平地となりて追々田畑に開發_レべしとぞ。天和四年二月十六日三宅嶋の山燃出_レ元祿三年まで凡七年、又正徳元年榊棠の溪より火發り燃る事三年、又寶曆十三年七月九日より明和六年まで七ヶ年の間、火熾に燃夥しき事にてやけ砂原となりたる處何

百町歩とも量りがたし。正徳の燃跡はもはや草木樹立と爲りし處多し。又海へ推出したる土石固りて陸地となりし處も多し。此外嶋々燃出せし事度となりかども年季を失ひしかば記さず。

上件のごとく御神徳廣大に坐ます大神等に坐々が故に、朝廷の御守護神八神の内にも祭らせ給ふなるべし。延喜式の神名記に委しまた此神々はいはゆる今に生神に坐ます御事は享和元年霜月の事なりしが、十二三歳なる牛の遺ひの子供八十吉三歳二人、牛を放ちて其行方を失ひければ右の御宮の御山へ尋入しかば、美敷御后様の牛はあそこにあると御教えなされしとて息つきあえず欠來りて予れにかくと告しらせたり。此は子供はさしも邪心のなきもの故に、神のおもほえ玉はず御神容をあらはし給へりしと見えたり。其子とも今に無事なり。又文化九申年 神祇道の伯職京都の白川二位資延王殿より、五座相殿三座の神號の御神札を御認め被成江戸執役所へ御下し被成しかば、即右之執役所より伊豆國の次崎村の八田屋といふ船主の船へ相頼其御神札を積登せしに、右船人共次崎村白濱一里へに着船いたし、右之御神札を人傳にて白濱の神主へ相届、其者共直に上方へ出帆いたし伊勢國近邊迄行しかども三度迄吹返されける故に、船頭水主共右之御神札を積來りしことに心付一統に參詣せしかば、右積來りし御神札を神主役人立會に面今内殿へ納め奉らんとせし處へ參り合せて、右之始末を晰して各々感涙を流し御神酒を頂戴いたし直に又出帆いたせしが何事なく上方へ着船いたせしとぞ。是は

御神札を積入來りながら御參詣不致候故、神の御引戻し被遊候こと、見ゆ。又伊豆の雄山の權現の山伏圓光院といふもの、毎年極月廿四日には當宮へ參詣いたせしが、先年不行義之事有りて其衣を取あげられ高木の枝にかけられし事あり。是らを以て生神に坐ます御事を察し奉るべし。また船人共闇夜に海中にて難風に逢方角を失ひし時は、身を清め祈願いたせば、火をあらはし玉ひて其方角をしらしめ給ふ事嚴重なるよし、其時は船頭水主供にみなく髪をきりて神前へ奉納るなり。

神武天皇の御代以來は如此ばかり御神徳の廣大に坐ます御神は 朝廷の御國史に見あたらす、又弓矢劔の業に大ひなる御徳に坐ます御事は本つ神記に委く、大神の持たせ給ふ御劔は今新しまにて神と祭れり又從ふ神等七十神坐まして其内 朝廷にて祭らせ給ふ神も多し。其社は本宮の末社亦是島々の處々に坐ますなり。如此が故に地所を増益し子孫繁昌を守り給ひ、又小兒の蟲大人の積の疾を愈さしめ給ふ功勳の坐ましべきものなり。如此御神徳廣大に坐ます御事は申奉るも中々おろかなるを以て、忝なくも其時々 朝廷よりも高さ御位を奉らせ給ひて嚴重なる御取扱ひなりき。其御事は人王五十四代 文徳天皇の嘉祥三年十月に、三嶋神に従五位上の御位を奉られ、同年の同月に伊古奈比咩命に従五位上の御位を奉られ、又其十一月に詔ありて官社となし給ひしを始として、仁壽二年十二月・齋衡元年六

月・貞觀元年正月・同六年二月・同十年七月と次々に尊き御位を奉らせ給ひ、なほ菅原道實公の類聚國史に□□四年二月十五日、伊豆國加茂郡三嶋神社池水枯渴數月を経たり、其夏に至りて天下大旱す依之入池て霧の祭する事國々にていたせり。三嶋の神官右の二月十五日の異を朝家へ訴へ申奉りしかば、朝廷より霧を三嶋神の殿におゐて爲し玉ひしかば、六月十一日より十五日迄五日か間大雨滂沛たり。故に正一位の御位を奉られ并三嶋一郷後に稻生澤の郷となる今高四千石村數二十四ヶ村を祭の田に奉られ、君澤郡三嶋宿にはあらず神官に金財帛を給ふと記し玉へり。また五十九代 延喜天皇の式の神名帳に、加茂郡の神社四十六座の内三嶋神と伊古奈比咩神を名神大と記させ給ひ、猶三嶋神をば月次に祭らせ給ふ上に、霜月の新嘗祭まで祭らせ玉へり。又康永二年の伊豆國の神階帳に、伊古奈比咩大神を一品當后宮と記せり。如此御神徳廣大に坐ますが故に、右大將頼朝卿深く御信仰有りて、終に征夷大將軍に任ぜられて相州の鎌倉に住給ふ。右之子細なるが故に當所は遠路なるが故に、君澤郡舊田方郡の三嶋驛へ新に分靈を奉勸請度御社參等有之候由也。右のごとく御信仰被成候程御勳功の坐ます大神等の御座候間、代々神領等も古代 朝廷より奉られ候に隨て次々相應に御座候處、其後足利將軍家之比に至り神領當村 岡方村 柴村 逆川村四ヶ村にて千石餘御座候由に候處、相州の小田原北條氏伊勢新九郎に至り、伊豆國は神領他領共大方残りなく彼の領所と相成、猶此神々の作り給ひし嶋々故に、諸嶋共にこの二神又は其

御子神等を鎮守と奉齋候。右之次第に御座候故、白濱宮代遷宮の棟札に、諸嶋大明神元頭第一之御本宮と御座候。如此が故に古へは諸嶋共に本宮へ貢物奉り候由に御座候處、北條氏伊豆國へ打入其後始て右之嶋々をしたがへられて領し給ひし也。扱當村其領地に相成候而其割付之書ニ

百三貫五百文

高辻

此内 云々

六貫貳百文

神田爲修理錢ニ差置

貳貫文

卯月霜月兩月祭錢申上候ニ付指置

三貫文

社壇爲建立ニ指置

殘而 云々

右當納定如此云々船ヲ以小田原へ漕切越後采女に可渡候仍而如件

癸未十二月十六日

朱印 白濱郷

名主百姓中

右之通書付御座候。其後東照宮様關八州を知ろし召御時、慶長三年戊七月御檢地御繩打之砌、御奉行彦坂小刑部頭御差置被成下候、田畑凡三十一ヶ所別紙之通御座候、其外八丈島へ渡海之御用船二

艘年々通行之度々、御公儀様か八木小依壹俵繪馬壹枚づゝ御奉納御座候。依之 御代々御武運長久并御船海上安全之爲ニ祈願ニ朝夕無ニ怠慢ニ於ニ神前ニ相勤申候。猶古へより年々七十五度つゝ 御武運長久之神事祭禮執行仕候。其内大祭は四月初酉日・九月廿日・廿一日・霜月初酉日に當國の嶋々の嶺守又東海道君澤郡三座候間中の酉の日を祭日とす御座候。去レ共唯今は御神領等も手簿に御座候間、神主壹人禰宜四人祝部壹人社人三十三人之者共、廳屋と申すへ打寄先例カ仕來り申候祭禮之良のみ仕候。

右之次第に御座候間、本宮二座末社七十祠共に破損仕候へ共、一向に修覆等も出來不仕候間、私神忠を奉存候而二十ヶ年來種々心痛仕候へ共、邊鄙之義に御座候へば御宮再建仕候手段今以出來不仕候。

扱右之通 朝廷之御國史に御記し被遊候通、領所を増益事を幸ひ給ふ神々に御座候へば、御昇進亦立身御出世御望之御方様は、御信仰有らせられ候へば無疑御開運可被遊御儀と奉存候。御信心之御方々望によりて淺草福井町旅宿におゐても毎月初酉の日に開運増益祭相勤申候 右奉申上候通本宮二座并に末社に至迄破損再建仕度奉存候間、何卒御信心之御方様は宜御吹聴被爲遊可被下候様偏に奉願上候以上

文政五年五月

祭主

藤井伊豫

上

伊豆國加茂郡雲見村に鎮り坐ます磐長姫大神は、人王六十代醍醐天皇の延喜式の神名記に伊波乃比咩命と記させ給ひて、朝廷にも嚴重に祭らせ給ひし大神に坐ます也。此神は大山祇神の御娘に坐ましけるを、天皇の御大祖邇々杵命始て日向國へ御天降り遊ばせし御時、其妹の木花之咲耶毘賣神を御覽遊ばして御妻と成給はむの御心坐ますが故に、其父大山祇神に乞給ひしかば父神大歡喜ばして姉妹二柱の姫御子をならべて奉られしに、其妹の木花之咲耶毘賣神をのみとめ給ひて、御姉磐長姫大神をばかへし玉へり。其時磐長姫大神大く慙思しめす御言に、假使天孫天照皇大神の御孫に坐故也邇々杵命吾をかへし給はずして御者、生兒の御壽は吾名のごとく堅石常磐の雨ふり風吹ども常にかはることなきが如く坐まさんものを、妹の木花之咲耶毘賣のみめしとめ玉は、木花花櫻の雨日にもろきがごとく、天皇の御子の御壽命は次々に短くなりまさんものをとのたまへりし也。扱其仰せられたる御言の一じろく、邇々杵命は幾萬歳と申御壽命にあらせられしを、其木花之咲耶毘賣命の御うみ遊ばしたる 彦穗々出見命は、御壽命御つまり遊ばして五百八十歳とあらせられ、其次の鷓鴣草葺不合命の御年は、朝廷の御記にもれければ知れざるを、其御子 神倭伊波禮彦天皇神武天皇の御歳は百三十七歳にあらせられし也。又其御子の綏靖天皇は八十四歳迄坐ましける。如此次々に御壽命はつゝ

まらせられしかば、萬民の壽命もそれに隨ひてつゝまるべきいはれなり、是よりして人の壽命は短くなりける。其次の御記に此世人壽命短折之縁也とあり。されば此大神の御心をと奉りて、其拜禮奉る時の言別にも、大神の御名のごとく常磐堅石のごとく壽命長く在しめ賜へと申奉るべきことなり。扱此大神の神威末世にいちじろく、今も此村には長生するもの多し。又此村の中程に小川有りて、其水常は其濱の中程より横に切て御社のきはを流るゝに、若村内みまかに死れる人有時は、一夜の内に其水筋濱を眞すぐにつきりて海へ流れ出る也。又先年上方より江戸へ下りし船の中に、水主壹人小浦と云死りけるに、其船田子といふ處の湊へ入津して、其尸を小船にのせて雲見村の沖へ通りかゝりしかば、其船俄に動かざりし故に、止事を得ず雲見村へ舟をつけんとせしかども、なほ舟動かざりしかばせんかたなく石部村といふ處へ舟を戻して、其尸を陸地より小浦村へ持行きなり。凡て此御社より海上三里隔らざれば、尸をのせたる舟はいつもかくぞ有ける。又此村の者は古へより富士山へ參詣するものなく、亦此御山にて富士の山の嶮をなす時は必あやまちあり。此御社の水上へは蔭生る事なし。其は富士の山には木花之咲耶毘賣神の鎮り坐ますが故に、其言の似たるを忌給ふが故なるべし。右のいはれに坐ませば長き壽命をたまたんことをおもふ人々は、日に異に祈り奉るべきことなり。人は健かならざれば長壽はならぬからに、自ら病の患ひをも除き給ふ事

いちじるし。又此村に古へより顔貌の醜き女人の生れざる故は、既にいひしごとく 皇孫命、其妹神のみをめしとゞめ給ひて、此大神をばかへしたてまつりしによりて、其時此大神の申玉はく、世に容貌の不良ばかりかなしきものはなし、されば後世に至りて吾に深く乞祈ものには 顔貌の美はしき子を授け生せんと誓約ちげひしたまへるが故なりと云へり。上件のごとく御神徳廣大に坐ませども、當村は邊鄙にて人の行通ひさへ自由ならぬ所に御座候へば、御社破損仕候而も殊外人物少く御座候故に自力に不及申候間、私神忠を奉存候而何卒御社再建仕度數年心願に御座候間、右同様御信心之御方様へ御吹聴被成下候様偏に奉願上候。左様被成下候は、御代々御長壽無疑可被遊御儀と乍恐奉存候。尤御信心之御方之望によりて淺草の福井町旅宿におゐても毎月初の酉日に 磐石長壽祭相動御守札進上仕候 以上

文政五年五月

福宜

大方伊豫

(一) 伊豆國式内一宮御神威略記 一冊

(解説) 刊本と寫本との兩様を存する。文政十三年藤井伊豫の作、内容は本社祭神の神徳と由緒とに就き、その意見に基いて組織し、本社家内船中の復古を強調したもので、終りに雲見神社の由緒を附し、兩社を中心とする壽命長久増益安全

御禁裏勅願所 伊豆國式内一宮加茂郡三島今稻生澤郷白濱大社御鎮座

正一位伊豆三嶋大神 一品伊古奈比咩大神 相殿神三座を俗に白濱五社大明神と申奉る。御男神の實の御名は於天事代於空事代

玉籤入彦殿事代主神、又加茂言代主神とも申奉る。當御神と速須佐之雄大神二神のみ、神代に御船に乗らせ給ふ御事之由、比咩神のまたの御名は三嶋溝織姫神と申奉る。

一、人王第一 神武天皇の御后神は媛蹈鞬五十鈴媛神と申して、事代主大神の御姉姫御子神にましますなり。

一、人王第二 綏靖天皇の御后神は五十鈴依媛神と申して、言代主神の弟姫御神に坐ますなり。

一、人王六代 孝安天皇の元年に、白濱五社大明神御船に乗らして、出雲國より始て伊豆國に入らせ給ふ御時に、海上にて俄に暴風雨起りければ、外の船どもは風につれて戻りける故に、水主楫取ども大神等の御船をも戻し奉らんといたしければ、三嶋大神立出させ給ひて、扇子にて打あふらせ給ひしかば、忽ちに順風になりて、大神の御船は暫時が間に伊豆國白濱と言所に、やすくと御着船有せられて、神明といふ處に御鎮座のよし舊記にみゆ。今にいたり貳千二百六十餘年になれり。

十餘年になれり。

一、同天皇の二十一年に、白濱大神、伊豆國の十の島を造らせ給ふよし舊記にみゆ。いはゆる第一初島・神集島今か大島・新島・三宅島・沖ノ島今八丈島・小島源爲朝の社有・青ヶ島・第十番に豊島則是なり。

一、人王十四代 仲哀天皇の御后、神功皇后の朝鮮國を御征伐の御時も、白濱大明神と住吉大明神と、其御軍船を御助け有らせらける故に、其日に限りて、朝せんの中まで沙みちあがりしかば、其御軍船もともにてう鮮の國中まで、押あがりし故に、朝鮮新羅高麗百濟三國の王ども己れからして繩にかゝりて、今より行ささ代々日本國の朝廷に御馬飼とならんことを、願ひ奉るによりて御免し有しなり。このとき攝津國より御船出有せられたるが故に、津の國といふ故は、船の出入するところを津といふ、攝の字は後に加へたり。

神功皇后の朝鮮國より御歸陣の後、其の御軍を助け成し給へる、神々の御名を問せ給へるをりしも、白濱大明神の御答に於天事代於空事代玉籤入彦殿事代主神有之也。日本書紀と仰せられたり。伊豆國の伊豆は、假字にて嚴國嚴はの意にて、實はこの大神の御名より出たる國名なり。如此船中の事に御神徳の有せらるゝ御神の鎮り坐ます國なるが故に、其御神徳によりて、人王十五代大和國輕島豐明宮に天下知しめす應神天皇俗にいふ八幡宮の五年十月に、伊豆にて長十丈の船を造りて、朝廷に奉りけるに、其船の疾き事馳るがごとくなるが故に、カルノと號を付させられ

たり。以上朝廷第一御記日本書紀 又近くはアタケ丸といふ名船も、白濱の隣里下田といふ所にて造りし船なり。此船を江戸へ乗行しかども、其船伊豆へいかふ伊豆へいかふといひて、化消あたけて、其靈異やまざるが故に、本所兩國橋のわきななる御船藏の間に埋めさせ給ひて、今小山のごとし。其所に祠を御建立あり、今其所をアタケといふは、此アタケ丸の名船の名をとりて號たる地名なり。如此伊豆國に限りて、名船の出来るいはれは、船中安全御守護の御神白濱大明神の御鎮坐の國なるが故なり。其船中御守護、御神徳の御事どもは、上り下りの船乗人の知るとはいへども、又遠國の人は其御神徳をしらずして空しくなん船にあへる人々も多ければ、聊其御神異の御事を申奉らば、闇の夜あらし風雨にあひて、船中にて方角を失ひ詮かたなき時に、船かたども身を清めて、白濱大明神を謹みて祈り奉れば、忽に火を顯はし給ひて、其方角を知らしめ給ふ御事速なり。其時は、船方一統に髪をきりて御神前へ納め奉る事夥し。又文化九年、十月に京都の神祇官日御前より、當御神等の御神號を御認め江戸へ御下し被成しかば、伊豆國なる洲崎村の八田屋といふ船主の船に相頼積登せしに、右船人共洲崎村白濱に半里餘に着船いたし、其御神札を人傳にて白濱の社家に相届け、其者共は直に上方に荷物買積に出帆して、伊勢國近く迄行しかども、三度迄吹戻されしかば、彼御神札を積持來りし事に心付、船方ども一統に御參詣せしに、時刻もたがはず、彼

者どもの積持來りし御神札を、神官共一統立會にて今内殿へ納奉らんとせし處へ參り合せ、右船中の始末を物語いたし、各感涙を催し、拜禮いたし御神酒頂戴の上直にまた出帆せしが、今度はよき順風にて上方に着船せしよし。すべてこの御神等の御神徳は天地の間にみち／＼まし坐ば、皇國の人はさらにもいはず、唐・天竺・其外萬國の人々の祈り奉るといへども、其御神異は違はせ給ふ御事なし。それは神功皇后の朝鮮御征伐の御時の御神威にて知るべし。上件のごとく御神威廣大に坐ませば、丹精をこらし、御信心し奉る輩は急度御感應坐まして、家内繁昌はいふに不及、なん船・破船または船中にて、怪我あやまちにても決してあるまじきこと也。さればこそ

御公儀にても御織物御用に付、御用船二艘年々に、八丈島に渡海の度毎に、御船海上爲安全御初穂米に御繪馬迄、御奉納あらせられ候。當時島方御代官柑木兵五郎殿御掛り。

一、三十九代

天武天皇の白鳳十二年十月に土佐國の地面四十餘萬頃をとりて、伊豆國へ引かせ給ふ。新島の脇なる地内といふ島則是なり。凡長さ一里、是は御慮にて引かせ給へば、定てゆるあることなるべし。日本書紀に委

一、五十二代

淳和天皇の天長九年、五月の詔の趣は三嶋大神、伊古奈姫大神二神ら御自ら深き谷を塞ぎ、高き巖を摧き給ひて、地を平らかになし給ふ事二十町ばかり、白濱の真中に海へ差出して一山に造らせ給ひ、其處に神の御自ら神宮二院并池三所を造らせ給ふ。今の御宮地則是なり。此御宮地の巖に海鼠魚、貝の類其儘石となりてあり。其外御神異廣大に坐ますが故に御禁裏より名神大社と御尊み遊ばされたり。朝廷第三の御記
日本後紀に委し

一、五十三代

仁明天皇の承和七年九月に、三嶋の大神の本后神の地面を御造あらせられし御事は、すさまじき事なれども、其事長ければ略す。朝廷第四の御記續
日本後紀に委し

一、五十七代

光孝天皇の仁和三年十一月二日、此御神等放火て、島を焼出し給ひし御事はすさまじし。扶桑略記
に委し菅原道實公俗に天
神さまの類聚國史と申御書に、□□四年二月十五日、伊豆國加茂郡三嶋神の社の池水枯渴て數月、夏になりて天下大に旱す。是によりて諸國にて、雩の祭すれどもしるしなし。三嶋神官より右二月十五日の異を朝廷に訴へ奉りし故に、朝廷より白濱大社に於て雩をいのら

せ給ひしかば、六月十一日より十五日まで大雨滂沛たり。故に正一位の御位を奉られ、其うへ三島一郷今村數二
十四ヶ村を御祭田に奉られ、神官ども又金財布を被下たり以上。又、八丈島・大島・三宅島・青ヶ島等の地面を造り添へ、増益したまひし御事は夥敷事にて、すでに八丈島へは永正年中に、高さ二里周七里の山をさへに造りそへ給ひし程の事なり。巖に神火燃ぬけし洞あり、徑二十町許り、此山を俗に八丈の富士といふ。富士の山にかはる事なし。國人は此火を御神火といふ、此外御神威の御事は略す。上のくだりのごとく、國を造り給ひ所を廣くなさしめ給ふ。御神德并早魃霖雨ともに祈り奉りて、御嚴重に其御靈驗有せらるゝ御事は筆にて書つししがたし。

神武天皇より以來は如此ばかり、御神德廣大に坐ます御神は、朝廷の御國史に見あたらざればこそ、

一、五十五代

文德天皇の嘉祥三年の十月に、三嶋大神と伊古奈比咩命大神へ御位を奉られ、其十一月には詔ありて官社と被遊たり。又仁壽二年十二月、齋衡元年六月と次ぎく二柱の大神へ御位を奉つられたり。

清和天皇の貞觀元年正月、同六年二月、同十年七月三代實錄猶次々に重き御位を奉られ、終に三嶋大神に正一位を奉られ、伊古奈比咩命の大神へ一品の御位を奉られたり。神階帳

一、延喜の天皇の御代に伊豆三嶋大神を、名神大社に遊ばされ其上禁裏にて月次に祭らせ給ふ上に、霜月の新嘗祭まで祭らせ給ふ御定なり。御后神も名神大社の御定なり。如此御神威廣大に坐ませばこそ

淳和天皇

宇多天皇

醍醐天皇を御始め奉り、御世々々今に至るまで御勅願在せらるゝ御事なり。

上件のごとく地面御増益并に五穀御成就の御ため、早魃霖雨に祈り奉るに、速に御靈驗あらせられ、殊に船中無難御守護の御事は上にくはしくするすがごとし。其外安産并に大人小兒の蟲の病、積の病の平癒、其御功勳は實に御嚴重の御事にて、其神威は中々以申上つくしがたし。依之古くより壹ヶ年に七十五度づゝ御神事御祭禮仕來り候。

一、御武徳廣大に坐ます御事は、

朝廷第一の御記日本書紀に委しければ爰に略す。依之御武家方起證文にも、三嶋大神を書のせられ候。さればこそ

御禁裏の御守護神八神日の御門 前神祇官の内にも祭らせ給ふ御事なり。如此なるが故に、右大將頼朝卿

御信仰に付、御開運被成御神領 不明足利將軍家御信仰に付、御開運後御神領千石餘四ヶ村小田原の北

條家御信仰に付、御開運後御神領四百石餘、外に卯月・霜月・初酉の日の大御祭禮料迄奉られ

たり。東海道之三嶋明神及島々の三嶋明神は、御本社を以て、中の酉の日を御祭日とす。

如此世々に御神領多分有之候。

東照大神君關八州ををしめす御時、慶長三年戊七月御差置被爲成候。御宮田畑三十一ヶ所有之候。依之古えは、

御公儀にて御宮向不殘御造營被爲成候。則

東照大神君の御孫君 家光君御孫

嚴有院様御代寛文二年三月、御造營之砌御役人は當國下田鷯島の城代今は下田に城なし石野八兵衛殿・

村井傳兵衛殿兩氏、延寶三年極月御造營之砌御役人は、當國の御郡代伊奈兵右衛門忠易・伊奈

兵太夫易長、右之通古えには御公儀より御造營被爲成候處、其後は御手傳もあらせられず候に

付・御本殿二宮・御末社七十祠・御拜殿其外すべて八十五ヶ所御大破に付、寛保元酉年には右御社數建物等大に省略いたし、假御造營仕候處、數年に相成候間、假御宮ども猶大破に付、甚以歎ヶ敷、神忠を奉存候て、何卒古えの通り御再建仕度心願に付、享和元酉年より思起、二十ヶ年餘種々心勞いたし候處、其内水野出羽守殿御加増地に相成候に付、御公儀御由緒等の御儀申立、御造營御寄附の儀相願候處、御大社之儀所詮一手の普請可相成様無之、過半助成も整候上、不足に至候は、可申出との儀に御座候。依之右役人中より書狀を以上方御役筋へ頼被遣候に付、御一統御聞届有之、猶各方にも御信心の思召を以て、右御宮向御再建のため家内船中増益安全講中御取立の段、心魂にてつし忝存候。何卒各方御勢力を以て、古えの通り八十五ヶ所の御宮向悉く御再建仕度候間、被仰合候て、多少によらず増益安全講へ御加入御頼申候。然る上は御名前等一々記し置き、永代御本宮御神前において、社役三十七人の者ども、朝夕に増益安全講中御一統御繁榮の御祈願可致者なり。

文政十三寅年正月

伊豆國式内一宮加茂郡白濱ノ長田

水野出羽守殿御領内 大社宮司 謹白

伊豆國加茂郡雲見あさの山に鎮り坐ます磐長姫大神は、延喜天皇の御名帳に、伊波乃比咩命と記させ給ひて、朝廷にも嚴重に祭らせ給ひし大神に坐ます御事なり。この大神は、大山祇神の姫御子神に坐ますを、天皇の御大祖邇々杵尊始めて日向國の大宮に御天降りましませし御時に、其妹の木花之咲耶毘賣神を見給ひて、御妻と成給はむの御心坐すが故に、其の父大山祇神にこひ給ひしかば、大歡喜ばして、姉妹二柱の姫御子神をならべて奉られしに、そのいものと木花之咲耶毘賣神のみをめしとめ給ひて、御姉磐長姫大神をばかへし給へり。其時磐長姫大神大く慙思しめす御言に、假令天孫天照皇大神の御孫に坐ますがゆゑに天孫とのたまへり邇々杵尊、吾をかへし給はずして御者給は、生兒の御壽は吾名のごとく、堅石常磐の雨ふり風吹とも常にかはることなきがごとく坐ますんものを、妹の木花之咲耶毘賣のみをめしとめ給は、木花花の雨日にもろの一じろく、邇々杵尊は幾萬歳と申御壽命にあらせられしを、其木花之咲耶毘賣命の御うみ遊ばしたる彦穗穗出見命の、御壽命は御つまり遊ばして、五百八十歳とあらせられ、其の次の鷓鴣草茸不合命の御年は、朝廷の御記にもれければしられざるを、その御子神武天皇の御年は百三十七歳にあらせられ、又其御子綏靖天皇は八十四歳まで坐ましたる、如此次々に御壽命はつ

づまらせられしかば、萬民の壽命もそれにしたがひてつゞまるべきいはれなり。是よりして人の壽命は短くなりける。其次の御文に此世人壽命短折之縁也とあり。されば此大神の御心をと奉りて、其拜禮奉る時の言別にも、大御の御名のごとく、常磐に堅石に壽命長く在しめたまへと申奉るべきことなり。

扱此大神の御神威末世にいちじろく、今も此村には長生する者多し。又此村の中に小川ありて、其水筋常には其の濱の中ほどより横に切れて、御社のきはを流るゝに、若村内に死れる人ある時は、一夜の内に其水筋濱を真すぐにつきさりて、海へ流れ出るなり。又先年上方より江戸へ下る船の中にて、水主一人小浦といふ處の人死りけるに、其船田子といふ處の港に入津して、其屍を小船にのせて、雲見村の沖へ通りかゝりしかば、其船俄に動かざりし故に、止事を得ず雲見村に舟をつけんとせしかども、なほ舟動かざりしかば、せんかたなく石部村といふ處に舟を戻して、其の屍を陸地より小浦村に持行しなり。すべき此御社より海上三里隔らざれば、屍をのせたる舟はいつもかくぞありける。又此村の者は古えより富士山へ參詣する者なく、又此御山にて富士の山の嘶をなす時は必ずあやまちあり。又此御山の水上へは藤づる生ることなし。其は富士の山には木花之咲耶毘賣神の鎮り坐ますが故に、其の言の似たるを忌み給ふが故なるべ

し。右の御いはれに坐ませば、長き壽命をたもたんことをおもふ人は、日に異に祈り奉るべきことなり。人は健かならざれば長壽はならぬからに、自ら病の患をも除き給ふこと一じるし。如此御神徳は廣大に坐ませども、當所は殊の外邊鄙にて、人の行通ひさへ自由ならぬ所に候得ば甚人物少く候、依之御宮向御再建出來がたく、歎敷存候に付、何卒長壽御心願の御方は、右御宮御再建のため、壽命長久増益安全講へ御加入御頼申候。然る上は御講中の御方は永代御本宮において、増益壽命長久の御祈願可致者なり。

水野出羽守殿御領内

白濱大社

宮司 大方 伊豫 謹白

家内船中 壽命長久 増益安全講

一、右大社并雲見御社乃御宮向御大破に付、今度御再建御造營乃ため、壽命長久開運増益御心願乃衆中、荷主・船持・船頭・水主衆迄御頼右増益安全講御成就仕度候間、御信心之御方は、右御宮向御再建被成候思召を以御入講被成可被下奉願上候。

一、毎年正五九月に、御家内繁昌・開運満足・船中安全・壽命長久乃御守を、御信心乃衆中、荷主・船持・船乗乃衆へ社家衆持參相納可被申候定。

一、講組乃儀は、今年より五ヶ年乃間御信心乃衆中、荷主衆・船持衆は、家ごと・船ごと、船乗乃衆中は御銘々

第一ノ增益安全講月々鳥目百文づゝ、

第二ノ增益安全講月々鳥目六拾四文づゝ、

第三ノ增益安全講月々鳥目三拾貳文づゝ、

第四ノ增益安全講月々鳥目船方衆十六文づゝ、

但シ

第一ノ增益安全講五ヶ年分初年に御掛切の御方は、壹口に付銀四十三匁づゝ、壹ヶ年分づゝ御掛切の御方は、壹口に付銀拾匁づゝ御奉納、御掛銀可被下候。

第二ノ增益安全講五ヶ年分初年に御掛切の御方は、壹口に付銀二十八匁六分づゝ、壹ヶ年分づゝ御掛切の御方は、銀六匁六分づゝ御奉納御掛銀可被下候。

第三ノ增益安全講五ヶ年分初年に御掛切の御方は、壹口に付銀拾四匁三分づゝ、壹ヶ年分御掛

切の御方は銀三匁六分づゝ御奉納御掛銀可被下候。

第四ノ增益安全講船乗乃衆五ヶ年づゝ、御掛切の御方は壹口に付銀七匁二分づゝ、壹ヶ年分づゝ御

掛切の御方は銀壹匁八分づゝ御奉納御掛銀可被下候。

右御奉納積錢は、荷主・船持・信心衆之へ預け置候間、御宮向御再建御造營之節御差出可被下候様奉願上候、何卒御信心の衆は、第一・第二・第三・第四講之内へ思召次第に御加入被成下候様御頼申上候。尤信心之御方荷主船持衆は御名所書御差出被下度、船乗の衆は何丸何船頭何某水主何某都合何人乗と委敷御認め御差出被下候は、大社御拜殿に御座候信心之名前帳へ記し置、毎朝社人衆於御拜殿に各方御家内安全・開運發達・家業繁昌・船中無難・壽命長久・無病息災・子孫長久の御祈願抽_二丹精_一御修行被成候間、何卒御信心仰の御方は被_二仰合_一御入講の程偏奉願上候。

以上

文政十三年三月

大坂

堺

紀州

御講中

御世話方

兵庫
灘筋

(ト) 當社御由緒事 一冊

(解説) 紙本墨書、奉書本文二十四枚、本社寶物四一七號に登録。天保五年彌宜金判利兵衛の名を以て、本社復興の資金調達のため、吳服富圖を大阪に發行すべく、幕府に出願した折添附したものである。藤井伊豫晩年の作、内容は十一項に分ち、簡明に本社之神徳と由緒とを記したものである。

○伊豆國式内一宮賀茂郡白濱大社御神異事御由緒事

藤井伊豫昌榮 撰

- 一、伊豆國國號之事
- 一、賀茂郡之事
- 一、三島郷之事
- 一、大社之事
- 一、白濱之事
- 一、伊豆大社大神地面増益御神異之事
- 一、東海道十五ヶ國之大社之事

一、白濱大社御后神之御事

一、白濱大社御神々廻船御守護神御由緒事

一、伊豆國魚漁第一之事

一、白濱大社御由緒之事

伊豆といふ國號之事

一、人王十四代仲哀天皇の御后神功皇后の朝鮮根本國御征伐の御時に、白濱大明神其御軍を御助けなされし時、中臣烏賊津かみづ使主を以て其御神名を御尋あらせられし時に、白濱大明神の御答に、於天事代於空事代玉籤入彦いづ嚴事代主神有之也と仰せられたりし、其神御名の内の嚴いづといふことより出たりし國號にして、伊豆と書るは元來假字にして、其字に義はなし。嚴は字書に清淨なりと有る如く、此國高山國中に跨り、甚峻崕にして平地は稀なり。其上國の廻り七八分は峻しき海邊にして、國境相模駿河に續けるは聊なり。其は東方熱海村より西内浦といふ水戸村邊に及、漸道程四五里ばかり、彼高山勝にして淨からぬ場所はなかりし程の國なれば、實に嚴の國なりけり。此大神の御功勳の御名より號けたりしもうべ諾なるべし。猶思へば伊豆國は島の如くなれば、此神は島々を造り給ひし如くに、此國をも造り給へるも知るべからず。されど傳へなければ知よしぞなき。然れば當御神の

又の御名を久伊豆大明神とも申奉るは、如此る所謂によることか。然るを孝徳天皇の御代に伊豆國を駿河國に隸られしかども、又三十九代天武天皇の御世に分置如故と有て、なほ神代のまに伊豆を一國に建させられたり。將神造の國なればにや、外の國々に比ぶれば、神社の多きは小國に所謂格外ともいひつべし。

駿河國 二十二座 伊豆國 九十二座 甲斐國 二十座 相模國 十三座

此は延喜式神名帳を見て知るべし。

賀茂郡

一、伊豆三島神社實の御名は賀茂言代主大神とも、三嶋鳴神社とも、鴨都波八重言代主大神とも加毛神社とも稱し奉るより號けたりし郡名なり。加毛また鴨とも書る字に泥むべからず。みな假字なり。

三嶋郷 今稻生澤の郷と云

一、三島郷は舊言代主大神の御后神の御名より出たる郷名なり。其は后神を三嶋溝織姫神とも申し奉ればなり。然るを、三嶋は今男神の御名となりて、伊豆三嶋神社といふ。猶うつりて三嶋郷は田方郡の驛もとは伊豆の地名となりて、三島宿といふ。如此變化りたり。然にはあれど、古く田方郡に

三島といふ地名有ることなし。其は源順の和名抄にも委し。古歌には曾根好忠が歌に、續後撰集

浪のうつ三島が浦のうつせ貝、むなしきからに我やなりなむ。此三島は決めて伊豆とはいひ難し歌の様は白濱の海邊の様に似たり

又西行法師か歌葉に

我が戀はみしまが沖に漕出て、なほぞわづらふあまの釣舟。六百廿餘年前

○津國の三島は今嶋上郡嶋下郡二郡にわかれたり、三を略し且海なし。

○伊豫國三島は島三つ有のいひにして、伊豫の沖島此島に坐す神は大山祇神なり。

白濱

一、大社は、伊豆三嶋大神と伊古奈姫命の大神の鎮り給ふ白濱の宮地の事也。其は續日本後紀に、阿波神三嶋大社本后也と有大社のことにして、白濱の長田といふ所の宮所を如此いふなり。

白濱

一、白濱は、右の大社の前後一二町の間、濱の眞砂雪の如くなれば如此なむ號けたる。怪しきかな、此白砂聊も外へ行こと無し。同村の内なれども板戸などへは一粒も行かず。冬になりて西風にて海邊うまれどもいつとな

たくひれの白濱波のよりもあへず、あらぶる妹に戀ひつゝぞ居る。

かへらまに君こそ我にたくひれの、白濱波のよる時もなし。

白濱の地舊なほ廣かりしにや、須崎村に小白濱の地名あり。柿崎村の支郷外浦を隔つ

伊豆國白濱大社に御鎮座の大神等島造の御神異

一、人王六代孝安天皇の廿一年に、伊豆三嶋大神・御后伊古奈姬大神并に相殿三神ともに、此國の海中に十島を焼出し築き給ひしよし社傳の舊記に見ゆ。所謂其嶋々は、初島今はハシマといふ熱かみあつめ、大島・新島・三宅島・御倉島・沖島今八丈島といふ、小島源爲朝のあそ、青ヶ島・利島一に十島是なり。其後に又白鳳十三年十月壬辰、是夕有鳴聲、如鼓聞東方、有人曰、伊豆島西北二面自然增益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音者、神造是島響也日本と有、書紀、是は新島の西北に地内といふ島是なり。周回三十三町三十八間有と并せて考へ知るべし。且別記の本書を看てさとるべし。

日本後紀に、三嶋神、御后伊古奈姬命、此二神塞深谷、摧高巖、平造地二十町許、其地に神の御自ら神宮二院池三處を造り給ふと有は、其の大社の宮地になり。池は宮の前の池・御手洗池・池の本の池是なり。其外國史の文は別記に委しければ此處に省く。

又日本國伊豆州海中有一座山、曰大島、毎年三百六十日、日日出、自然燃聲如雷霆、烟焰漲天、近日以來、又復灰飛數百里、夜間掃除、天明復積如霜雪、應永二十八年四月四日伊豆大島

燒、其響如雷、海水如熱湯。鎌倉大草紙

貞享元年正月十六日三原山大神火燃、七年而止。

元祿十六年十一月廿二日波富池はたけ大決潰與海連、又なほ神造の地增益によりて、却て今は波富池は奥山となる。

安永六年酉七月三原山復神火燃發て、至今積灰こと四五尺、寛政四子年秋迄凡十六年、猶今に至りて烟立登る。其燃る盛なる時は、遠くより望めば、光焰照天、東都豆相駿遠勢紀房總其他の諸州時々震動白鳳十三年なりしは都まで聞えしこと察すべしして灰を飛して、大島の地へ灰の積る事三四尺にして、五味澤・赤澤・中澤などいふ深谷皆埋り、夫のみならず海へ神火燃出して、海濱埋りて陸地となりし處多し。又燒石を飛して、浮石の如くなりたるが漂流ひて海面を蔽ひ、國々の海邊に流れ至れり。其吹出たる土石夥しきことにて、大島を悉く燒崩したりとも足らざるべしと思はる、程なりしが、其島巖然として却て其土壤の廣まりしこと夥し。永正年中八丈根本は沖島といへりしを八丈は元來は尾張國にて長八丈の長さの島相の其名高かりしかば島に神火燃出で、其神の火燃立昇る勢によりて一山をなす。今此山を八丈の富士といふ。其高さ二里・周り七里にして、巔に燃ぬけし洞あり。徑二十町許

八丈島の鎮守二座

優婆夷神社 三嶋大明神のミマ
バ神なりといふ

三嶋大明神

右は八丈島・小島・青ヶ島三島の惣鎮守なり。寛文十年青ヶ島の池大池周二十八町小池十二三町舊は水池なりしが近年熱湯多く涌出で此池へ流れ入槽をつくりて疾ある者之に浴するに多く痊愈より、細き沙湧流れ出る事凡そ十年にして止む。又安永九年の秋神火燃始りて、大池の回の岩崩壊れ、五十餘所の穴出来て、神火立上り、山燃となり、天明元年丑の春よりは、其神火大池の西の涯に聚り、燃る所は五六間の程なりしが、今は池も埋りて悉く平地となりて、追々田畑に開くべしとぞ。此島人は神火燃ゆる間は昔より八丈島に移り居れり

天和四年二月十六日三宅嶋に神火燃出で、元祿三年まで凡七年、又正徳元年やまぶき榎棠の溪さはより神火發り、燃る事三年、又寶曆十三年七月九日より明和六年まで七年の間、神火熾りに燃る事夥しき事にて、焼砂原となりたる所何百町歩とも量り難し。正徳の燃跡は、もはや草木生て樹立となりし所も多し。此外に島々神火燃出して度々なりしかども、年季を失ひしかば記さず。此火を國人は御神火ごんかと稱へて甚恐るゝなり。實に尊く畏きことにはざありける。

右之通地面増益廣大の御神徳に御座候間、右大將頼朝卿を始、御代々御武家様方御信仰あらせられ候、實に然あるべき御事なり。

東海道十五ヶ國之大社事

一、東海道十五ヶ國に、朝廷より御幣を奉らるゝ神社七百三十一座の内、但伊勢内外の御宮の御事は格別の御事にてあるなり

- 伊豆三嶋神社 名神大
月次新嘗 伊豆國賀茂郡白濱に御鎮座
 - 氷川神社 同上 武藏國足立郡天沼に御鎮座
 - 安房坐神社 同上 安房國安房郡洲崎に御鎮座
 - 香取神社 同上 下總國香取郡香取に御鎮座
 - 鹿嶋神宮 同上 常陸國鹿島郡鹿島に御鎮座
- 上件の五神は格別の御取扱にて、其御神名の下たる分註こがきの譯は、
- 名神 と有は、別段名神の御祭と申すに預らせ給ふにて、
 - 大 と有は、取別て尊き大社と申すことなり。
 - 月次 と有は、朝廷にて月々に祭らせ給ふ御神に坐ますなり。
 - 新嘗 と有は、年々霜月の中の卯の日に、新米の出来たる御祝ひの御祭にて、俗に新嘗會と申なり。
- 白濱大社の二宮の内其一宮に御鎮座之姫神の御事

一、伊豆三嶋神社の御后神伊古奈姫命の大神は、東海道十五ヶ國の御式みかたの神社七百三十一座の内、取分て共三十二座の神々を名神大の御社と申して、伊古奈姫命の大神は彼の大神三十二座の内の一神に坐まして、名神大と申す事は既に就中この伊古奈姫命の大神の御神功御神異は廣大にして、他に比べ奉るべき神もおはしまさぬ程の御事なり。

因に云ふ、公式令に、大社の號は闕字の例に出されたり。其は神名式に名神大とある御社はなり、古は如此公の文書にも闕字せられたりしを以て、神社を尊み給ひしほど知られたり。今の世には、大社といへども、闕字は更にもいはず、其事を書くにもすべて御字を附る事さへなきは、甚あろそかならずや。玉勝

○原本此の次に 當宮の如き大社の神々を重んぜらるゝ事
上件の新嘗祭又大嘗祭等之節定之事
の二項を挿入したれども前後に關係なければ省く。

白濱の大神に御鎮座の大神等廻船御守護の神におはします御由緒

一、事代主大神此大御國俗に日本國を天照皇大御神の御孫邇々杵命に譲らせ給ひて、さて船ふねを踏ふみして避給ひし神代を始として、其後人王六代孝安天皇の元年に、白濱五座大明神言代主大神、伊古奈姫大神、見目神、若宮神、龜宮神

御船に乗して、出雲國より始て伊豆國へ入らせ給ふ折しも、海上にて俄に暴風吹起りしかば、外の船どもは風につれて戻りける故に、水主楫取ども大神等の御船をも戻し奉らむとせしかば、三嶋大神御船の舳うしほに立出させ給ひて扇あふぎにて打あふがせ給ひしかば、大神の御船のみ風に向ひながら、忽に伊豆國の白濱といふ處にやすくと御著船あらせられて、神明といふ所に御鎮座のよし、社傳の舊記に見ゆ、神明は小長田と御手洗との間の地名如此る大神等の鎮り坐ます國なるによりて、其御神德にて人王十五代應神天皇の五年十月に、伊豆國にて長さ十丈の船を造りて朝廷に奉りけるに、其船の疾きこと馳るが如くなるが故に、カラノといふ號を付させられたりしよし見ゆ日本書紀。また近くはアタケ丸といふ名船も、白濱の隣里下田古三嶋郷の内といふ所にて造りし船なり。此船を江戸に乗り行しかども、其船伊豆へいかう伊豆へいかうといひて、仇あだけて、其靈異止ざりしかば、本所兩國橋の所御船藏の間に掘埋めさせ給ひしとて、今に小山の如く見ゆ。今其所をアタケ丸といふは、此アタケ丸の名船の名をとりて號けたりし地名なりとぞ。如此伊豆國に限りて名船の出来るいはれば、船中安全御守護神御鎮座の國なるが故なり。神代に御船に乗らせ給ひし大神は當大神と速須佐之男の二神のみなり蛭子と鳥石樟船神との事はその事實別なり今に至りても、諸國より江戸表へ往返の廻船、闇夜あらし風雨にて、船中方を失ひ詮方なき時は、船方ども身を清め、此白濱の大明神を謹で祈り奉れば忽ち火を顯し給ひて、其方を知らしめ給ふこと速なるよし、其時

は、船方ども一統に髪をさりて御神前に納め奉る事夥し。其他船中の御神異夥しかれど、事しげれば略く。是に因りて、御公儀にても、御織物御用に付御用船三艘年々八丈島へ渡海の度毎に、御船海上安全の御祈願料として、島方御掛り御代官を以、御初穂米并御繪馬迄御奉納あらせられ候。

伊豆國魚漁第一之事

一、神代に魚鳥をとらしめ給ひし大神は、當大神にぞ坐す。日本紀 故に今に至りても、日本第一に魚漁のある國なるは其所謂にぞある。なほ鯉のことなども其所謂あることなれども茲に略く。

御由緒書

一、天長四年、日本國中大旱魃に付、諸國にて雩祭せしかど其驗更に無かケしを、其時當宮に甚奇しき御神異のありしかば、其事を朝廷へ訴へ奉りける故に、朝廷より當宮に於て雨祈祭有せられたりしかば、其六月十一日より十五日まで大雨降ける故に、其御神功によりて、御神位并に御祭田として三島一郷を奉られ、其上神宮ともまで金財布下されたりとぞ。○此項出所不明
因にいふ三島一郷といふは、今村數二十四ヶ村にして石高四千石餘。當村 柿崎 下田 須崎 岡方 本内 箕作 落合 堀之内 荒増 相玉 横川 加増野 北湯ヶ野 椎原 宇土金 須郷 八木山 茅原野 然るを頼朝卿以來、三嶋郷は田方郡の驛の名となれり。
一、右大將頼朝卿當宮を深く御信仰被成、是によりて御開運後、相州鎌倉より當所は遠路に付、田

方郡へ別に當宮を御勸請被成候程之事故、其節はなほ御神領多分有之候由ニ候得共、書物明曆年中燒失に付不相分候。既に記せる如く、其時に三島郷の郷名をも、共に今の三島田方郡にて舊は伊豆の國府なりへ移しまつられしかば、根本の三島郷をば、後に稻生澤郷と號しものなり。委くは源順の和名抄を見るべし。

一、足利將軍家の時に、御神領當村・岡方村・川津郷之内にて逆川村・峯村、凡て四ヶ村にて千石餘有之由に御座候得共、是亦御宮書物燒失に付、不分明に御座候。
一、相州小田原の北條家伊勢新九郎長氏當宮御信仰ニ付、御開運後、御神領御寄附、凡高四百八石三斗餘と相見え申候。但し是は慶長三年戊戌七月御水帳之御高と引合相考候にて、先づ凡の事に御座候。右之外に、

六貫貳百文

神田爲修理錢差置

貳貫文

卯月霜月兩月祭錢差置

參貫文

社境爲建立差置

私ニ三口ノ拾壹貫貳百文

此俵四拾四俵と八分

此米拾七石九斗貳升但壹俵に付
米四斗八積

二口凡四百參拾六石貳斗貳升餘 御神用

右は村高石田畑割付之書にて焼失不致候。

因にいふ、右文中に何貫文とあるは永樂錢之割にして、國によりて不同なりといへり。永樂錢を以法とすることは、應永中に初る。明の永樂は我朝
應永中にあたる應永十年八月三日明の船此錢を積來り、夫より慶長に至りて二百餘年、永樂錢直を高くし他錢ヒタ賤し。是故に在々所々に永樂惡錢の撰にて民の争ひ止むこと無かりき。天文十九年相州の北條家令を下し、永樂の外用ふべからずと、關八州皆是に習ひしかば、他錢は上方へ登せ、關西の諸國に通用せしめき。豊臣家の時、又永樂他錢と交へつかふといへども、他錢四五錢と永樂一錢と直せしかば、善惡の撰にて民安からざりき。慶長十一年八月關東都に令を出して、永樂錢を用ふる事を禁じ給ひしかば、民の争ひ止みにき。右錢は慶長通寶のことなり。其後寛永三年に寛永錢を行はれ、今に通用せり。右此處に無用のことゝの如くなれども、右割付の書に何貫文とあれば、たゞ今の錢何貫文の事と思ふ人もあらむかと思ふがまゝに、如此はものしつ。

一、東照神君様關八州を知し召御時に、慶長三年戊七月田畑御檢地御繩打之砌、御差置被爲成候御

宮田畑にて、別紙之通三十二ヶ所御座候。御役人は彦
坂小刑部殿

八丈島へ渡海之御用船三艘、年々渡海へ度毎に、御公儀様より、御初穂米并に御繪馬迄御奉納御座候。但し渡海に順風に御座候得者、相州浦賀港より直に渡海に付、御初穂米御繪馬ともに、右浦賀にて島屋源右衛門と申者へ御渡しに相成、同人より白濱の御宮へ御奉納いたし申候事。

一、當時島方御代官は羽倉外記殿に御座候。

一、御用船三艘、御預り人壹艘ニ付壹人宛、當時

山下儀十郎 服部初五郎 山下平次兵衛

右之通に御座候。以上。

天保五年九月

伊豆國大社宮司

藤井伊豫寫之

(チ) 白濱大明神舊記 一卷

(解説) 卷子本、紙本墨書、明治二年神主原作治右衛門より公邊に提出した由緒書である。

白濱大明神舊記

一、白濱五社大明神は、人王六代孝安天皇の元年に白濱の社に御鎮座あらせられ、初めて御恙無極

候處神明と云ふ地名あり。又此處にみたらしと申すあり、これは古より申傳來候。

一、淳和天皇の天長九年五月詔の趣は、三島大神・伊古奈姫大神二神、御自ら深き谷を塞き高き巖を推し給ひて、地を平かになし給ふ事二十町許、白濱の真中へ海邊へ突出して一山につくらせ給ひ、其處に神の御自ら神宮貳院并池三所を造らせたまふ。今の御宮地是なり。此の御宮地の巖に海鼠魚貝の類其儘石となりてあり。その外御神異廣大に座しますがゆゑに、御禁裏より名神大社と御尊ひあそはされたるよし。

但し寛保年中の頃までは社に二宮ならひませりしを、近々御衰微に相成氏子假造營して二宮を一宮に造り、相殿の神とも合せ祭り五社大明神と申候。

一、人王第一 神武天皇の御后神は媛踏躑躅五十鈴姫と申して事代主大神の姉姫御子神にましますよし。

一、人王第二 綏靖天皇の御后神は五十鈴依姫と申て言代主神の弟姫御子神に坐しますよし。

一、御神樂いにしへは有之候趣申傳候得共廢絶仕り、尤神樂屋敷と申て社より凡そ壹丁半戌亥にあたり隔り地名カグラと申て畑地有之、又神樂殿屋敷と申て今に於而忌中の者神威をおそれ右畑へ這入り不申候。

一、伊豆國濱邊の人の云事に、白濱鯉にて一本あたりといふことあり。此は御子神等おふく坐しませがゆゑ、をふく釣りてもやうく壹本あたりくらひと云事との申傳に御座候。

一、古へは神領も千石あまりもありし由。當村阿方村川津郷之内峯村 道川村との申傳に御座候

其後小田原北條家伊勢新九郎に至り伊豆國神領他領とも大方洩なく彼の領地になりし由申傳に御座候。

小田原北條家割付に

一、永百三貫五百々 高辻

此内

六貫貳百々

貳貫文

三貫文

殘云々

右當納定如此云々船ヲ以小田原へ漕切越後采女に可渡候仍如件

癸未十二月十二日 印

白濱村

名主 百姓 中

右之割付私方に所持仕候。尤年號は天正中之覺書に御座候。

神田爲修理錢差置

卯月霜月兩月祭錢差置

社壇爲建立指置

一、君澤郡三島驛明神者白濱明神を遷社に有之由、加茂郡も遷し候由、三島明神は祭日中西の日にまつるよしに御座候。

一、古へより里人の云傳に、九月廿一日には必西風に吹くと云事申來り候。これは御子等島々にましますゆゑに、白濱明神を神酒流されし由、下田湊柿崎次崎外浦に滯船罷在候尾勢其外中國西國の船々、江戸今東京に産物積寄せ候に付、日和西風を相まつといふ事古も申來候。俗にランべながしと申候。

一、朝廷より古へ白濱明神へ雲をなしたまひしかば、六月十一日より十五日迄五日が間大雨滂沛たるゆゑに、正一位の御位を奉られたる由、今に到りても早の節は神主をはじめ氏子共祈願奉れば、御神慮有之次第に御座候。

一、萬葉集に

たくひれのしらはまなみのよりもあらずあらふる妹にこひつゝそをる
かへるまに君こそわれににたくひれの白濱なみのよるときもなし

西行藻鹽に

わか戀は三島か沖にこきいて、猶そわつらふあまのつりふね

三島浦續後拾遺

なみのうつ三島か浦のうつせかひむなしきからにわれやなりせむ

此の白濱は荒浪の打ちていそかひ白くされて美しきを詠れしとのよし、三島か浦は白濱より外浦次崎柿崎下田迄の海邊を云ひしとぞ。稻生澤郷は古へ三島郷と云事申傳へ候。

一、伊勢新九郎北條主始て當宮へ御參詣致されける時、神主生姜を進上いたしければ拜殿にて狂歌くさの名も所によりてかはりける伊勢の生かはいつのはしかみ

とよまれたるよし、此の大神等伊豆の出先に御鎮座なれば、叢に端神の意をふくめてなるへしとぞ。小田原の北條氏は伊勢平氏にて、伊勢の國よりうち出られたり。また東浦伊豆の方も悉く彼の手に入れる時、當宮へ御參宮いたされて

神風や伊勢のはまをきあふききて今そ手にとるいつのはしかみ
とよまれたり。

當宮にては生がを御神草なりとて今九月の祭りを生が祭りといふは、右らの由緒によることかと云傳申候。

一、公儀より御織物御用に付御船三艘、年々八丈島と渡海之節海上爲安全御繪馬并供米當社を獻納

有之候。御船海上安全之御祈願無怠慢神勤仕候。

一、神主家先祖原壬生御館は、新島又三島のち三宅ともいふ。壬生明神と申して右島の産土神に祭ると云傳へ申候。

一、白川様御傳授之神式相用申候。

右舊記其外奉書上候通り相違無御座候以上

明治二巳年九月

伊豆國

賀茂郡白濱村

明神神主

原 彌 治 右 衛 門 印

式内名神大

一、伊古奈比咩命神社

神躰 神鏡並に金幣

祭神 三嶋溝櫛姫命

又名は玉櫛媛命又名活玉依毘賣命ト稱ス

言代主神ノ后神ナリ

祭日 卯月初酉日

九月二十一日

霜月初酉ノ日

相殿神三座

見 目 神 社

若 宮 神 社

劍 宮 神 社

右三座祭神不詳但シ此ノ三座ヲ合セ祭リテ俗ニ白濱五社大明神ト申ス

棟 札

奉遷宮伊豆三島神社 榮壽擁護所

元和七辛酉年九月

神祇官統領伯王殿附屬

神 主 原 豊 後 壬 生 清 長

奉正遷宮伊古奈比咩命神社
 奉正遷宮見目神社
 奉正遷宮若宮神社
 奉正遷宮劔宮神社
 右五枚裏書年號月日神主姓名前同斷

榮壽擁護所
 榮壽擁護所
 榮壽擁護所

2 白濱大明神緣起 一冊

(解説) 本社蔵本は題名を缺くが、世に「三宅島藥師緣起」と呼び、略して「三宅記」と稱せらるゝものである。本書は奉書二十三枚に墨書し、赤地錦の表紙を附し大和綴とする。書寫の年代を詳にしないが、奥書に「壬生御館末流宮司原圖書長男原藤藏與之」とある(第二十圖参照)。原藤藏の名は、元文寛保頃の記録に見えるから、大體その頃の筆寫と推定することが出来る。その内容は本文に述べた如く、三宅大明神の垂跡緣起で、佛説と地方の傳説や民俗とを織交ぜたもの、その價值に就いては既に萩原正平氏が伊豆國式社攷略に「次ニハ三宅記ト云フモノ有リ(中略)益此ノ書ハ古キ佛説ノ遺レルニ佛徒ノ傳會ヲ加ヘテ記セルモノト見ユルガ中ニハ正シキ説モ鮮シトセズ。海島鎮座ノ諸神ヲ攷求スルニ至リシハ此ノ書ノ賜物ト謂ハムモ適當ニ非ズ」と述べてゐる如く、その中に探るべき所傳も尠ならず認められる。然るに本書は古來傳寫本數本が存し、その内容は殆んど同様であるが、細部に若干の相違を存する。同じく前記式社攷略に「三宅記ノ稱ハ先輩ノ唱ヘシニ因ル、三宅島壬生氏・新島前田氏各一本ヲ傳ヘ其他數本アリ云々」と見える如く、壬生・前田兩家の傳本が古來著名である。本社蔵本



第十二圖 神社藏三宅記奥書

は果して何れの系統に屬するか不明である。從來管見に入つたものを比較すると、片假名本と平假名本の二種となり、前者は片假名を交へ且つ所々に反點を附する様式、後者は平假名交りの書下しとなつてゐる。本書は前者に屬するが、官幣大社三宅神社蔵本も亦同一である。後者には數本があつて、伊豆三島市の矢田部家本並に故三島通良氏蔵本は之に屬し、その傳來を尋ねると、伊豆田方郡廣瀬神社の神官西島家本を寫したものと稱し、更に同本は萩原氏が三宅島壬生家より傳寫したと言ふ。又山本信哉博士の蔵本は、右壬生家本を寫したと言ふが、同じく平假名本であるから、或は壬生家本が平假名本の根源となつてゐるかもしれない。何れにしても兩者は同一本を傳寫したもので、何れが古態を残してゐるかは遽かに決定し難い。茲には本社蔵の片假名本を掲げ、傍に三宅島壬生家本を以て對校した。なほ平假名本は石井廣夫氏の「神祇古正傳」中にも引用せられてゐるから参照せられたい。因みに本書の内容に關する考證は、故足立鐵太郎氏の「南豆神祇誌」・「道守」及び石井氏の前書等に記載がある。

抑昔天竺ニ帝王マシマス。其王ニ八人ノ后有リ。其ノ中ニ光生徳女トテ妻愛ノ后有リ。或時帝王
 彼ノ后ニ向イ給テヲ、セ有リケルハ、我既ニ齡四十二餘ルト雖モ、未タ王子トテ獨リモ無シ。如何
 セントノ玉ヘバ、后答サセ玉フハ、我レ八日ニ生レヌレバ、常ネ^常薬師如來ヲ信シ奉リヌ。此度
 モ薬師エ願奉ントテ、薬師エ詣給ヒテ、三七日籠リ玉フト雖モ印シ無シ。去レカクテワ捨テ難シ
 トテ、五七日籠リ玉イテ深ク願イ玉ヘバ、五七日ノ夜寅ノ時斗リニ、歳ノ齡六十斗リ成ル老僧ノ、
 黒キ衣ヲ着テ、水瓶トヲボシキヲ左ノ御手ニ持ヨリ玉ヒテ、ヲ、セアリケルハ、此コロ願深シト雖
 モ、カツテ與フヘキ子種トテワ無ケレモ、夜ヲ重ネ日ヲ重ネ願フ心ノ深ケレバ、汝ニ是ヲ與フト
 テ金ノ笏ヲ與ヒ玉フテ仰セアリケルハ、是ハ汝カ願處ノ王子ノ命ナガカルベキ薬ナリトテ、水瓶ノ
 水ヲ竹ノ葉ニテ三度左ノ手ニ入玉ヒテ、又タヲ、セアリケルハ、アナガチニ願フ心ノ深キニヨリ、
 止ム事無クテ與フト雖モ、此ノ王子七歳ノ時コソアサマシカラントテ、カキケスヤウニ藏レ玉ヒ
 ヌ。其時后大キニ喜ヒ玉テ下向アリケル。夫レヨリ十二月ニ當リタル正月八日ニ、王子御誕生アリ
 ケル。帝王大キニ悦ヒ玉テ。イツキカシヅキ奉リ、八日ニ生レ玉ヘバトテ、一大薬師ト申シ奉リケ

ル。然ル所ニ年月漸ク重テ、此君七歳ニ成セ玉ヘル時、御母ノ后空ク藏レ玉ヒヌ。扱テ止ムベキニ
 モアラズ、又タ妻愛モ出来ニケリ。彼ノ王子、年月タケ玉フニツレテ美目姿モ世ニ勝レ、更ニ并ブ
 カタチワ無リケリ。見參ラセ聞キマイラセヌル人々、戀ヒコガレズト云事無シ。或時王子物詣テノ
 折節、後ノ后參リ合セ玉ヒテ御覽初メシヨリ、御心ニコメテヲボシケルハ、アワレ人ト生レタラン
 ニワ、アレ底ノ人ニマミエ若シマミエテモアラバトヲボシケルヨリ、衣引カツキテ臥シワヅラワセ
 玉テ、御心ヨセノ女房達ニ仰セアリケルワ、此内ノ物詣ニ、スヲウノカリギヌニテシヤウノ笛吹セ
 玉ヒシハ何レノ御方ゾト尋ネ玉ヘバ、夫レヲ未^し知玉ハヤ、夫レコソ徳女ノ御子一大薬師ニテワタ
 ラセ玉フト有リケレバ、扱ハトテ帝王ニ申サセ玉イケルニ、イカテカ只御獨在ス王子ヲ玉體ヲ離サ
 セ玉フソトアリケレハ、如何ヤウニモ夫レノ計イト有リケレハ、則チ喚ヒ參ラセ一處ニ置奉ラント
 テ御文ヲツカワセ玉ヒモ、アエテ御返シモ無シ、去レモ御文度々ニ重ナレハ、角テハ如何トヲボシ
 メシケルニヤ、有處ニシバラク忍ヒ玉ケル。后此事アラワレヤセントテ帝王エ申サセケルワ、
 ノマ、母ニワ成間マジカリケルモノカナ。如何申トテ實トノ子ナラハ云ワジ。寵愛ノ王子ハラワガ
 モトエ年月懸想スルニ、叶ストテ何エカ行キ玉ヘケン、行方不^し知申^しヨシヲソウシ玉ヘド、帝王ア
 エテ用ヒ玉ワズ、王子ヲ尋出シ參セテ彌^いイトヲシクナドヲ、セ有リケレハ、后彌不安思、人ニ

懸想文書セテ父ノ王ニ見セマみイラセ玉ヘバ、帝王大キニ逆リンアツテ去ラハ此國ニワ不レ可レ叶ト有
 リケレバ、王子宣旨ニ隨ヒ、何國凡無クヒソカニ天竺ヲ出テ、唐土ニ渡リ玉ヒテイミ玉フヲ、有人
 帝王エ申シケルワ、是ニ此國ノ人ニモアラズ、タバナラヌ方在セハ、召テ御覽有ルベキ由シ奏シケ
 レハ、サラバトテ召玉ヒヌ。王子ヤカテ參玉ヘバ、如何ナル人ニテカ渡ラセ玉ゾトアリシ時、王子答
 サセ玉給フハ、我レ天竺ニテワ王子タリト雖、心ナラズ父ノ命ニソムキ、此國ヲ頼ミ來リタリト有ケレ
 バ、此國ノ習ニテ他國ヨリ來テ頼方ヲハ、形ヲ繪ニ書テ座ニシクト有ケレハ、扱テハ此國ニワ有ル
 ヘキ處ニテ有ズトテ、高麗エ渡リ玉ヘテ見メクテ玉エ凡、御心ノ留ル處無シ。扱テ日本ノ神明ノ光
 盛ナリト聞玉ヘテ、孝安天皇己丑ニ此國エ渡リ玉ヒテ、富士ノ絶頂ニテ神明ニマ見エトヲ、セ在リケ
 ルワ、天竺ニテワ王子成リト雖、父ノ命ニソムキ彼ノ國ヲ出テ、唐土高麗ヲ越テ此國ノ神明ノ御光
 盛リト聞及ヒ、夫レ云エ頼テ渡タリトアリケレハ、神明ノヲ、セニワ、此國ノ小國故夫レ、ニ垂
 迹達速ヲ定置、最早參セン處モ無シ。去レ凡アレニ見エタル嶽ノ南ニ、此コロ池ニツキ出タル處ア
 リ。夫ノ處ニ成リ凡住ミ玉ハ、住セ玉ヘト有リケレバ、扱ハトテ彼地ニ至玉ヘハ、嶽南ニ大成楠有
 リ、夫木下ニ立寄リ石上ニヤスライ玉ヒ、水ヲキコシメシタク尋サセ給凡、水無シ。去レ山ノヤウ
 ヲ御覽有テ、此處ニモ水有ヘシトテ、御足ニテ踏セ玉ヘバ、忽チ水湧出ヌ。夫水ニテ御足ヲソ、ガ

セ玉ヒテ夫ヨリ浦エ下リ見メクテラセ玉ヘバ、又神明仰セアリケルハ、此地セマクシテ住ミウカルヘ
 シ。海中ヲ如何程モ參ラスヘシ。地ヲモ焼出シ心ヨク住セ玉エ。去レ親ノ命ニ背キタル事ヲボロケ
 ナラヌ罪ナレハ、天竺エ歸セ玉ヘテ、父ノ命ヲユリテ後、猶住度ヲボシメサレンニワ重テヲワシマ
 セト有リケレバ、喜ヒ玉ヒテ則天竺エ歸リ、ヒソカニ左大臣ノモトエヨリ仰セアリケルワ、餘リコ
 エシク侍レバ亦立歸リヌト仰セ有ケレハ、大臣大キニ悦ヒ、見失奉リシヨリ此來、朝夕忘ル、事モ
 無ク戀奉リシニ、今生ニテ再ヒ見參セシ事トテ泪ヲ流シ、夫儘帝王エ奏シ玉バ、大王喜セ玉テ、勸
 當ノ子細無失ノ品聞ホドキヌ。去レ凡ソ起請ヲ書タレハ、綸言如汗、再ヒ此國ニワ置ガタシ、王子
 ヲツケテ參ラレヨ。此國ヲバ王子ニユヅリ玉ハント有ケレハ、大臣承リ、王子ノ御事ハ此君此國ヲ
 出サセ玉時、后ノ仰セニテ武士ニ渡、恒河川ニシツメ申サレシ由シ、クワシク奏申サレケレバ、御
 泪御衣ノ袖ヲウルヲシ、丸ヲ恨玉ベカラズトテ、后ヲ亦武士三十六人ニアヅケ有處ニ押籠玉ヌ。夫
 後王子ヲ御跡ヲシタワセ玉テ、恒河川ノ邊リエ至リ玉テ、我コソ此レエ來リタリ。爰ニ在サハ如何
 ヲウニモ水神ニイトマヲ乞テ、一度姿ヲアラワセ玉ト有ケレハ、水底ヨリ答玉フ。我ハ不孝ノ罪ニ
 ヲリ姿モ替リヌ。是ヨリ下ノ川原ニ大キ成石有、夫ノ石ノ上ニ正躰アラワレヌ。父ノ藥師ニテヲワ
 シマセバ、我身モ藥師ニテ侍リヌ。只今ノ姿ヲ御覽アラバ、長ケ一丈斗ノ大蛇ニテ侍レバ、必毒氣

御身ニ當ルヘシ。イカデカマミエ參スヘシト有ケレバ、何ニカ苦シカルヘキ。只々出玉エト有ケレバ、扱ハトテサレナミ立テ、浮アガリ玉エルヲ御覽有バ、寔ニ長ケ一丈斗ノ大蛇ニテ、昔今ノ物語ヲシテ、互ニ御名殘ヲヨシミ玉ヒテ立別レ玉ヒス。扱王子川原ヲ御覽アレバ、大石ノ上ニ一尺斗成藥師ノ尊像ノヲワシマスヲ取リテ、錦ノ袋ニ入テ、御エリニカケ、亦天竺ヲ出玉バ、多ノ大臣エ御伴ト申サレケレバ、王子ヤウノニ制シ玉ヒテ、只一人出サセ玉シガ、大臣ニ向仰セケルハ、我何國ニモ行留ルト聞ナラバ、此度父ノ命ノ許リタル御放紙參セヨト仰アリテ、高麗國エ渡玉フ。夫ヨリ日本エ渡玉フ海中ニテ、俄ニアラキ風立ケレバ、水主楫取戻サントシケレバ、王子此船ヲバ左右無日本エ向ヨト仰有バ、水主アエテ仰ニモ隨奉ラザル處ニ、楫取兎角ハ無シニ只走ラカセトテ帆ヲ引タレバ、王子立寄ラセ玉テ、御扇子ニテ打アヲギノアヲガセ玉バ、忽順風ニナリテ、利那ガ間ニ御船日本エ着タリケレバ、船中ニテ供御トテモキコシメサレバ、ツカレニノゾミ玉テ家居ヲ尋玉フ處ニ、神サビタル社ノ前ニ柴ノ庵有ケルヲ御覽ジテ、立寄り玉バ、年長ケ齡カタムキタル媼翁有リ。王子立寄玉ヒテ、旅ノ者ナルガ、ツカレニノゾミタレバ何ニテモ玉ワレカシトアリケレド、是ニハイサノ物モ貯エ無シ。外エ行テ求サセ玉ヘト有シカド、重テ仰玉フハ、外エ行キテモ求ヘケレバ、態ト是ヲ志シテ來タリ。何ニテモ苦カラズ、何ニテモ有ルニマカセテト重テ仰有ケレ

バ、媼翁ニ向テ、只人トモヲボエヌ御方ノツカレニノゾミタリトテ物乞玉エリ。出テミ玉ト言ケレバ、翁立出見奉リ、媼ニ申ケルハ、此御方ハ只人ニマシマサズ。藥師ノ化身ニテ在スゾ。急入奉レ。去ナガラ只今參ヘキ物トテハ思モヨラズト申上レバ、アレ見エタル物ヲ木ノ葉ニ入テ玉ワレト仰アリケレバ、御好ニマカセ、木ノ葉ニノセテ奉リヌ。夫ヲ取リテキコシメシ、此ノ名ワ如何ト尋サセ玉エバ、タミト言木ノ由シ申上レバ、イシイ物ユエ我住ム方ニ種ントテ、七粒持セ玉ケリ。扱夫ノ夜ノ曉翁申ケルワ、今宵ノ夢想ニ、殿ワ天竺ノ王子ニテ在マスガ、東ノ海伊豆國ノ沖中ニ地ヲ焼出シ住ミ玉フベシ。殿ノ御名ヲバ三嶋大明神ト申奉ヘシ。正體ハ藥師如來ニテ在マストノ御告ヲコウムリタリ。翁ハ是地神五代鷓鴣草葺不合尊ノ御時此國エ渡タリ。我ハ是百濟國ニテワアマノコヤネノ尊ト申サレシガ、齡三百二十ニ成ヌレバ、昔今ノ有様ヲモ荒々覺侍バ、何國ニワシマスル翁ヲ忘サセ玉フナ。我ニ三人ノ子有リ。二人ハ男子・一人ハ女子ナリ。一人ハ若宮ト名付。正體ハ普賢菩薩ナリ。一人ハ劔ト名付。不動明王ナリ。一人ノ女子ヲハ見目ト名付。正體ハ大辨天ナリ。海龍王ト申ナリ。海中ニ在マサン爲ニモ、亦ハ衆生利益ノ爲ニモ、神妙ノ者共成バ、王子ニ參ストテ附奉リ、アレニ見エタル船コソ、幸ニ富士ノスソノ、方エ行船ナレバ、乗セ玉トテ、四人船ニ乗セ奉テ、此所ヲ後ニワ丹波國ト申スヘシトテ、翁ハ柴ノ庵エ歸ヌ。王子御船ノヘニテ法華

經ノ八ノ卷アソバシケルガ、取落トサセ玉テ海エ入りケレバ、角ノハズノ弓ニテカキヨセ取ラントシ玉ヘバ、弓ノハズニ魚クイ付ケレバ、數ノ魚哉トテ船ヘ打入サセ玉ヘバ、船人喜ヒ、此弓ヲ取リテ海エ入ケレバ、魚一ツモ喰付ズ。船人申ケルハ、此弓ヲ亦海エ入レテ御覽アソバセカシト願奉レバ、王子亦海エ入サセ玉ヘバ、本ノ如魚喰付ヌレバ、幾度モ入サセ玉エカシト願ヌル故、度々入玉ヘテ船人ニ魚ヲ玉リス。船人共王子エモ捧參セントテ上奉バ、我ハヨシアイノアハセニセントテ、其儘指置玉ヒヌ。然所ニ沖中ヨリ風ニ向テ船共戻リケレバ、此船ヲバ夫儘走ヨトテ扇子ヲ持テアラガセ玉ヘバ、王子ノ御船斗リ風ニ向ヒナガラ走リケルヲ、外ノ船見奉リ、アレハトゾ申ケル。御船ハヲノミサキト云所エ着ヌレバ、夫ヨリ上セ玉ヘテ、三人召連レ、浦ノマヲ傳テ神明ニ逢參セ玉ヒテ、仰ニ任天竺エ歸、心ヨク父ノ勘當ヲ許サヌレバ、綸言ステ難キ故此國ニワ叶マジキトノ事故、亦亦來タリ。可然ハ海中ヲ與エ玉ヘトアリケレバ、易キ御事ト仰セアリテ、海中ヲ與エ參スヘシ。此國ノ守護神達此國ヲ守給後チワ、此國ノ守護神トナリ玉エトテワ、セ有ケル。太子大キニ喜ヒ玉エテ、見目若宮ニ仰セ在リケルワ、嶋焼出シ事如何ワセント有ケレハ、見目申サレケルワ、若宮ワ火ノ雷・水ノ雷ヲ雇イ玉エ。劔御子ハ山神ナドヨリ高根大頭龍ヲ始メ大小ノ神達ヲ雇イ玉エ。我ハ海龍王ヲ始諸龍神ヲ雇イ參セントテ、三人各々雇イ玉エハ、海龍王ハ見目ニ頼レ、白龍

王・青龍王ヲ始多クノ龍王達ヲ引グシ玉エリ。亦若宮ト劔御子ニ頼レ、火ノ雷・水ノ雷・山神ノ大頭龍諸ノ垂迹達多ク集リ玉ヘテ、申サセ玉フハ、我ヲ頼玉ハ垂迹ト成リ玉フベシ。凡夫ノ底ニテワ如何スムベキトアリケレハ、去ハトテ則チ垂迹ト現ジ、大明神ト祝レ玉ヒヌ。孝安天皇廿一己酉年ニ島ヲ焼出シ始玉フ。彼ノ神達詮議アリテ申サレケルワ、龍神達ヲ頼テ海中ニ大キ成石ヲ三ツ置玉ハ、火ノ雷焼セ玉ヘ、夫儘島ト成ヘシトテ、夫ノ如ニコシラエ、水火ノ雷一日一夜ニ焼キ玉エバ、一島出現シヌレバ、大明神御覽アリテ大ニ喜ビ玉ヘリ。白濱ト云所ニ住玉フ龍神海底ヨリ亦石ヲ上給バ、神達此石ヲ取リテ一所ニ積置玉ヘバ、火ノ神是ヲ焼玉ヘ、又一島出現セリ。扱神達彼ノ島ニ集リ、又先ノ如ク海中ノ處々ニ石ヲ置テ、七日七夜二十ノ島ヲ焼キ出シ玉ヒテ、夫々ニ歸セケルガ、イザ我々島々ヲツキケル消息ヲ神明ノ照覽ニ入奉リテ歸ントアリテ、神明エ仰有リケレバ、ワズカニ形チ計ヲ焼出シヌ。猶セマクシテ住ミウク思召サバ、亦焼出シテ住セ給エト有ケレバ、大明神喜ヒ給イテ、重テ焼出サン折節ハ亦々請シ奉ント、互ニ御契ヒ有リテ神達歸リ玉エリ。其後明神彼ノ島ニ名ヲ付玉フ。第一ノ島ヲ初ノ島ト名付給ヒテ、此島ニタミノ木ヲ植エ玉イヌ。第二ノ島ヲハ、島島ノ中程ニ焼出シ、夫レニ神達集リ玉ヒテ、島々ヲ焼出シ玉フベキ詮議有リシ島ナレバ、神集島ト名付玉エリ。第三ノ島ヲハ大成ル故大島ト名付、第四ノ島ハ、鹽ノ泡ヲ集テツカセ玉エ

ハ、島ノ色白キ故ニ新島ト名付、第五ノ島ハ、家三ツ双ビタルニ似リトテ三宅島ト名付、第六ノ島ハ明神ノ御藏ト仰有テ即チ御藏島ト名付、第七ノ島ハ蓬ノ沖ニ有リトテ沖ノ島ト名付、第八ノ島ハ小島ト名付、第九ノ島ハヨウノハナニ似タリトテヲウゴ島ト名付、第十番ノ島ヲバ十島ト名付玉ヒテ、大明神島々エ通テ遊ビ玉フ中ニモ、常ニハ大島・三宅島・新島ノ三處ニヲワシマシケル。去レテ三宅島ニ宮作り有リテ大明神トハ申奉リス。見目・若宮ニ仰有リケルハ、島々ニ后一人ヅ、置セ玉ハント有リケレバ、見目申サレケルハ天竺ニテノ母御前ハ如何ト申サレケレバ、夫レハ父ノ王ノ御内人ナレバ叶フ間ジキ事ト仰セ有ケレバ、扱ハトテ見目・若宮立出給ヒテ、如何ナル人ニテヤ在シケン、后ヲ五人具シテ參ラセ給バ、大明神大ニ歡喜アリテ、一人ヲバハフノ大后ト名付テ大島ニ置キ給フ。其御腹ニ二人ヲワシキ。一人ハ太郎王子ヲ、其所ト名付奉リ、一人ハ次郎王子スクナイ處トゾ申シケル。亦一人ノ后ヲバ新島ニ置參ラセ、ミチノクノ大后トゾ申ケル。其御腹ニ王子二人在マス。一人ヲバ大宮王子、一人ヲハ第三王子トゾ申ケル。此二人ノ王子ニ劍ノ御上ヲバソエ參ラセ給ヒス。亦神集ノ島ニモ后一人在ス、是ヲバ長濱ノ御前ト申ケル。此ノ御腹ニモ二人在シヌ。一人ヲバタマナイ、一人ヲバタウナイトゾ申ケル。此王子ニハ天竺ヨリ渡ラセ玉フ左大臣ヲ付ケ參ラセ玉フ。其名ヲバヌク島ノ大別當ト申ケル。乳房ノ御方ヲバフト御前トゾ申ケル。亦三宅島ニ置セ玉

フ后ヲバ天地今宮トゾ申ケル。此御腹ニモ二人在シキ。一人ハアンネキゴ、一人ハマンネイゴトゾ申ケル。亦沖ノ島ニ置玉フ后ノ御名ヲバ八十八エトゾ申ケル。其御腹ニ王子五人在マス。此ノ后カクレサセ玉ヒスレバ、嫡子モ二郎ノ王子モ二人手ニ手ヲ取合思死ニ終ラセ玉ヒ、石トナリテ兄弟ノ尊トテ立玉エリ。二人ハ未タ幼少ニテ藏サセ給ヌ。五郎ノ王子計澳島ニハ在マス。有ル時大明神見目若宮ニ仰セ有リケルハ、餘リニ島セマケレバ焼出シ度思召ス由シ仰有リケレハ、承リヌトテ、見目若宮ト以前ノ如ク走り廻リ、神々ヲ雇ヒ參ラセテ來玉エリ。神々ニ向ヒ大明神仰有リケルハ、一度ニ成リ難キ事ナレバ、度々ニ成リテ今少シ燒キ出シ度由シ仰セヌレバ、神々ノ仰ニハ、初ハ海中故大事成リト雖モ、只今ニ至リテハイト易キ御事トテ、島ノ上ニ大ニ穴ヲ掘リ、亦先ノ如ク龍神達海底ヨリ大成ル石ヲ其穴エ持運ヒ玉エバ、水火ノ雷是ヲ燒給フ時、石モ燒テ湯ニ成リ涌キ上リヌル處エ沖ノ浪打掛ケヌレバ、即チ石モ成リテ、元ノ島ニケ二計リモ廣ク成リヌレバ、神々夫々ニ歸リ給エリ。其後大島ニ在セル太郎王子モ、亦神達ヲ雇ヒ參セテ燒出シ玉フ。互ニ島々ニ通イテ心ヨク遊ビ給エリ。爰ニ一ツノ不思議有リ。箱根ノ湖ノ邊ニ翁ト姥有、夫婦同年ニテ三百七十載ニ成リケルガ、女子三人持タリ。明ケ暮レ湖ヘ出テ釣ヲタレケルガ、有時終日釣レモ魚一ツモ釣得ザレバ、舟ノヘニ伏テ願イケルハ、此ノ湖ニモシ主トテ在サバ、哀レノ此ノ船ニ魚ヲ一船玉ハ

レカシ。其喜ビニ三人ノ女子ニテ、何レニテモ目附ズキニ任セテ與エ參セント云ナガラ眠ムラレケルニ、暫ク有テ、十六七計ノ男何處凡無ク來リテ云イケルハ、先キニ云ハレタル事ヲ儘ニ聞得タリトテ、カキケス様ニ失シガ、其儘舟ノ上エ、小キ魚凡數限リ無ク飛ビ入タリ。翁おヲソロシク覺テ立歸ントシケルニ、水底ヨリ聲有テ、二三日過ナバ約束ノ通迎イニ可參。三女ヲ給ハレト云イケリ。翁歸テ例ナラズウチシヨレタル氣色也。なるを姥ヤ子共見參セ、何事ヲカ思イ煩ラハセ玉フゾト有ケレバ、云ハデモ不レ叶事ナレば、今日ニ限テ魚一ツモ釣リ得ザレバ、餘リノ事ニ、哀レノ此ノ船ニ魚ヲ一舟タベカシ。其ノ喜ビニハ子共ノ内ニテ何レ成トモノゾムニ任セント云イケレバ、忽チ船エ魚餘多飛ビ入ヌ。扱其後水底ヨリ聲有リテ、三女ヲ給ハレ迎ニ參ラント云イケルガ悲シサニ、角思イ煩ト有ケレハ、三人ノ子共申様、夫レ社易事ナレ。我々ガ計ニ任玉ヘト云ケレバ、翁モ心ヲ休メ、扱如何セント有ケレバ、約束ノ人來タラン時ハ、三人共ニ後ロノ家ニ有ト答玉フベシトテ、後ニ家ヲ構テ待ケル處ニ、其三日ニ當ル亥ノ時計ニ來テ、約束ニ任セ迎ニ來タリト云。翁出迎へ後ノ家ニ有ト答ラルレバ、其儘後ノ家へ行ケリ。其時三女出迎、翁ノ申サレシ人カト有ケレバ、約束ニ任セ迎ニ參タリト有ケレバ、三女云ケルハ、我々ハ此所ニサムラワズ。富士ノ絶頂ノ者ナレバ、夫エ尋ネサセ給トテ、鳩ト成テ飛ヌ。其時大蛇大ニイカリ、二人ノ娘ヲ取ントシケル時、二人共ニ亦鳩ト

成テ何處凡無飛ヌ。大蛇彌々怒富士エ行テ尋ントス。去程ニ三女ハ富士ノ絶頂ノ岩ノ中ニ隠テヲハシマセシガ、折節大明神モ富士ノ絶頂ニ登セ玉イテ、彼ノ三女ヲ御覽ジ如何成ル人ゾト尋サセ玉エハ、三女申サセ給ハ、我ハ是箱根ノ湖ニカキノオウヂト申者ノ三女也。オウヂ唐土ニ有ケル時ハ八大執金剛童子ト申ケルガ、地神五代天津彦根ノ尊ノ御時、餘リニ垂迹ノ珍ラシサニ此ノ國エ渡ケルガ、地神ノ御遺言ニ任セ、天尊トカタラキひ興げ教ラレケルト承リヌ。亦母ハ斯羅棄國ノ王ノ三女ナリ。父ノ歳ハ三百七十載、母モ亦同じく三百七十才にておは歳ニテヲワシキ。此父箱根ノ湖エ出釣ヲ垂レ玉エ凡、魚一ツモ釣得ズ。餘リノ事ニ何ニ心無、此湖ノ底ニ主有バ魚ヲ得サセ玉エ。其悦ニハ三人ノ娘ノ中ニテ何レ共心ニ任與フベシト云ケレバ、水神是ヲ聞サラバトテ魚ヲ與ヘ、其後約束トテ迎ニ來ヌル故爰エ飛來ルト雖、定テ此エモ來ベシ。如何ワセントウチシヨレ給エバ、大明神仰有ケルワ、吾ヲ頼ミ玉フベシ。隠シ參セント有シカバ、如何様ニモ御計ラヒニ任セ奉ラント有シ時、大蛇其儘來リテ富士ノ腰エノタリカ、レバ、其時三人ヲ打ツレ大島エ飛玉エバ、大蛇モ亦大島エ御後ヲ追イ來ぬればそれより又二人リ、亦三人ヲ打連三宅島エ飛セ給テ、三女ヲバ御嶽ニ隠參セテ、見目若宮ニ向ヒ如何セント仰有ケレバ、易キ御事トテ、大成ル穴ヲ二ツ掘、一ノ穴ニワ飯ヲ積テアンネキ子ニ預ケ玉ヒ、是レ飯ノ王子也。亦一ノ穴ニワ酒ヲ漂エマンネイゴニ預ケサセ玉ヒ、是レ酒ノ王子也。如是御計ヒ、大蛇來

ナバ見目御出合、飯酒ヲ進メ、大蛇醉タル處ヲ劔ノ宮ニ切セ參セント支度有。去程ニ島々ノ王子達モ后達モ入セ玉ヒイヌ。新島ノ第三ノ王子モ劔ノ宮ヲ具シテ入セ給ヌ。殘ノ后ハ、王子ノ親ノ敵打給フヲ見ントテ、イガイノ浦ノ石ノ陰ニカクレテ御覽ジケル。爾ル處エ大蛇來テ腹ヲ立チ、御嶽エ上ラントシケルヲ、見目出テ向、様々ニナダメテ先々飯酒ヲ參セント有レバ、大蛇モ彼ノ穴エ向ケリ。兼テ支度ノ事ナレバ、飯ノ王子ハ飯ヲシキ、酒ノ王子ハ酒ヲ進メ給バ、大蛇忽ニ醉テ鱗ヲ立テ睡リケル。其時一番ニ劔ノ御子切り給バ、二番ニ大三ノ王子切玉ヒ、三番ニテイサンノ王子切玉フ。大蛇切ラレテ尾ヲ震ケルニ、水戸口ノ后石ノ陰ヨリ見給ケルガ、大蛇ノ尾左ノ御目ニ當リ打チ潰サレ玉ヒヌ。大蛇ヲヤスノト伐チスマシ、后モ王子モ島々エ歸ラセ玉ヌ。サテ大明神ハ御嶽エ御登有テ、彼ノ后ヲ尋玉バ爲見給ハズ。其時大明神逆鱗有テ、見目ニ仰尋給バ、見目承リ躑躅ノ華ノ中ヨリ尋出シ玉ヘリ。何トテ隠レサセ給ゾト有ケレバ、蛇ノ居ケルヲ見テ、大蛇ノ所縁ト恐ロシク思ツ、躑躅ノ中エ立寄ヌレバ、紅梅ノ衣ト躑躅ノ華ヲ見迷セ玉バ社、隠レタルニハ非ズト有ケレバ、其時大明神仰有ケルヲ、此ノ島ニ躑躅有ル華咲クベカラズ、蛇ハ后ノオチサセ給フトテ、夫ヨリ追捨テサセ玉エリ。亦大明神見目ニ仰ケルハ、此ノ后ノ姊御達ハ何國ニ渡ラセ玉フゾ。尋ネ參セラレヨト仰有ケレバ、見目仰ニ任立出テ尋玉エバ、白根ガ嶽ニ在シキ。大明神ノ仰ナレバ入セ玉

ヘト有ケレバ、叶間敷トノ御事ヲ、見目様々宥ダメ、二人死ニ誘ヒ參レケレバ、大明神大ニ喜玉ヒテ御妻愛有ケリ。カクテ嫡女ヲバ島ノ酉ノ方ニ置玉フ。此ノ御腹ニ王子四人トナリ海中にはしけり在シキ。此后ミトノ口ノ后ヲ嫉ミ玉テ、幼少ノ王子ヲ抱キ參セテ、イガイノ海エ飛ビ入給テ石トナル。今二人ノ王子、一人ハ彼ノ島ノ丑寅ノ方ニテ海中エ入セ給、一人ハ辰巳ノ方ノ沖ニテ思ヒ死ニ失セ給。殘一人ノ王子ハ大明神ニ付參セテゾ在キ。亦次ノ后ハ彼ノ島ノ未ノ方ニ置參セ玉フ。此御腹ニ王子二人ましましき在ス。一人ハウラミ子トテ大明神ノ御身ヲ離ズ在キ。亦一人ハ二ノ宮トテ母御前メ元トニ在シケル。扱三人女ヲバ彼ノ島ノ丑寅ノ方ニ置玉ヘリ。此ノ御腹ニ王子八人一度ニ産給ヘリ。一ハナゴ、二ハカ子、三ハヤス、四ハテキ、五ハシダキ、六ハクラキ、七ハカタスゲ、八ハヘンズトゾ申ケル。彼ノ王子達産レ給フ處ハ島ノ丑寅ノ方カマヅチト申所也。亦七柱ト云フ處ニテ育チ玉エリ。所々ニ宮作り有テ、王子ノ宮々ニ置キ玉ヘリ。爰ニ亦一ノ不思議有。富士ノ絶頂ニ住ケル人有。彼人ヲバ壬生ノ御館トゾ申ケル。有時駿河ノ國ウト濱ト云所ニ、天ヨリ八人アマクダリ、東遊駿河舞ト云舞ヲマワセ給ケルニ、彼ノ壬生ノ御館此ノ人々ノ中エ交リテ、彼ノ舞ヲ舞給ヒヌ。然ル處ニ、拍子打チケル人拍子違ケレバ、不審ヲ爲シ、我が身ヲ初メ人数ヲカゾフレバ、九人有。去レバ社餘人ノ交リケレト、サツト引テ天エ上リ給ヒヌ。扱テ壬生ノ御館彼ノ東遊駿河舞ヲ舞ヒ留メ玉テ、爰カシコト遊廻

リ給フ。有時大明神富士ノ絶頂エ至セ玉イシ折節、壬生ノ御館モ往逢イ玉エリ。其時大明神如何成
ル人ニヤト尋給バ、答テ申サレケルハ、吾ハ是レ波羅奈國ノ者成ガ、日本垂迹盛ン成事ヲ聞、夫故
一日一夜ニ此國ニ來リ、爰コ彼コト遊廻リ、此絶頂エモ來タリト有ケレバ、大明神仰ケルハ我モ天
竺ノ者成ガ、是ニ來テ神明ニ海中ヲ乞イ請ケ、島々ヲ焼出シ、常々垂迹達ヲ雇ヒ、島々ヲ廣クナサ
ンガ爲ニ焼出シヌル社心苦シ。去レ厄末ノ世ノ爲ナレバト社思ヒヌ。扱ハ旅人ニテ在シケルヨト仰
有ケレバ、壬生ノ御館申サレケルワ、左様ニ垂迹達ノ島焼給ヲ見參セ度トテ、明神ニ着添給ヒテ來
リ、夫レヨリ年月ヲ送り玉ヒシ處ニ、役行者葛城ノ明神ト諍論之事有テ大島エ流サレ玉ヒヌルニ、
行者ヲ訪ヒニ巨多神達來臨シ玉フ。中ニ有ル神島ノ體ヲ見廻リ、太郎王子ニ仰セケルワ吾ハ是凡夫
ニテハ伊豫ノ國三島ノ郡ニ橋ノ清政ト申セシガ、四十ニ餘ル迄子ヲ持タザルニヨリ、大和國初瀬ノ
十一面ニ籠リ願ヌレバ、夢ノ御告ニ、汝ニ於テハ更更子種トテハ無ケレバ、我が持ツ處ノ寶ニ替
エテ子種ヲ與フト有シヨリ、男子一人モウケテ喜ヌル處ニ、伊豫ノ國シヤクノ浦ニテ驚ニ取ラレ
テ、センカタ無ク深山エ尋入り、セメテ屍成リ見ル事モヤト十六年ノ間山中ニ籠、我が身願イノ
有儘、行事其劫積テ垂迹ト成、伊豫ノ國三島ノ郡ト云處ニ三島大明神ト云ケルガ、此度役行者ヲ尋
テ參リヌ。アレナル峯餘リニ面白ク見ヌレバ、我ニ與エ玉エト有ケレバ、王子ノ仰ニ、是ハ吾モ預

タル地ナレバ儘ナラズ。大明神エ尋奉ラントテイナソチト云神ヲ以テ三宅島エ越サセ玉ヘバ、大明
神ノ仰ニハ、左様ニ願深クハ其峯計リハ與フ可シト有ケレバ、伊豫ノ三島大ニ喜玉イテ、常々ニモ
通イ給エリ。其後大明神壬生ノ御館ニ仰有ケルハ、アレ成地ニ、戸田ト云所ノ石ヲ持チテ築地ヲツ
カント有ケレバ、易キ御事トテ、晝ハ人目ヲツ、マセ給、夜ニ入、船七艘ニテ築地ヲツキ玉ヘリ。
覺テ御住居有ケル處ニ、有時大明神若宮ニ仰有ケルハ、日外是エ渡シトキ數ノ魚ヲ取シボリシナ
リ。亦取テ來ント有シカバ、若宮申サセ給ハ、我々社神通ニテイト易ク取り得ルト雖モ、末世ノ者
ハ、遙ノ堺ヲ過テ此魚ヲ取得ン事覺束無シ。此島ニテ居ナガラ取得事モヤト有ケレバ、如何様ニモ
夫ノ計ヒト有ケレバ、若宮其ノ前ノ汀ノ石ニ渡リテ西ノ方ヲ招カセ玉エバ、其儘潮ニ連テ鯉ムラガ
リ來リヌ。大明神イデ出テ取ント仰有ケレバ、若宮亦申サレケルワ、壬生ノ御館ニ取ラセ是ヨリ御
覽ジ有レカシト申サレヌレバ、如何様ニモト仰故、若宮壬生御館トカタライ、水主楫取船ニ乘リ、
鹿ノ角ニ金ヲ細ク曲ゲ入レ、麻ノヲ、竿ニヨリ付ケ、手毎ニ持テ角ヲ海エナゲケレバ、忽チ魚喰イ
付ケルヲ、船エ取リ入レ、賑々シカリケルヲ、大明神西ノミワトエ出テサセ玉ヒ御覽有ケリ。扱
テ一船取テ參タリケレバ、若宮島々ノ后々王子ノエ參セ給ヒケリ。扱テ年月ヲ送りテ在ケル。又
壬生ノ御館ニ仰ラレケルハ、爰ニ早ヤ凡夫少々出來タリ、丸ガ姿ヲ見セン事彼ガ爲ニ恐レ有ケレ

凡夫ノ姿ヲ石ニ寫シテ垂迹ト成ベシトテ、推古天皇五丁巳年正月三日、大明神壬生ノ御館ヲ召
 レテ仰ケルハ、我已ニ劫ツキテ此八日ニ藏ル、トテ、午ノ時計リニ御嶽エ上リ玉ヒ、壬生ニ仰ケル
 ハ、汝ハ神集島大別當ノ娘雨マスノ姫ニトツギ子ヲモウケ、后々王子ノ守護セシメヨ。是ヲ手
 印ニ與フトテ、天竺ニテ王子ノ體ヲ石ノ笏ニエリ入テ、御身ハナサズ持玉ヒケルヲ壬生御館ニ與
 へ、仰有リケルハ、吾ハ是地神ノ仰ニヨリ、今ヨリ五百歳過ギテ日本之守護神ト成ベシ。朔日十五
 日ハ我が縁日也。亦八日ハ本地日也。此日我社エ參者ニハ、諸願満足セシメ、日ノ難月ノ難ヲ除キ、
 於ニ病難ニ以ニ藥師ノ化現ニ治レ是、亦自ニ他國ニ此處ヲ奪ント襲來バ、我レ鎧腹卷弓箭ト成此ノ難ヲ可
 拂。海中ニ荒キ風吹テ浪ノ難有テ、吾以ニ神力ニ可靜。亦命終ン時、藥師如來ノ誓ヲ以テ淨土ニ引
 導可レ致ト御誓願有テ、亦若宮・見目・壬生ノ御館ニ仰有ケルハ、此ノ島ヲ四ツニ分テ、末々世々
 后々王子ノ宮處ヲ定ント思ハ如何ニト仰有リケレバ、如何様ニモ御計ヒト申サレケレバ、四ツ
 ニ分ケ給ヒテ、一ツヲバ神着ト號シ、二ハ伊豆ト號シ、三ハ阿古ト號シ、四ハ坪田ト號シ、嫡女ヲ
 バ伊豆ニ入海有愛ニ祝ヒ參セ、亦次ノ女ヲハ坪田ニ水海ノ並ニ峯有、夫ニ祝ヒ參セ、三女ハ、神着
 ニ浦有シトリト名付也。是ニ祝ヒ參ラスベシ。亦阿古ニハ末ノ世ニ丸ガ宮作アレカシ。重テ壬生ノ
 御館ニ仰有ケルハ、丸ガ姿ヲ石ニ寫シテ後ハ、能ク精進有ン時必勇ムベシト仰ラレケリ。推古

天皇二甲寅年正月八日午ノ時、凡夫ノ姿ヲ石ニ寫シテ垂迹トナリ在ス。同王子二人ノ御姿ヲ石ニ寫
 シ垂迹ト成玉エリ。八王子ノ御母御前モ十一面ノ御體ニ現給ヘリ。見目モ大辨財天ト顯レ、若宮モ
 御姿ヲ石ニ寫止メテ隱レムトシ給ケルヲ、壬生ノ御館申サレケルハ、抑モ此ノ明神后々王子ノ
 御事ドモヲバ、末世ノ衆生ノ爲ニハ如何ンガ申傳ベキキト申レケレバ、若宮ノ仰有ケルハ、夫レニ
 着キ參セン前ギノ御事ヲバ、或ハ明神ノ御物語ヲ記シ、或ハ見參ラセタル事ヲ記シ置キテ末世ノ衆
 生ニ傳エ給トテ、若宮モ普賢ノ御姿ニ顯レ玉イケル。扱テ壬生ノ御館ハ島々ニ在マス后々王子ノ
 ニ申サセ玉エバ聞シ召シテ三宅島エ御渡有リテ明神ニ奉レ逢、様々ノ御物語有テ島々エ歸ラセ給ヒ
 ス。夫レヨリ壬生ノ御館ハ后々王子ノ勤仕シ玉フ程ニ、壬生御館ハ明神ノ仰ニ任セテ雨増ノ御
 前ニトツギ玉エテ、子息一人モウケ給。壬生ノ嫡官實正ト名付テ、壬生ノ御館大明神ノ御前ニ參リ
 此ノ由シ申給エバ、明神御喜ビ有テ實正ヲ召シ仰ケルハ、汝相構テ實秀ガ申事能々聞置テ、丸ガ
 后々王子ノ安置スベシ。常ニ能ク精進ナラン時ハ、丸ガ姿社不見見、聲計ニテハ何事モ
 勇ベキナリト仰承リ喜ンデ歸リ、實秀ニ明神ノ仰セヲ問イ奉ケルニ、實正ニ教テ云ク、汝能々可
 聞、明神ノ御代官トシテ可有様ハ、先能々垢離ヲ取、清キ山エ入テ、水ヲ汲テ頭ヨリ掛リテ、扱
 テ髮ヲ三ツニ分テ、左ノ髮ヲバ八處結ビ、右ノ髮ヲバ七處結ヒ、背ノ髮ハ六處結ヒ、左ノ髮ニハ水

ヲ八度瀧ギ、右ノ髪ニハ七度洒ギ、背ノ髪ニハ六度カケ、扱テ下冠ヲ着テ、上ニハ桑ノ木ノ根ノ直
グ成ルヲ切テ皮ヲムキ、角ニツ立テ額ニ付テ、薛ノ葛葉ノシゲキヲタスキニ掛テ、凡夫ノ火ヲ不
食シテ、上十五日ハ大明神后々王子ニ仕エベシ。下十五日ハ此ノ装束ヲ替エテ凡夫ニ成ルベシ。每
月此装束ヲ替エベキナリ。亦ウト濱ニテ天人ノ中ニ交リ、舞留タリケル東舞ト駿河舞トヲ教エ玉ヒ
ケリ。此舞ノ時ニ樂人等ノ可レ諷歌ノ事

一番 聞ンヨリヨスル浪二所ロヤサシケレヲノ下タスエハイツトタ、セズヤ

(三宅本) 聞しよりよする浪こそやましけれ松の木ずまはいつとたゝせずや

二番 ウト濱ノミドリノ影ケニ立チ寄りテ袖ヲカザシテゾ舞ヒ遊ブナルヤ

三番 ミドリウエテ我マイコヨト招ガレテトソヲタレテ舞遊ブナルヤ

四番 ネリ出テカスルナギサニ遊ブ時松ノ木末ニ風ヲナリヨスル浪カヲリタルヤ

五番 今日ハ亦事コソヨカレ濱ニ出テイヤサネウラ袖ヲカヘシテヤ

是レハ拍子打ツ人ノ諷フウタナリ。

袖タレテヨシヤ、イザヤ今ハアガランイザヤ今ハ歸ラン、タカラニハ、ヤタシタハ、笠忘レタリ
ヤ、トノバラコソ、シロウモガナヤ、カサマツリアサケウシラザラン、ソノトノバラコソシラザラ

メ、亦ナジカワシラザラン、笠マツリアゲウ、心ヤ、ナニアリヤ、タビノトノバラ、カセナリゾ
ヤ、カサマツリアウ、

是ハ入舞ノ拍子

サワレ、イヨ、ヤレ、イヨヤ、イヨ、サハレ、イヨヤ、イヨヤ、イヨ、イヨ、イヨ

是ハ大明神ノ御代官ニ舞マウ時ノ拍子打ン人ノ可レ諷ウタナリ。

玉ヲシ、王ヲヤ、モロエイト、玉ヤ、アサメヤ、ネロ、ヨロ、モロネ、シマシヤサハレ、ソノカゲ
エンクニモテル、イエノミサキ、アサネウラミルニコケアヤナヘヤ、ナマケニケヨル、イツヤマイ
ラウ、元ヤナ、ハンヒロニマエ、イノハナカ、マシノハンヒロ、コ、マツ、人ヲニモ、ワレ、マコ
ウヤ、ツカサワラウヤ、サ、サ、ケシヨシヤ、ハンヒロコマツ、チトケニモ、ワレマツコウヤ
ツカサタ、ハリカヤ、

ツボタノ宮ノ舞ニ拍子打ツ人ノ歌

サワレ夫ノカケヨナ、申ツルカミハマツリス、アスヨリワ、トヨノトミヲウ、チヨノトミヲウ、
アヤナ、エヤナ、マカウヨ、キカナ、スワウノ池ニ、エヤナ、スムトリハ、エヤナ、アウタマ、
カゴメ、アウカノヨキトリ、ヨナ、ヲシノメトリヤ、ヤ、ヤマサハニスムハ、ヲシノメトリヤ、ツ

ン、エン、マコトカヤ、シモヨ七タビ、キミニヲワストナ、サナカリヲ、ヨストナ、
八人王子ノ腹御前ノ舞ノ時拍子打ッ人ノ歌 よりの事
ふべき歌の事

サワレ、ソノカゲヨシヤ、ヨシ、タチバナヲヤ八フサ、フサネテモツト、メミツルナリヤ、ハツサ
イシイ、ソノキサキニ、アヤナ、エヤナ、ニイノ、池ニ、住ムトリノ事ハ、イツモツキセジ、ツネ
ニツキセジ、

水戸ノ口ノ大后ノ舞ノ拍子打ッ人ノ歌 歌

アヤナ、エヤナ、ミヨサトリヨナ子、ソノハラリノ、エヤナ、ソノ山ニヨナ、アチモチカケテ、我
レハアリ、エヤナ、(若はるかなは)ワカカラハ、ワカカハズキテ、着ユルシヲイテコソ、モノワヤサシケレ、へ
ン、エン、

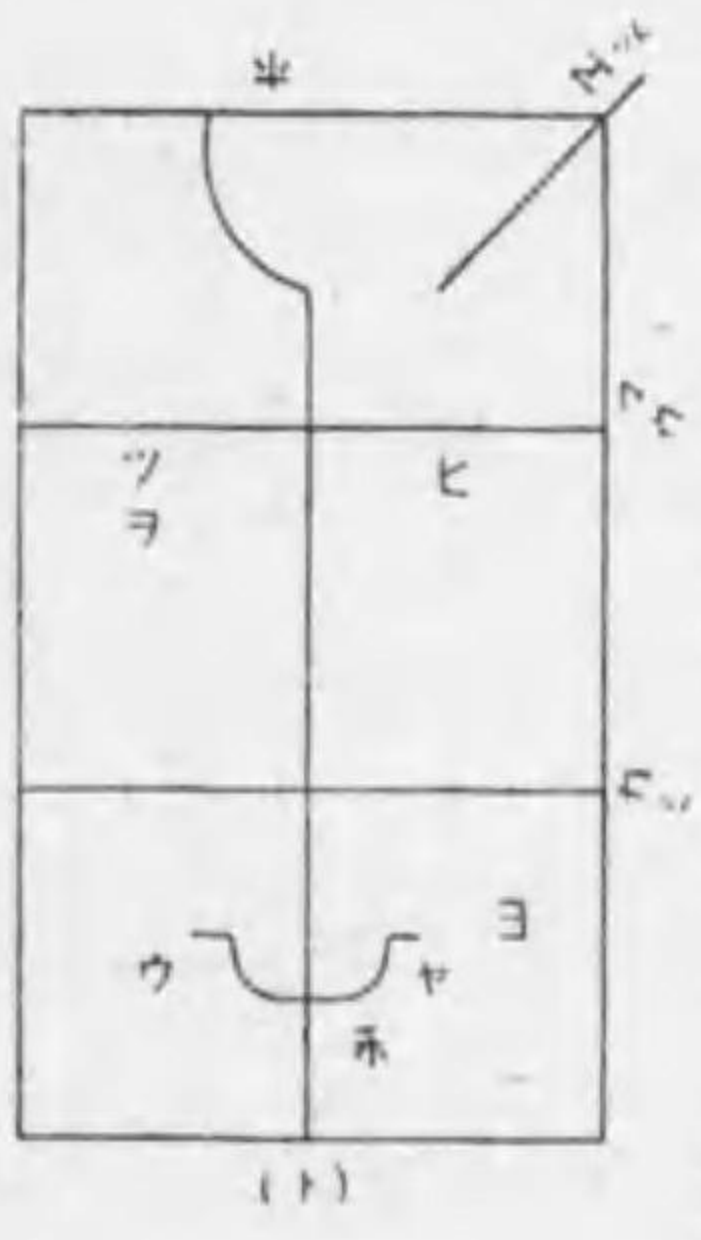
天地今(宮)后ノ舞ノ拍子打ッ人ノ歌

明行ハ、夜中過テミユル、エヤナ、其ノ島々、夜(通夜)ハツヤ參ラン、あゆめよけこま(歩め)歌(舞)エエメカケコマ、ミフネヲロス
夜ル、何、シトリヤマノ、エヤナ、トノカツラ、ヨシヤナ、ヨニモツキセジ、ヨヤナヨ、イヅクヨ
ヤナ、ワカクノ池ニスム鳥ハ、ヨナ、アラタマカゴメ、ヨヤナ、サキハヤコノワルノ、おに王子(みこ)ヨヤナ、マ
タ今過タビノミコ、にヨナヤ、ツカウレバ、千年ノ松、ヨウ、萬ツ代ニ、ヨナヤ、明ケ行ハ、カ

○讀點宛字は伴信友
中古雜唱集に據る。

スミテ見ユル、ヨヤナ、夫ノ島々、ヨナ、イツヤ參ランアユメカケコマ、
扱壬生ノ御館實正ニ斯様ニ教エ置給ヒテ、其後年經テ亦壬生ノ御館明神エ參リテ申サレケルハ、仰
セ蒙リタル事皆實正ニ申置候。今ハ御暇申候ハント申サレケレバ、明神ノ仰有リケルハ、先ニ島々
ノ后々王子ノニミヤヅカエベシト汝ニ云タリシカモ、大島ハスクナキ所ノ雨ワカミコトニトツギ
テ産ル、子有、ウラベトイエリ。彼ニ預ケテ太郎ノ王子ノ後口見ト定玉フベシ。亦新島ハ宮作尊ニ
預ケテ、二人ノ王子ト后ノウシロミト定メ玉フベシ。亦神集島ヲバヌク島ノ大別當ニ預ケテ、后王
子ノ後見ト定玉フベシ。亦此ノ島ト澳島トヨバ夫レノ計ヒトシテ何事モ見計ヒ給ベシト仰蒙リテ、
壬生ノ御館島々ニ渡テ如^ク是定置テ歸リテ、實正ニ申サレケルワ、是ハ大明神ヨリ手印ニ給ハリタ
リ。此ノ中ニ在ス御體ハ、天竺ヨリ父ノ王ノ御内ノ女房ノ御腹ニ産ミ參ラモ玉フ王子ヲ、繼母御前
明神ヲ惡ミ參セ玉ヒテ武士ニ預ケ恒河川ニ沈メ參セテ有ケルヲ、明神ニ見エ參ラセントテ、川原ノ
石ノ上ニ御體ニ立セ玉ヒケルヲ、大明神取リ參セテ、御笏ノ中ニ入レ玉イテ、一時モ御身ヲハナサ
ズ持セ玉フヲ、明神實秀ニ手印ニ玉ハツタルナリ。是ヲ亦汝ニ與也。末ツ代迄モ傳フベキ也。努々
奉公ヲロソカ成ベカラズ、是則藥師ノ御體也。實正ニ與エ給ヒテ、五百三十七歳ニシテ、吾ハ本國
エ歸ルゾトテ其儘行キ方ヲ知ラセ玉ハズ。扱テ代々過ル程ニ、壬生長安(りやく)し安正の時文武天皇大寶元年に文武元丁酉ヨリ大寶元辛丑年迄ニ、

鳥々后々王子、大明神ノ御誓願ノ如ク衆生ノ願ヒヲ満足セント、各々御願ヲ立玉フ御姿共ヲ石ニ寫シ顯玉ニス。王子ノ體ハ皆藥師ニ顯レ給ヌ。大鳥ノ后ノ御姿ハ千手觀音ト顯玉ニス。水戸ノ口ノ大后ノ御姿ハ馬頭觀音ト顯玉ニス、神集島ノ后ハ如意輪ト顯玉ニス。天地今宮ノ后ハ聖觀音ト顯玉ニス。イナバヘノ后モ聖觀音ト顯玉ニス。エンカイノ后・クボタノ后ハ女躰ニ顯玉ニス。是聊カ衆生諸願満足セシメンガ爲也。壬生ノ長男實正ニ大明神仰ラレケルハ、汝等餘ニ早ク凡天ト見ユルナリ。末世ノ爲ニ占ラ方ト云モノヲ實正ニ教玉フ也。亦是ハ此ノカタヲ釋スル文也ト、七日七夜教玉フ也。



雨ツミノ龜ノ甲ニテ燒ベシ。夫ノ雨ツミト云フハ、龜ノ中ニ有也。彼ヲ取、彼ノ占ラ方ノ様ニ拵イテ、櫻ノ木ノ皮ヲ火ニ付テ、此ノ占ノ様ニ燒ベシ。扱テ教ツル様ニ計ルベシ。是ヲ燒ク時ハ、占神ト我々ト后々ト王子ノ請シ奉ルベシ。我ニ物ヲ問ン時ハ常ニ燒クベキ也。丸ガ代官トシテ汝振舞ベキヤウハ定テ實秀教置タルラン。其様ニ振舞ベシ。抑此島々ハ丸ガ體ナリト知ルベシ。彼ノ地ニ生ル草木ヲバ吾身ノ毛ト知ルベシ。亦彼ノ島ニカリニモ住ン者ヲバ、皆々我が子ト思ベキ也。此衆生ヲ惱マサン者ヲバ、吾レ方便ヲ以テ罪ヲ可與也。亦氏子トシテ懈怠有ン者ニハ、必ズ重罰ヲ

與エコラサシムベシ。猶モコリズシテ亂行ナラバ、白癩病ヲ着ケテコラシテ此趣末世ノ衆生ニ可傳也。彼ノ池ニモノツクラント云時ハ、私ニハ計事ナカレ。汝山ニ登リテモチノ木ヲ尋テ能イワイテ、我躰ト后々ノ躰ト王子ノ作リテ、彼ノ御躰ノモノヲ作參スト名付テ作ベキナリ。此事凡實秀ニクワシク教シカバ、定テ汝ニテ教置タルラン。此モノ忌ムベキ事モ、イカニ衆生罪有トモ、汝ガ無キト云ハ、丸罪無シト思、亦汝罪有ト云ハ、罪有ト思。此ノ不信ヲキヨメノツカサノ人ニテ清ムベキ也。

- 一、親ノ忌ハ七十五日ニテ有レバ、向ハリ月マデ可レ慎也。
 - 一、師匠ノ忌ハ鳥々計リ免スナリ。
 - 一、血流シヲバ九十日清メ拂、百日可レ慎也。
 - 一、死人教養ノ人ハ八十日清メ拂、九十日可レ慎也。
 - 一、産ハ三十三日四十五日同可レ慎也。
 - 一、血ノ出ノ忌ハ男子三日女子ハ七日、後ノ三十三日ニ神ノ前參、此ノ外穢ヲバ汝ガ心ニ可レ計也。
- 丸后王子ノ事如何ナル代迄モ忘レ申サヌ様ニ計可レ置、穴賢ト仰ラレテ、亦仰セ有。我此ノ鳥ヲ廣ク成ンガ爲ニ常ニ燒ベシ。末世ノ衆生オソル、事ナカレト云傳フベシ。此ノ鳥燒時ハ、丸モ亦神々

モ其苦シミ有、一日ニ三度御供參スベシ。此ノ事末世ノ衆生ニ可レ傳也。我レハ常ニ白濱ニ在ルベシトテ、白濱エ飛バセ玉フ。實正モ御供申シテ渡リヌ。扱テ明ル年實正歸リテ彼ノ島ヲ見廻リ玉エバ、后達御腹ヲ立チ給ヒテ彼ノ島ヲ崩サントシ玉フ。實正是ハ如何成御事ゾヤト申サレケレバ、エガエノ后仰ケルハ、八王子ノ母ト二ノ宮ノ母ト境論ヲシ玉フ。八王子ノ御前ハ妻愛ノ后ニテ勇ク在スト仰ケレバ、實正八王子ノ后ノ前ニ參リ、是レハ如何成御事ニゾト申サレケルニ、御逆鱗ニオソレテ、白濱エ參リ此由シテ申サレケレバ、丸モサミルゾトテ御縁エ御歸リ有リテ、后々王子ノ呼ビ參セテ、明神仰有ケル様ハ實正可レ承ル。阿古ハ我ガネヤ處ナルベシ。其堺東ハ櫻渡リノ川北ハアネマツ川ナルベシ。坪田ト神着ノ堺ハ后達ノ計ヒ有ベシ。彼方此方ヨリ逢玉フ處ヲ堺ト定ムベシトテ仰セラレ、今ハ各々違亂有ベカラズ。此ノ後ハ何事モ實正ガ申サン事ヲ聞シ召スベシ。彼ガ申ン事ハ丸ガ申ニ有リト、亦白濱エ歸リ玉フ。八王子ノ母御前ト二ノ宮ノ母御前ト、境定メトテ日限約束有ケリ。八王子ノ母御前ハ計リゴトイミジキ人ニテ、夜ニ立テ行セ玉フ二ノ宮ノ母御前ハカナクテ、夜明ケテ立玉フ程ニ、坪田ノ東スタ川ニテ行逢イ玉フ。ソレヨリスタ川ヲ堺ト定メ、扱テ其後ハ明神后々王子ノ御委ヲボロゲニモ拜マレ玉ハズ。雖然壬生ハ島ニ御供申シケル覺テ實正年月送リ玉フ程ニ子息一人モウケ玉エリ。壬生ノ長男實安ト名付、實正明神ノ手印ヲ讓リ

與^{給ふとて}玉フトテ、彼ノ實安ニ宣ヒケルハ、神ハ本地ヲ顯シ申ヲ御喜ヒ有。凡夫ハ本源ヲ顯セバ憚リ有。明神后達ノ御事ヲバ、若宮印シ置玉ヒテ壬生ノ御館ニ參セヌ。亦壬生御館ノソイ參セテノ後ノ事、明神ノ仰ヲモ后々ノ仰ヲモ壬生ノ御館印シ置給エリ。壬生ノ御館ヨリ以來四代迄ハ、辱クモ明神ノ御イサメ有。亦后々ノ仰ニヨリ若宮壬生ニ教玉フ也。扱テ明神壬生ヲ御代官ト成シ給ヒテ手印ヲ取セ玉フ。末代迄モ可レ傳トナリ。亦實安ニ傳給テ、年百二十三年ト申ケルニ、我ハ是明神ノ御前ニ朝夕可レ在トテ、カキケス様ニ見エ不レ給。
(終)

壬生御館末流宮司原圖書長男原勝藏與之

二 古文書古記録

1 本社關係

(イ) 北條氏忠朱印狀 一卷

(附) 伴信友考證・藤井伊豫裏書

(解説) 紙本墨書、首端を缺く。縦九寸六分・横一尺八寸七分。奥書に癸未十二月十二日とのみありて朱印を押捺す。藤井伊豫文化十一年伴信友大人に鑑定を請ひ、天正十八年北條氏忠の朱印狀と判明した。信友の考證は裏面に添附

してある。なほ伊豫は文書中に存する貫高に就いて考證を施し、同じく裏貼としてゐる。併せて記載した。なほその内容については本文第五ノ4を参照せられたい。

(別筆) 白濱郷云々と有りつれと滅ぬ

一百三貫五百文

高辻

此内

四十三貫九百卅六文

米調

十貫二百五十文

粃四十一俵但米一俵つゝ積之

壹貫六百五十文

熨斗 調

十貫百四十三文

鹽取調可申候由鹽は無御用間米を以調可申

十七貫七百文

當年水損之由申上水損に付而者秋作不蒔已前檢見

可申請處無其沙汰只今水損之申所一向無御承引候

早々調可申候

百廿五文

公義之番匠

貳貫三百文

名主免

已上八十六貫百四文

當納定之辻

此外

四貫九百文

當春入荷之由申上間指置

一貫三百文

不作由申上間指置

六貫二百文

神田爲修理錢指置

貳貫文

卯月霜月兩月祭錢申上間指置

三貫文

鐘之下社壇爲健立指置

已上

右當納之定如此申出候未進之所當年中を切而早々皆濟可申然者八拾貫余之内五十貫文船を以小田原へ漕届越後采女に可渡候仍如件

癸未 十二月十二日

白濱郷名主百姓中

伴信友書簡及考證（北條氏忠朱印狀裏貼）

御怪我之由御迷惑御察申候御養生可然候小子發途もせまり御名残をしく候。○古文書鑑定家へたのみ候處別紙注進いたし候則返書候。○貴社之事今少考を不終候歸京早々認可上候。○豆州志大部之秘書故いづれ返上可仕候扱御歸郷は何卒神祠の部上下何卒御社友へ命せられ御寫御惠被下度奉願上候御許容可被下哉否偏に懇望之至候尤貴國之神社之事考候分也式社早々進上いたし尙御糺被下度候又乍重々後年何卒速々に豆州志全部希候筆功御在所に而御頼申候。又は何ゾ御取かへになりとも可仕候其内神祠部は過急に望まし、尙期拜面候早々

十月廿一日

信友（若狭國小濱酒井若狭守殿家臣、伴州五郎主也）

藤井様

山伏ノ札打候古書伊豆峯記御働可被下候。

明應四年北條家也伊勢長氏小田原城ヲ掩取シ、伊豆國中盡ク長氏ニ服從シ、氏政天正十八年ニ亡フ。コノ間癸未ノ年ハ大永三年天正十一年ノミ也。此古文書小田原云々トアレバ、北條家ノ文書ナルヲ疑ナシ。癸未ハ下「天正十八年」上「大永三年」イツレナルニヤ詳ナラサレモ、文中政事ノセハク

シキ狀ヲモテオモフニ、北條ノ末天正十八年ノニヤアルヘキ

印文ハ普ク印刻家ニ見スルニ樓爵ノ二字也ト云ヘリ文義不可考

此文書ヲモテ見レハ白濱郷ト云ヒシコトモアリシ也

以上

文化十一甲戌年十月

伴信友考稿

藤井伊豫裏書及添附考證

此割付既に滅びなむとせしを、予いたく長息なげきて此度表具工におふせてかくものしおきつ、この裏書は若狭小濱ノ大人酒井讚岐守殿京都諸司代つとめられしときに、御家頼伴信友主ノ考、去ルは一ツの傳へに北條氏康のともありて定かならねばかく尋つ

文化十二乙亥五月二十八日 江戸日本橋にて認

伊豆國加茂郡白濱大社

宮司 藤井伊豫昌幸 (花押)

〔頭註〕 後ノ世に至り此書滅なむとせしかば亦しつらひてよ

(添附考證)

我國分錢石直しの法近き代國によつて不同永樂錢を以法とする事應永中に初る。永樂は我朝應永に當る 應永十年八月三日 明船此錢を積來り夫より慶長に至て二百餘年、永樂直を高くし他錢ビタ賤し。是故に在々所々に永樂要錢の撰ひ民あらそひ止事なかりし。天文十九年相州の北條家令を下し、永樂の外用ゆべからずと關八州皆是に習ひしかば、他錢は上方へ登せ關西の諸國に仕ひし、豊臣家の時又永樂他錢を交つかふといへども、他錢四五錢と永樂一錢の直とせしかば、善惡の撰ひかまひて民安からざりし。慶長十一年八月十二日 我關東東部に令を出し永樂錢を用る事を禁し給ひ民の争ひ止にき。我國錢を鑄て行なはれし慶長通寶是なり。其後寛永三年に寛永錢を行はれ今通用とせり。以上鹽尻

文政五年七月十二日認

伊 豫 (花押)

或問中世以來武家米地永樂錢幾貫といふ凡一貫は秋米幾石に當れる、曰代々所々によりて不同在之是を分錢の法といふ。たとへは毛利元就楊井隱岐守へ下せし感狀に、分錢八貫文之地楊井隱岐守於南桑内爲給地被遣候全可爲知行者也

弘治三年十一月廿五日赤川左京等五人連判なり。分錢天正の石直しに東國は壹貫九石、西國は一貫八石ト云々、但天文の頃は三州邊の分錢一貫十石なりしにや、予か先天野賢景天文十九年三州

大濱にて五十 [] 采地を拜す、しかるに其細部は五百石の地なり。其後東海道分錢五貫百石の石直しなり。甲州邊は石直し尤少し、壹貫四五石の時ありしとぞ

藤 井 (花印)

右文政十三年卯月の十四日ニ大坂江戸堀 (以下缺)

(ロ) 洪鐘奉加帳序

于寔當國賀茂郡白濱郷古宮山五社大明神開闢安産之始者本朝人王第六孝安廿一年己酉今寶永二曆乙酉迄二千七拾六年星霜甚遠靈驗無双之大社也傳聞上古社前洪鐘雖有之小田原北條門族之一亂失却之因茲村裡之氏子勵志再欲鑄之難及一村之力故奉加之一冊捧近里遠村貴賤仰願拋錢財米穀而成就此願夫洪鐘之功德者多出于諸經論就中付法藏傳中鬪賦吒王以大殺害故死人千頭魚中劍輪繞身而轉隨斬隨生羅漢爲僧維那依時打鐘著聞鐘聲劍輪在空知是因緣遣信白令長打使我苦息過七日己受即息又增一阿含經云若打鐘時一切惡道諸苦並得停止矣故時七聽洪鐘之音聲則海中游鱗山野走獸俱結得脫之因緣三途離苦罷刀輪一切衆生成正覺依之神明者增威群人者添運天下泰平國家安寧者也

白濱村 願主 敬白

干時寶永貳年乙酉八月日

(六) 御初尾米證書 一通

(解説) 紙本墨書、別に同文の寫一通あり。桐箱に納む。箱蓋表に「改メ當家代々大切ナル御書附也他見無用之者也 但シ無是非人ニハ外書付有之也」又同身底に「維時天保九戌年卯月下旬改メ者也原豐後代」と墨書する。本文一二〇頁を参照せよ。

御初尾米

一七拾軒

板戸分

此米六斗八升壹合六勺

一四拾五軒

長田分

此米四斗三升八合壹勺

一七拾五軒

原田分

此米七斗三升三勺

三口合 壹石八斗五升

此俵 五俵也

當社大明神宮先年御社料被下置禰宜衆多ク御宮仕被遊候よし、其後々已來御迂宮御修覆等自普請に

罷成右代々其元様御家に而宮御支配被成下只今ニ至迄かぎ取禰宜被遊下候所に御宮に付何ニ而も助成無之尤卯月霜月兩度爲御酒代三ヶ郷々御酒米出し申候得共是は惣氏子頂戴仕候得者却而御世話奉察候且又此度三ヶ郷へ被申渡候者先年手前宜敷下人等も多く召抱何ニ而も不指支近年不勝手故何ヶ不自由に付向後御宮支配不罷成旨被申渡依之三ヶ郷惣氏子立會相談仕候處ニ外ニ支配可仕候も無之難儀仕再應相談之上右初尾米少之儀に者御座候得共何卒先年之通り御支配被下候様拙者共ヲ始メ長百姓罷出再三御願申上候へハ漸御得心被遊村中大小惣氏子大悦仕候然上ハ向後右書付之通り拙者共小前割付改置取立無滞指上可申候萬一指滞候は、如何様之儀に而も御指引可被下候其節一言之申分無御座候爲後代一札仕置候所仍而如件

寛延二年己巳正月

白濱村

名主 幾右衛門 印

同斷 甚左衛門 印

同斷 伊三郎 印

組頭 太右衛門 印

同斷 佐治右衛門 ㊦
 同斷 茂右衛門 ㊦
 百姓代 七左衛門 ㊦
 同斷 源左衛門 ㊦
 同斷 治郎右衛門 ㊦

同所

禰宜 原治 右衛門 殿

(三) 取極書 一冊

(解説) 美濃紙墨書、表紙なく紙數五枚、藤井伊豫(當時常藏と稱す)が、社僧の横暴に對して嘖り、爾今別當寺の差圖を拒絶すべく、禰宜惣百姓一統の申合書を自ら記したるもの、彼が壯年血氣時代の作で、社僧に對する最初の反抗ともいふべきものである。

(表紙缺)

一、此度當所大明神六拾一年メニ相當り申候處、善福寺和尚宮之守護うばひとり候はんと、神主を押し斗いとひら杯ヲ開キ、其外神主ニ惡言吐我儘之致し方仕一時至極之致方仕候間、此度神主ヲ始

禰宜惣百姓一統取極、遷宮之砌善福寺杯ニ決而參詣其外惣而祈禱杯決而相頼ミ申間敷候。末々ニ至り何ケ様之事改間舖も相知れ不申候間、此度取極メ決而善福寺ニ社内之事改サセ申間敷候事
 一此度善福寺仕來り之様成書物相認メ可申も難斗候間、右之様ニ書印置候間善福寺ニ何様之書物有之候とも、此度相認申候間惣村中得と相心得罷居可申候事

一善福寺建立ヲ尋ヌルニ漸貳百年ニ及、右之譯ケ故我儘之致方決而不成事候
 一當社ハ貳千三百年餘にも及候得ば、神主も其砌附添之神主に候得ば年數同年に及、善福寺漸貳百年に及ながら、睨々之神主有之候ニ宮之守護のつとり候はんと致候儀一時之致方ニ御座候間、此之惣而於宮内之事ニは、決而祈禱其外何事によらず少しも善福寺ニ斗ひケ間敷儀致サセ申間舖候事、若又祈禱其外雨乞致候節相頼み候は、長田寺ニ而も又ハ山伏ニ而も相頼み可申候、長田寺之儀ハ禪福寺よりは貳百年余先ニ建立致ス。禪福寺ハ慶長三年建立長田寺ハ應永十八年、野州佐野ニ而開山遷化ス。建立ハ四百何十年ニ及右故禪福ニ我儘爲致間敷候

一田方やすひ澤文藏與申者伊豆日記ヲ拵エント、伊豆一國之間地打々相廻り候節、當社へ參り棟札等惣而縁記杯拜し其後新規之縁起相拵、其節善福寺和尚與懇意ニ致候故、善福寺へ差遣申候間其縁起善福寺ニ有之候。是ハ重代之縁記より引出シ拵候者ニ御座候。又々善福寺是等杯有之候得ば、

又々末々ニ至り宮司のつとらん事も難斗御座候間宸文書記ス物也

一此度禪福寺宮守護うばひとらんと致巧致し候間、末々迄決而社中之事ハ祈禱其外何事ニよらず頼み申間敷惣村中一統取極申候間、此後相背者有之候ハ、所追放致候事、急度相心得可申候事
一於社内之事ニは神主禰宜十七人之者共ヲ差置、雖爲村役人於社中之事は差圖決而致シ申間敷候事、何れ神主禰宜仲間ニ而何事によらず惣而遷宮神事祭禮其外何事ニよらず取斗ハ可申候事、惣而外々之者差圖ケ間敷事無用之事

一此度善福寺和尚宮之守護のつとらんと神主に惡言吐其外色々之我儘を盡し、一時至極之致方に候得ば、此度神主禰宜惣百姓一流申合再ハ於社中之事は善福寺一向相頼ミ申間敷候事

享和元年辛酉極月吉祥日

右之通り取極申候間急度相守可申候事

藤井常藏 印

(ホ) 白濱神社祭禮祝詞 一通

(解説) 文政三年九月廿日廿一日に於ける本社例祭に際し、藤井伊豫が奏上した祝詞である。彼は當時伴信友の門人として、本社復興に没頭しつゝあつた頃で、特に本社正しい由緒を闡明し、佛家の勢力を驅逐せんとの念を

盛つた長文の祝詞であり、彼の學識と萬丈の氣焰とを窺ふに足る好資料である。なほ注意すべきはこの頃既に三島明神を大山祇命としなかつたことである。

掛麻久毛畏支、八雲立伊豆國加茂乃郡三島郷白濱乃大社乃底津磐根爾宮柱太敷立高天原爾千木高知且鎮里坐志須伊豆三嶋大神・御后伊古奈比咩大神、又相殿爾坐志須見目神・若宮神・劔宮神等乃御前乎、慎美敬比畏美拜美奉留。

辭別申佐久、此大神等乃御功勳乃、阿夜爾貴久久志毘爾坐志須事乃多加留中爾、國地乎廣久令成給布事乃功勳乎稱奉良婆、八雲刺伊豆乃初島乎始米登斯且、神集島・大島・新島・玉櫛篋^{たまぐしけ}三宅島・御藏島・大船乃沖島又名被八丈島・常世物小島・アフゴ島^{ケ島}十島及處々乃小島至迄、十餘里乃島乎作里給比燒出斯給布事乃御功勳波更爾毛申左受、彼乃島々皆毛御靈乎登杵米賜比、猶御子神等毛數多坐志坐且、猶更白濱乃枝宮枝社爾坐志須中爾、神明爾^{かみあけ}多坐志須乎始米止斯且、又六所乃御子乃内、大下茂爾一柱・沖島爾五柱、又御嶽乃神乎始止斯且、十餘乃島々及彼乃處々乃小島供爾至麻且、御子神等神留里坐且、島々乎守護給布士神乃大神登被齋祭玉布事爾奈毛。彼御子神乃中爾波、朝廷爾被知給布神々毛坐志坐且、七十七代乃醍醐乃天皇乃延喜式乃神名帳爾、伊豆國乃神社九十二座乃内、別且大社止記斯給管琉神五柱坐々神波、伊豆三嶋大神・伊古奈比咩大神又三嶋大神乃又名御后神爾坐々須乎、猶其大社乃例爾坐々左奴八十七座乃

中爾毛、御子神數多坐々須事爾奈毛。如此御子神乃多爾榮江坐々須神波、出雲國乃大社乃大神乎奉除乃餘波、更爾坐々佐奴事爾奈毛。又朝廷乃御記日本書紀爾、五十七代天淳中原瀛真人天皇ノ白鳳十三年十月壬辰云云、是夕、有鳴聲、如鼓聞東方、有人曰、伊豆島西北二面自然増益三百餘丈、更爲一島、則如鼓音、神造是島響也、記左勢給倍琉如久、猶上件爾奉稱留如久、其御神德廣大爾坐坐須事乎、朝廷爾毛、知斯不召坐々爾毛、七十代淳和天皇乃天長八年爾至里且、三嶋大神・伊古奈比咩大神大久崇利乎奈斯給倍利。其波其年爾至利且、秋稼不稔、諸國告飢申須乃美奈良受、其九年爾至利且波疫旱相仍、人物夭折、加以往々大災、民或失所玉倍利、如斯我故爾、其月乃庚戌令卜筮玉布事既爾八九、畢於內裡奈斯玉倍受、其占神乃御告爾、此波伊豆國三嶋神・伊古奈比咩神二柱神奈斯玉布禍乃由乎、占人等乃奏斯上耶奉里斯迦波、朝廷爾毛甚驚加勢賜比且、三嶋大神・伊古奈比咩大神二前倍、名神大社乃御位乎被奉多里。此時斯毛神主禰宜等、此二柱乃大神乃御稜威乃高久坐々且、國地乎作里玉布事乎朝廷邊奏志上耶奉里斯迦波、其時爾奈毛天皇乃御記爾記斯玉倍利之止見江且、朝廷乃御記爾曰、此神塞深谷摧高巖、平造之地二十町許、作神宮二院池三處、登記左勢玉比且、其次乃御文爾、神異之事不可勝計、記志殘志給倍琉事爾奈毛。如此其御稜威乃甚毛畏久尊久坐々乎、此處乃氏子乃人々此御鄉爾住奈賀良、如此流御功勳乃大神等爾坐々乎等閑爾奉思里奴。佐禮杆絶尊美奉良奴爾波有端止、唯加比奈且乃尊美乃已爾且、何會

事有良半時杯許、急仁賴奉且、與會乃如奉思加良、奉恐心毛無支故爾、其御社乎荒須而已奈良受、行末毛不知醜鄙伎穢支他人乎大宮乃地爾入且穢斯奉琉故爾、村乃內爾常爾爭布事絶留間無久、如五月蠅己我向々奈里。此乎改米清泥波、此處乃里波穩爾治麻琉麻茸迦禮杆、太斯矛中執持且已乞祈奉婆、相麻自許禮琉人々乃心爾毛令和玉比且、氏子乃波更爾毛申左受、近邊乃人々乎茂、兄弟乃如久陸斯米玉比且、禍神乃禍事有勢受、神直毘大直毘爾見直志聞斯坐且憐美玉倍助耶玉倍止乞祈申須。如斯神德廣大之神等爾坐々波、七十二代文德天皇嘉祥三年十月爾、三嶋大神爾從五位上御位乎奉良禮、并伊古奈比咩命神爾從五位下(の上)乃御位乎奉良禮斯乎始止斯且、次々爾重支御位乎奉利給比且、今乃御位正一位三嶋大神、伊古奈比咩命波一品乃御位爾坐々須奈利。其波菅原乃道真公乃記志玉倍琉類聚國史且布記爾、伊豆國加茂郡三嶋神祠池水枯渴經數月、至夏天下大旱、以是入池霧祭至國別三嶋神官以二月十五日之異訴朝家、依之爲霧於三嶋神殿、自六月十一日至二十五日、大雨滂沛焉、故叙正一位、并以三島一郡寄圭田、神官賜祿金財帛奈利止記斯玉倍留事乃、甚毛尊久甚毛難有大神達爾坐坐事爾奈毛。其圭田爾奉良禮斯三島乃郡止云布波、今乃稻生澤乃鄉止云布地處爾奈毛有祀琉。然有乎後爾、田方郡爾此大神等乎遷斯奉齋且與利、此處乃三島且布鄉乃地名乎以且、直爾彼處乎三島乃宿止奈毛云布奈琉。然者雖有、其田方乃郡乃內爾此大神等乃御社止圭田乃所止乎乃美、于今此處乃大神乃分靈乎遷斯

奉齋所謂乎不失也、加茂乃郡止奈毛云布奈琉。如此古倍乃人波心直久、古支乎慕布意斯有禮裝。甚毛感度久諾奈琉事爾奈毛。如此御所謂爾坐々婆、皇御孫命乃御世乎手長乃御世登堅磐爾常磐爾守護奉給倍止申。又大將軍乃御世爾毛常磐爾堅磐爾守護給閉幸波閉玉幣止稱辭竟奉琉。辭別且申佐久、上件爾奉稱禮留恭登、彌廣爾大比奈琉勳功之大神爾坐坐婆、天下四方國乃百姓爾至万日、長久平那久作食留五穀物乎、八束穗乃八束垂進豐爾令榮給比護利惠比幸波閉給比日、雨風乃禍事爾不逢勢給、咎過有乎婆神直日大直日爾見直爾聞直斯坐日、障事無久滯事無久取收米佐勢玉比日、手底打舉、悅噓笑比和波布御代止奈佐斯米玉倍止乞祈奉琉事乎、平氣久安良那久、聞斯食志玉閉止申須。

又辭別且申佐久、大神等乃如此奇久尊久坐須坐須我故爾、天乃下乃百姓諸大神等乃恩賴乎蒙良奴波無斯、故已某我誘比仁因日之、貴支哉毛畏支哉毛、如此人乃勞支乎憐美賜比、惱美苦斯米流乎憩斯米賜布大神等爾坐坐婆、近支邊爾住人波更爾毛言波受、遠支邊乃人止雖毛、風乃音乃遠音爾聞日、此大社爾詣來利、大御前爾頓首且年比蒙利來斯恩賴乃、濱乃砂乃多在乎毛報伊奉良事乎之毛、聞食賜倍登稱辭竟奉。

大神等乃御前爾白左久、今年九月乃廿日乃日與利甘麻利一日乃生日乃足日爾奉琉宇豆乃幣帛波、青和手白和手、荷前乃初稻乎備奉、由貴能御酒、鏡餅乎置座爾進琉、宇豆乃幣帛乎備奉日、朝日乃豐榮登爾稱辭竟奉琉。

又渡海船乃無難事乎守護玉布故波、此大神等往古津國乃加茂乃御島日布處與利、御船爾乘良斯給比日、此處閉來入坐琉時斯毛、風奈半逆比日、數多乃船波歸里那琉乎、此大神大神扇乎持且扇勢玉比斯加婆、大神乃御船乃美、安良那久此處爾到着支坐勢登奈奉。如此海津路乃事爾功勳坐々須故爾、于今至麻豆、上利下利乃船共乎守護賜布事現然。又青人草乃家業乎助那賜波半逆、鯨乃漁。又奈倍手乃魚獲事乎、國地乎始米彼乃島々爾初發玉比日、島人等乎憐美國地乃人乎助那玉倍利。如此無止事大神等爾坐々婆、田畑乎耕須人波更爾毛申佐受、船乘須琉人乎始漁獲人々等、此大神等乃恩賴乎朝夕爾乞祈奉日、己己乃家乃業乎令榮玉倍登、時間毛無忘事可奉齋事爾奈毛。又上件爾稱奉留恭等、子孫乃榮由琉事乎守護賜布大神等爾坐々婆、夫々乃家乃裔乃、常磐爾堅磐爾絕琉事無久彌長爾守護賜閉止、大御前爾詣參懇爾乞祈奉良婆、萬代乃末迄毛家乃世繼乃絕琉事波有良婆。又諸人乃疾爾惱美苦米琉乎令平癒玉布大神等爾坐々婆、常爾、無疾事乎乞祈奉日、己毛己毛身乃安全事乎守護玉幣止、朝夕爾可奉祈事爾奈毛。如此尊久難有坐斯坐須五柱乃大神等乎、中津世與利彼乃髮長乃醜法師等此御社爾立入利日、愚奈琉氏子等乎多武羅加斯、四社大明神五智乃如來、又波藥師杯登、外國乃穢支者仁奈曾倍日、御社乎穢須乃美奈良受、藥師我地所乎借里且坐々須杯、負氣奈支偽里乃空言乎云比日、人々多夫良加須乎、人々諾奈琉事爾思比日、大神等乎疎爾奉思族左倍有乎、又春日且布佛匠我空言云比日造禮留藥師奈留邊、掛卷毛畏支奈良乃春日山爾鎮里坐々須大神乃作利玉布恭登、於褒於褒似通波

勢見、諸人乎麻杼波勢琉事乃、甚毛宇琉左斯登毛宇琉左久甚毛畏支事爾奈毛有流耶。彼乃春日乎佛作里波、河内國乃春日部人爾、號_二稽主動_一爾、能造_二立受久美乎_一、俗乎謂_二之神作_一後世遂匠_二名字_一稱_二春日_一、數多乃人乎偽利惑波世流、其空言爾逆閉留人、今毛有_二實爾春日神乃作利玉布恭登思布人々波_一、憐爾淺間敷事爾奈毛。上件爾奉稱禮留恭登、甚毛尊支五柱乃大神等乃御名乎、偽里隱志妨氣乎止巧免留奴等乎婆、大神乃御稜威以_二且拂逐利退會耶坐_一、心直支氏子等乃逆倍流婆、根本乃真心爾反左斯米玉比、自今往前氏子等我心乎親毘玉比直志玉比、八十禍津日乃禍事有世受、大神乃御前乎齋支奉留氏子、又此大宮爾參來乎人々乎婆、末長久守護玉比、夫々乃家乃業乎彌進爾進玉比彌榮爾令榮玉比、笑比和波布家止令在、女子奴等我心毛、己我牟己支己不令在、打靡笑比和波布家止令在、心直支人共者腹加良乃兄弟乃恭等令在、自今往前荒備給比祟利給布事無久、過知犯須事乃有半邊婆見直斯聞直斯賜比、大神乃御稜威乎幸閉給比、此禮乃大宮爾參入禮留人々乃家乃業乎、彌益爾令榮給比、治禮留御世乃祥乎千木高久大神乃宮爾舉斯米給幣止、日爾異爾祈奉留事乃由乎、漏事無久落事無久聞食斯給比、惠美給閉憐美給比、千萬年乃末麻比此伊豆乃大宮爾平氣久安氣久鎮利給比、大御祭乎彌廣爾彌長爾令仕祭給幣止申。如此申事乎聞食賜比、四方四角與利疎備荒備來武惡事爾相麻自許利相口會賜而事無久、自上往波上乎護利、自下往波下乎護利、待防掃却言排坐、朝波開門、夕波閉門氏參入罷出人名聞志米之、夜乃守日乃守仁護賜比幸閉賜閉止、壬生御館乃

裔爾代利豆、原伊豫藤原昌榮畏美畏美茂拜奉琉。

(一) 御宮附田畑名寄并御年貢米帳 一冊

(解説) 半紙墨書、表紙共十一枚(本文墨付八枚)。奥書に示す通り天保八年原豊後が彌宜の頃、本社に對する年貢米の内譯を記したものである。

(表紙)

御宮附田畑名寄并御年貢米帳

原田村分

一米六升

新 八

字大坪田

仙 藏

一同六升

字峯畑

平 治 郎

一同九升五合

字大坪田

一同壹升

字泉

一同四升

字下山

一同貳升

字ヒツシヤ

一同三升

字尾のひら戸畑

一同貳升

字女郎畑

一同三升

字下ノ條

一同壹升

一同七合

一一四

長兵衛

彦四郎

文吉

茂三郎

友吉

忠右衛門

清助

勝五郎

字一ツ橋田

一同壹升五合

字尾りう田

一同六升

字尾りう田

一同三升

字ヒヤク

一同七合

字日やり畑

一同壹升五合

字をりう田

一米五升

字小ばし田

吉治郎

彌左衛門

六左衛門

伊八

長五郎

長田

伊分三郎

一一五

一同貳升

字山中畑

一同壹升五合

字水なし田

一同壹升五合

字同所田

一同貳升

字いづみ山畑

一同六升

字楠畑ノ田

一同六升

字楠田

一同壹升

字山中畑

一二六

善藏

清吉

治郎吉

吉助

彌五右衛門

助二郎

同人

一同壹升

字同所畑

一同壹升

字同所畑

一米壹斗

字大引金田

一同六升

字小引金田

一同三升

字前田

一同三升

字大坪田

墨附八枚

板戸

分

一色半六

かじら由左衛門

傳左衛門

彌治右衛門

平治郎

作兵衛

一二七

天保八丁酉年正月

改之ル

一一八

原豊後代

(ト) 往古仕來取極書 一通

(解説) 紙本墨書、綴紙四枚、堅九寸。天保七年十一月藤井伊豫の宇死により、社僧側との確執は一頓座を來したが、神祇伯資敬王は田部井監物を白濱に派して、爾今神主社僧の和融すべきを説き、本社由緒神徳を説いて、祭祀その他は往古よりの仕來により神式にすべきことを申合せ、神社と寺院とが相互に取交したもので、本書は禪福寺より神主に宛てた分である。

往古仕來之規定取極爲取替證書之事

一當村鎮守伊古奈比咩命白濱大明神之儀者古大社ニ有之候所、當村は神主原彌次右衛門壹人之身帶而ニ、禰宜職筋目之者三拾六人有之候得共御宮支配之儀者不携、尤年中七度神事之節者往古之姿ヲ不失、銘々御宮に出席神事濟神酒頂戴古格之通り仕來相違無御座候。社中之儀者惣而神主ニ而指揮可致處、正遷宮下遷宮之節壹人ニ而行届き兼禪福寺長田寺頼來り候所、近頃長田寺英岳猥ニ執事別當忤り自唱致し、依之村内一統及懇雜候ニ就、今般 白川神祇伯様を御出役有之被仰渡候、御宮柄之儀改衰微候は無是悲次第ニ有之間、其旨一統相辨向後村内致和融往古々之仕來不取

失様可致段被仰付一門奉畏候。依之英岳代致造立候佛像は取除ケ、其砌入置候別當々有之候棟札は取用申間敷、御本社は有來り之通り此上新規之取斗致間敷、於兩寺ニ者任頼神務被致候儀ニ付別當とは相心得被申間敷候。神主家ニ而は白川殿御傳授之神式相用可申旨一同屈伏仕候。以來無申分致和熟候上は何事に不寄先例古例を不失様可致、爲後日規定證文爲取替申所仍而如件

天保八年酉三月日

白濱村原田組

御領分	名主	半右衛門	印
奥頭	平右衛門	印	
百姓代	幸七	印	
知行所	名主	惣助	印
組頭	百右衛門	印	
百姓代	重郎右衛門	印	
長田組	御領分	名主	佐次右衛門
奥頭	源助	印	
知行所	名主	平兵衛	印

一一九

前書之通相違無御座候依之奥印仕候 以上

禪福寺印

一三〇

奥頭	平四郎
百姓代	又十郎
板戸組名主	七郎右衛門
奥頭	喜右衛門
百姓代	忠右衛門
御領分名主	伊右衛門
奥頭	傳右衛門
百姓代	源次右衛門
氏子惣代	太右衛門
	由右衛門
	與右衛門
	丈右衛門

神主 原彌治右衛門殿

2 造營關係

(1) 古宮山四社大明神御造榮勸化之帳 一冊

(解説) 紙本墨書、大和綴、紙數表紙共二十九枚、本文墨付二十一枚。元文五年に於ける本社造營の勸化帳である。時の神主は原藤藏、白濱三ヶ村の氏子が奉仕してゐる。注意すべきは表紙に最初「古宮山四社大明神」と記し、後別筆で「四」を「五」と訂正してゐることである。本文中に述べた通り、當時三島大明神の遷祀により、一部に四社大明神と稱されたことがあつた。

(表紙)

元文五庚申載

白濱三ヶ村

古宮山四社大明神御造榮勸化之帳

八月吉日

惣氏子

原田村名主 由右衛門

奥頭 次兵衛

長田村名主 平四良

(同裏)

一一一

一同 壹分百文
一同 壹分百文
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一錢 六分
一同 五分
一同 五分
一同 五分
一同 五分
一同 三百文

一同 三百文
一同 貳百五拾文
一同 貳百文
一同 貳百文
一同 百五拾文
一同 百五拾文
一同 百文
一同 百文
一同 百文
一同 百文
一同 百文
一同 百文
一同 七拾貳文

一三四
佐次右衛門
權次郎
佐五兵衛
佐野右衛門
彌五太夫
權助
吉兵衛
猶右衛門
松右衛門
半兵衛
平三郎
平重郎
平兵衛
平五郎

傳次郎
平九郎
與兵衛
七三郎
長左衛門
峯松
兵三郎
三兵衛
惣次郎
勘七郎
喜三郎
太郎兵衛
長右衛門
武兵衛
一三五

一同 五拾文
 一同 五拾文
 一同 三拾貳文
 一同 三拾貳文
 一同 百文
 一金子三分
 一同 貳分貳朱
 一同 貳分
 一同 貳分
 一同 貳分
 一同 貳分
 一同 貳分
 一同 貳分
 一同 貳分

一二六
 文右衛門
 六右衛門
 作右衛門
 平八郎
 下田貳丁目
 長次郎
 板戶村
 清左衛門
 權作
 太右衛門
 德三郎
 彌次兵衛
 平助
 七左衛門
 伊右衛門
 彌兵衛

一同 貳分
 一同 貳分
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分貳朱
 一同 壹分百文
 一同 壹分百文
 一同 壹分百文

一二七
 源兵衛
 傳左衛門
 七兵衛
 彌七郎
 次郎左衛門
 助次郎
 佐右衛門
 傳重郎
 源右衛門
 權兵衛
 次三郎
 孫四郎
 庄次郎
 次郎兵衛

一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 貳朱
一同 貳朱
一同 貳百文
一錢 三百文
一同 三百文

一同 貳百五拾文
一同 貳百五拾文
一同 貳百五拾文
一同 貳百五拾文
一同 貳百文
一同 貳百文
一同 貳百文
一同 貳百文
一同 貳百文
一同 貳百文
一同 貳百文
一同 貳百文

一三八
孫 八 郎
勘 右 衛 門
五 左 衛 門
金 兵 衛
三 次 郎
安 兵 衛
權 左 衛 門
儀 左 衛 門
惣 右 衛 門
長 八 郎
善 兵 衛
友 八 郎
次 兵 衛
平 三 郎

仁 右 衛 門
傳 七 郎
次 五 右 衛 門
市 郎 兵 衛
與 左 衛 門
善 三 郎
新 三 郎
六 次 郎
政 五 郎
三 重 郎
勘 兵 衛
久 次 郎
孫 左 衛 門
太 郎 兵 衛
一二九

一同 貳分
一同 貳分
一同 貳分
一同 壹分四百五拾文
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱
一同 壹分貳朱

一同 壹分貳百文
一同 壹分貳百文
一同 壹分貳百文
一同 壹分貳百文
一同 壹分貳百文
一同 壹分百文
一同 壹分百文
一同 壹分百文
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分
一同 壹分

一三二
六 右衛門
久 五郎
五 右衛門
六 左衛門
惣 右衛門
長 七郎
庄 次郎
治郎 右衛門
七 五郎
平 三郎
仁 右衛門
作 次郎
庄 右衛門
久 次郎

治 五平
傳 四郎
松 五郎
惣 兵衛
久 三郎
平 五郎
勝 兵衛
文 左衛門
德 兵衛
佐 左衛門
伊 右衛門
藤 左衛門
彌 五右衛門
源 次郎
一三三

一同百文
 一同百文
 一同五拾文
 一同五拾文
 一同五拾文
 一同五拾文
 一同三拾貳文
 一同三拾貳文
 一同三拾貳文
 一同三拾貳文
 一同三拾貳文
 一同三拾貳文
 一同貳拾四文
 金子拾四兩壹分百五拾六文

一三六
 長 助
 久 兵衛
 萬 次郎
 八 兵衛
 庄 五郎
 庄^{いづみ} 五郎
 後 家
 吉 之 郎
 善 五郎
 利 兵衛
 與 惣 兵衛
 權 左 衛 門
 次 兵衛
 板 戸 村

一同拾七兩貳分三百四拾文
 一同貳拾壹兩三分五百廿六文
 都合五拾三兩三分貳百七拾四文
 元文五年申ノ九月吉日

長 田 村
 原 田 村
 神主 原 藤 藏

(口) 白濱大明神御願之夏 一冊

(解説) 半紙本と大判の奉書本とがあり、後者が原本前者は寫本である。故に後者を探った。紙數表紙共六枚(墨付四枚)、寛保四年正月本社殿内の鋪設・金具類の調達を、各地の商人に依頼したもので、時の神主は原藤藏である。

(表紙)

寛保四年
 白濱大明神御願之夏
 甲子正月
 (同裏)
 一 さんらん御戸張
 一金とうらう

白濱邑
 神主 原 藤 藏
 下田町 商人・旅人中間施主
 右同町 平兵衛殿施主

一柏屋
一同
一同
一同
一同
一同
一同
一同
一同
一同
一大津屋
一同
一同
一同

一同
一同
一同
一袴屋
一鹽や
一同
一土佐屋
一山家や
一油や
一顯や
一同
一柏屋
一小堀屋
一鹽や

兵右衛門殿
忠右衛門殿
孫右衛門殿
重右衛門殿
元太夫殿
五郎右衛門殿
清吉殿
德藏殿
喜太夫殿
重治郎殿
門太夫殿
仲之助殿
初太夫殿
品之助殿
一四〇

長藏殿
源助殿
重右衛門殿
七藏殿
增五郎殿
秀右衛門殿
新之丞殿
十藏殿
德太夫殿
安右衛門殿
作右衛門殿
源治郎殿
若之助殿
長藏殿
一四一

一同
一小堀屋

一四二
長右衛門殿
早藏殿

右之旁様御參詣之節御覽之通りかなごに今無之いよし偏ニ奉頼上候去近年當社御造榮仕候而氏子情も無御座候然共外へ勸化ケ間敷儀一切出し不申候爲念令印形候 以上
子之正月吉日

白濱村
神主 原 藤 藏

(ハ) 御鳥居造立諸色入用帳 一冊

(解説) 紙本墨書、半紙三枚綴、寶曆十三年八月御鳥居建立に關する諸費用の内譯を、神主原治右衛門が記し置いた記録である。

寶曆十三歲 白濱邑

御鳥居造立諸色入用帳

癸未八月吉十一日 神主

原治 右衛門

覺

一白楨中柱 木主 佐々木由右衛門

代金壹兩貳分也

一同木 木主 土屋勘左衛門

代金右同斷

一同軸柱貳本 右 由右衛門

代金壹分也

一同貫木 木主 佐々木重郎右衛門

代金貳分也

一同貫軸柱 木主 原田三右衛門

代金壹分三百文

一同軸柱 手前より出ス

代金壹分也

一七拾八工大工木挽共

此造料 貳兩貳分也

一 五百五拾文

味噲代

一 五百文

酒代

一 針數内譯三寸四百五十本貳寸貳百本大五寸貳拾本内四寸十貳本

一 壹貫貳百九十貳文

右針代

一 貳貫百文

石龜起し

一 拾貳工半石や敷賃壹分六百六十四文

一 米九斗六升 代金壹兩六百五拾文

一 壹兩壹分御祭御酒代

右ノ拾兩三分三百七拾貳文也

(三) 白濱大社御造營奉寄帳 一冊

(解説) 紙本墨書、紙數表紙共十六枚、本文墨付十二枚。安政七年本社の造營に際し、諸方に勸化を請ふた際の記録で、冒頭に本社^の由緒を略記し、神主・名主・世話人の連署があり、捐資の有志數十名が記載されてゐる。

(表)

白濱大社御造營奉寄帳

御禁裏勸願所 伊豆國式内一宮加茂郡三島 今稻生 澤郷

白濱長田の地に御鎮座

正一位伊豆三島大神 名神大月次新嘗

相殿に坐します

一品伊古奈比咩大神 名神大

見目神

若宮神

劔宮神

三座を并てまつり俗に白濱五社大明神と申奉る御男神の實の御名は於天事代於空事代玉籥入彦嚴事代主神又都波八重鴨言代主神とも申奉る

當御神 速須佐雄大神二柱のみ神代御船にのらせ玉ふ御事みゆ比咩神のまたのみ名は三島溝櫛姫神と申奉る。

一人皇第一 神武天皇の御后神は五十鈴姫神と申て白濱大神の御姉姫御子神にましますなり

一人皇第二 綏靖天皇の御后神は五鈴依姫神と申して白濱大神の弟姫御子神にましますなり

一人皇六代 孝安天皇の元年に白濱五社大明神御船にのらして出雲の國より入らせ玉ふ御時、海上

にて俄に荒風吹起りしかば、水主楫取共御船を戻し奉らんとしければ、此船をは左右なく東の方へむけよと仰られしが、水主楫取とも仰にしたがはざりしゆへ、大神立出玉ひ扇手にて打あをがせ玉ひしかば、忽順風になりてしばしが程に伊豆の國の白濱と云所に、やすくと御着船あらせられてより以來、御鎮座のよし舊記に見ゆ。今に至りて凡二千二百八十餘年となれり。白濱と云地名の古く見へたるは萬葉集十一に

たくひれの白濱浪のよりもあへす

あらふる妹にこひつゝそをる

かくらまに君こそわれはたくひれの

しらはま波のよるときもなし

我が戀は三島が沖に漕出て

なをそわづろふあまのつり船

西行法師藻鹽

凡六百五十年餘

浪のうつみしまが浦のうつせかひ

むなしきからにわれやなりなん

曾根のよしと

三嶋浦續後拾遺

一孝安天皇の二十一年に伊豆國十の島を焼出し造り玉ひし事ながければこゝに略つはよき

一氣長足姫命神功皇后の朝鮮國を征伐の御時、その御軍船を御助け有せられし事ながければこゝに略つ

一朝廷より霧の勅願なし玉ひしかば、六月十一日より十五日まで五日が間大雨滂沛なみだりたりてすさまじき事

なれ共ながければ略つ。また加茂郡と號たる事白濱大神の御名を鴨言代主神と申奉る御名より出

たる事なり。また鯉魚釣り初め玉ひし事此外御由緒筆に盡しがたければこゝには略つ

職原抄に言代主神ハ八萬四千の國津神の大將軍と御座候通り、御武威の御守護神にて、地面増益

且海上安全を守らせ玉ひ、中國西國諸侯之御船國々の産物其外商人荷物等、江戸表へ積立候船々

三遠駿豆東海之洋中漁船とも、風波の難を助け玉ふ御神にましますなり

然る處來る辛酉年ハ御迂宮年に相當り候へば、御造營仕度手段氏子共自力に及がたく、四方御信心之御方様を縁り上物の多少によらず御寄附奉願候、然上ハ御名前一々記し置永代御本宮御神前

におひて、禰宜三十七人之者ども無怠慢増益御一統海上安全漁業御開運御繁榮之御祈願可奉抽丹

一金廿五疋
一金貳十五疋
一金廿五疋
一金壹朱
一金壹朱也
一金貳朱也
一百文
一貳百文
一百文
一貳百文
一三百文
一貳百文

一貳百文
一貳百文
一百文
一貳百文
一百文
一貳百文
一貳百文
一百文
一貳百文
一百文
一百文
一百文

改

鐵 仲 岩 甚 權 濱 龜 與 傳 伴 善 甚 伊 竹
太 太 右 右 次 二 右 兵 二 兵 兵 二 之
郎 衛 衛 衛 郎 郎 郎 衛 郎 衛 衛 郎 助
一五〇

彌 源 佐 龜市 安 政 爲 藤 富 加 菊 角 萬
吉 藏 吉 吉門 吉 吉 吉 八 助 吉 助 藏 吉
一五一

一 貳百文
 一 百文
 一 貳百文
 一 貳百文
 一 百文
 一 百文
 一 五十文
 一 五十文
 一 三十貳文
 一 百文
 一 貳百文
 一 百文
 一 五十文
 一 三十貳文

一五二
 重 松
 豐 吉
 新 之
 福 之
 與 作
 幸 太
 清 三
 幸 兵
 武 助
 吉 之
 七 藏
 庄 助
 七 郎
 七 郎
 喜 藏

一 百文
 一 貳百文
 一 四 百文
 一 百文

波浮湊 世話人

下田

要 吉
 三 吉
 浪 助
 小 七
 治 輔
 重 門
 甚 之
 市 兵
 同 衛
 與 八

差木地村

同

一 金貳拾五疋
 一 金貳十五疋

3 社人及末社關係

(イ) 慶長年間水帳寫 一冊

(説解) 紙本墨書、半紙百四十一枚綴(表紙共)。慶長三年七月白濱村の水帳を、天保年中神主原豊後が書寫したものである。最後に坪屋敷持書拔として、當時の社人を列舉し、慶長當時と天保時代とを比較對照してゐる。本社々家の内容を知る重要な資料である。故に今その部分のみを拔萃した。

(表紙)

天保八年酉霜月

御水帳 寫

豆州賀茂郡

白濱村原田

原氏

坪屋敷持書拔

一八拾四坪 秀善
 一四拾貳坪 新治
 一四拾拾坪 御嶽大權現社
 一拾三坪 越七郎
 一七拾八坪 甚七郎
 一四拾六坪 又六郎
 一八拾四坪 平治郎
 一五拾貳坪 彌三郎

一五四

原田 佐々木六郎右衛門
 板戸 長谷川治郎三郎
 今濱の大家といふ
 板戸 原 又 六

一百拾貳坪 七郎右衛門
 一五拾五坪 助三郎
 一六拾坪 孫九郎
 一六十坪 社下彌三郎
 一五拾七坪 春日大明神社祭神天兒屋根命
 一六拾貳坪 雨宮社祭神天水分神
 一五拾三坪 善七郎
 一六拾坪 天照皇大神宮社
 一拾五坪 風宮社祭神級長戸邊命
 一六拾四坪 治郎右衛門
 一六拾坪 中左衛門
 一六拾四坪 本左衛門
 一五拾四坪 淺間社祭神木花咲耶毘賣命
 一七拾坪 甚左衛門

一五五

原田中井 寺川善五郎
 原田いづみ 佐々木權右衛門
 同所 同 仁兵衛
 原田出水 佐々木市右衛門
 長田田ばた 大沼吉五郎
 原田下ノ大家 藤井伊左衛門
 原田ツ、キ 原 甚 七
 原田大ヲ田 原 七左衛門
 同所和泉 佐々木茂治兵衛

一八拾四坪
 一八拾六坪
 一八拾坪
 一百坪
 一百三拾坪
 一百廿坪
 一八拾坪 貳屋敷
 一三拾五坪 貳屋敷
 一貳拾四坪
 一百四拾貳坪
 一五拾八坪 柄貳屋敷
 一百四拾四坪
 一百七拾壹坪
 一百五坪
 一九拾六坪

藥王殿改栗島神社
 社 彦七郎
 左衛門五郎
 後彌兵衛家
 御子神社 王子權現社
 宗三郎
 宗左衛門郎
 住吉大明神社
 治郎三郎
 三郎治郎
 津島神社祭神素戔嗚命
 孫三郎
 社 勘解由郎
 社 善三郎
 濃織津姫神 見目大明神社
 一左衛門
 八龍王社祭神海神豐玉彦神
 吉右衛門
 源助

一五六
 同所下毛
 金指六左衛門
 同所大下毛
 土屋三右衛門
 原田大下毛
 藤井半十郎
 原田みね
 土屋作左衛門
 小長田大家
 進士太右衛門
 長田初かた
 藤井平兵衛
 長田新屋
 金指利兵衛
 長田島屋
 土屋勘左衛門
 長田ひかし
 山木藤治郎
 同所
 藤井甚兵衛

一八拾坪
 一七拾五坪
 一四拾八坪
 一百廿坪
 一拾六坪
 一八拾八坪
 一貳拾貳坪
 一五拾四坪
 一七拾八坪
 一五拾四坪
 一九拾四坪
 一四拾貳坪
 一九拾坪

八幡大神社
 六郎左衛門書
 小三郎
 善兵衛
 源左衛門
 七郎左衛門
 せん跡
 三四郎
 六右衛門
 新藏
 社 七右衛門
 社 松尾大明神社
 兵衛三郎
 社 善左衛門
 此善左衛門は跡絶(候間)

原田奥
 原彦右衛門
 長田かみ
 土屋善右衛門
 同所風越し
 政田傳左衛門
 長田
 藤井與三郎
 同所大上
 藤井與右衛門
 同所彌宜屋
 金指丈右衛門
 同所顯屋
 金指忠吉
 同所かみ
 土屋善左衛門
 是ハ土屋幸左衛門別家ニ
 而右善左衛門屋敷ヲ買受
 先善左衛門名前ヲ續由

一六拾五坪

一四拾貳坪

一八拾坪

一五拾貳坪

一百廿貳坪

一九拾壹坪

一百貳拾坪

介 治 郎

善 心 庵

助 七 郎

松 本 郎

彌 六 郎

善 四 郎

孫 左 衛 門

一五八
同所林ノ大家
森 文 七

板戸かぢら
長谷川傳左衛門

原田日詰
佐々木由右衛門

御宮神主
後 彌治右衛門

一百四拾四坪

右原豊後儀者、先祖壬生御達ヨリ子孫相續キ有之候所、文化五年辰四月十五日彌治右衛門死去イ
タシ候ニ付、則悴安治郎幼年ニテ家トク相續仕、然ルトコロ同村長田藤井平兵衛男子陽藏ト申者、
神職心カケ成ル者ニ付、村中役人打寄相談之上、幼年安治郎後見之儀相頼候所則世話イタシ吳候
ニ付、文化十年七月中京都白川家ヨリ免許狀請ケ安治郎儀原土佐ト成、其後藤井陽藏儀ハ同白川
家ヨリ免許狀受藤井伊豫ト成、神職修行之タメ諸國旅居イタシ候内、土佐若命ニテ文政元寅年

原依之老母壹人ニ相成跡相續人無之ユエ、縁續キニ候ハ別家原彦左衛門本家原土佐跡式相續、
然ハ先祖壬生ノ御達ヨリ天保九戌年マテ凡貳千貳百卅余年相ツク
彦左衛門改
原 彌 治 右 衛 門
後ニ豊後
彌治右衛門養子
原 宇 吉

右宇吉儀ハ同村長田彌宜仲間藤井與右衛門次男ナリ。實彌治右衛門娘みやび聲ニテ男子榮吉有リ
一坪七畝拾歩 大 藏 庵 長 田 寺

長田寺開基元來大藏庵ナリ。開山一源元統應永十八年野芴佐野圓通寺ニテ死ストアリ。開山死去
ヨリ天保九戌年マテ凡四百廿八年ニナリ、本寺相芴鎌倉建長寺末寺ナリ
一坪七畝拾五歩 禪 居 院 板戸 禪 福 寺

禪福寺ハ元來禪教庵又禪居院共アリテ長田寺之隱居庵といへり。寛永年中大室といふ僧替派して
曹洞宗ニナリ寺號禪福寺ト改。夫ヨリ天保九戌年マテ貳百拾余年ニ及、本寺ハ相芴大住郡田原村
香雲寺末寺、香雲寺ハ元伊豆之國下田ニ有リシ寺ナリ

(解説) 紙本墨書、半紙五枚綴。現に本社の祭儀として行はれてゐる朔日講が、明治三年始めて設けられた折の定書である。

(表紙)

原田世話人

彦左衛門
市右衛門

白濱 社家 朔日講 圖帳

長田 太右衛門
世話人 平兵衛

定

- 一 白濱大社舊社家之者立寄御神夏ニ付石極メ之事
- 一 講中之者神肴料壹人ニ付貳百文宛但シ障有之候者は百文出銭事
- 一 當番之者酒貳升御神肴として相賄外ニたし肴致間敷事
- 一 肴之義ハ其時之有合之品ニて取肴斗之事

但シ吸物一切致間敷事

右者當明治三年ノ卯月祭り不殘立寄取締仕候以上

但前卯ノ正月會々今午ノ正月會迄番圖名前略之前十三人也

- 一 午ノ五月
- 一 同 九月
- 一 同十一月
- 一 未ノ正月
- 一 同 五月
- 一 同 九月
- 一 同十一月
- 一 申 正月
- 一 同 五月
- 一 同 九月
- 一 同十一月

長田 太右衛門
 原田 市右衛門
 長田 與右衛門
 同上ノ 善左衛門
 長田 善右衛門
 同 平兵衛
 原田 六左衛門
 長田 傳左衛門
 長田 小平
 同 與三郎
 原田 小兵衛

一酉 正月
一同 五月
一同 九月

社家ノ者

三拾七人也

當節柄現存者神事致者合貳拾七人也

(ハ) 白濱明神社家數書上帳 一冊

(解説) 紙本墨書、奉書七枚綴、明治三年三月菫山縣御役所に提出した記録で、本社の禰宜及社家二十八家が連署してある。

(表紙)

白濱明神

社家數書上帳

伊豆國加茂郡

白濱村

一六二

同 三右衛門
長田 藤右衛門
原田 安左衛門

伊豆國加茂郡白濱地に御鎮座
積羽八重言代主神名神大月次新嘗

亦名鴨都波八重事代主命

又加茂言代主命

又久伊豆大明神

又三島大明神

又白濱大明神

又伊豆三島神社

又名三島溝織媛命

又玉櫛姫命

又活玉依毘賣命

伊古奈比咩名神大

相殿ニ坐します

見目神
若宮神
劍御子神

三座を拜祭りて俗に白濱五社大明神と申奉る

媛蹈躰五十鈴媛命

一六三

人王第一神武天皇太后神に座ます

五十鈴依媛命

人王第二綏靖天皇太后神に座ます

右二柱の神は言代主神の大女ニ坐します也

白濱五社大明神の義ハ人王六代 孝安天皇の元年ニ御船に乗らして出雲の國より伊豆國白濱の地に御鎮座有らせられ候由申傳へ、古は神領も有之由に候得共無残り衰微相極り、社家三拾七人之者共追々廢絶仕、残り現存之者廿人余り百姓同様ニ罷成候得共古例ニ付乍恐御寶祚萬々歳 御武運長久天下泰平氏子安全之御祈願月次祭日神事相勤申候。社家名目之者左之通りに御座候

福宜 原 彌治 右衛門 印

社家 佐々木五右衛門 印

同断 佐々木六郎右衛門 印

同断 佐々木市右衛門 印

同断 佐々木由右衛門 印

同断 原彦左衛門 印

同断 佐々木仁平 印

同断 寺川善五郎 印

同断 金指六左衛門 印

同断 土屋三右衛門 印

同断 土屋作左衛門 印

同断 原忠吉 印

同断 藤井小兵衛 印

同断 進士太右衛門 印

同断 土屋善左衛門 印

社家 金指忠左衛門 印

同断 金指七右衛門 印

同断 藤井平兵衛 印